

4028

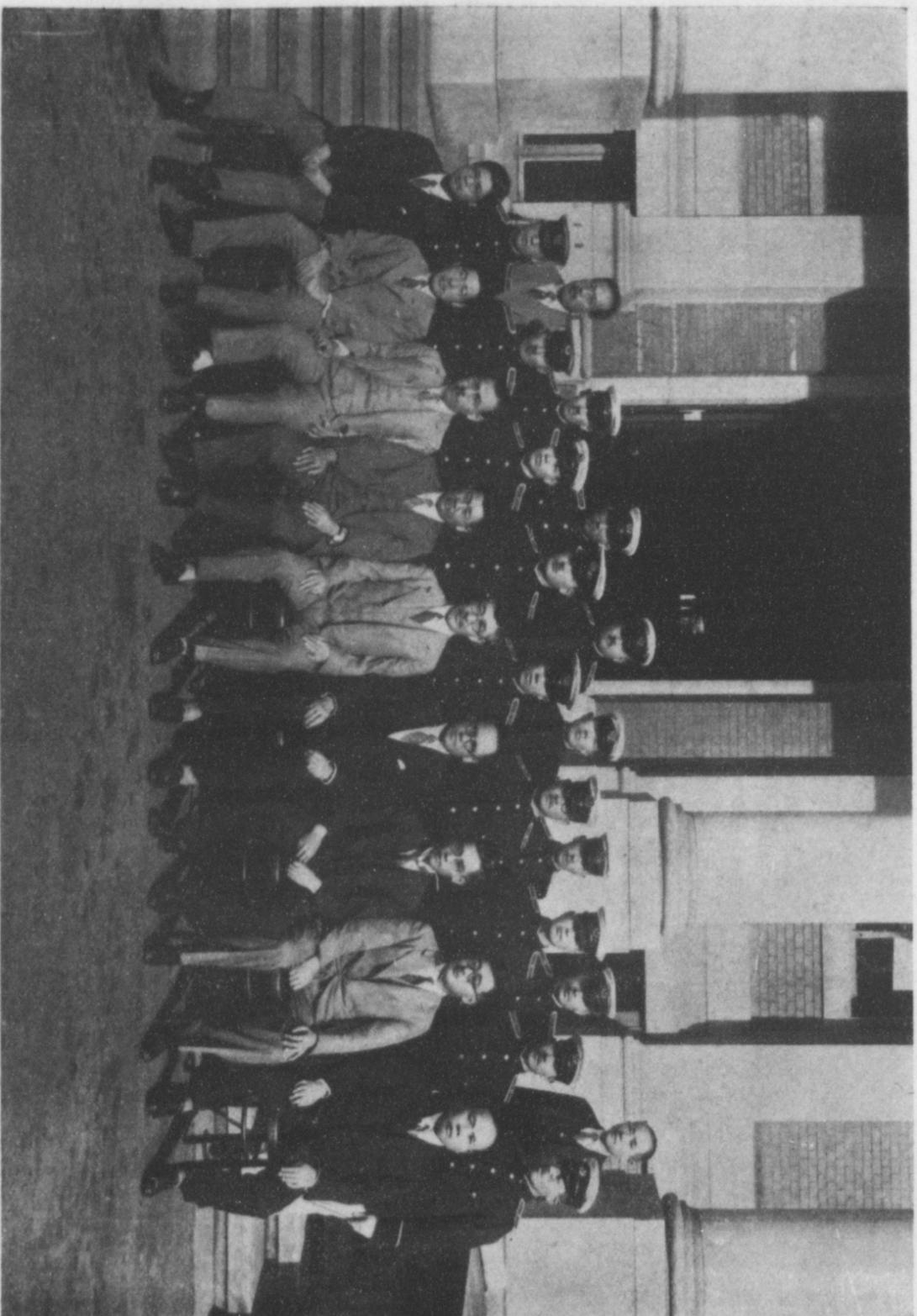
刑 政

昭和七年六月二十八日印刷納本・昭和七年七月一日發行

第 七 號 月 七 卷 五 十 四 第

雜報——敘任辭令——常用外國語の手引(五)——海外異聞錄 刑政俳壇——家庭の頁——讀者の頁	外人の眼に映じたる小菅刑務所 T Y 生 107	榮養の合理化 佐伯 矩 97	海外時報 89	假釋放と社會事業 ルイス・コリンズ 80	收容者の閱歷に就て(四) 69	亞米利加合衆國の刑務所を觀て アンリ・グン・エタン 57	行刑建築(四) 蒲原重雄 40	刑事裁判の教育的任務に就て 坂本英雄 34	犯罪の經濟的考察(二) 楠原祖一郎 25	社會教育としての行刑(三) 中尾文策 13	最近に於ける世界の行刑思潮及び現況(中) 正木 亮 4	プレントフォード卿を悼む 正木 亮 2
--	--------------------------------	----------------------	------------	----------------------------	--------------------	------------------------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------------	---------------------------

財團 法人 刑 勢 協 會 發 行



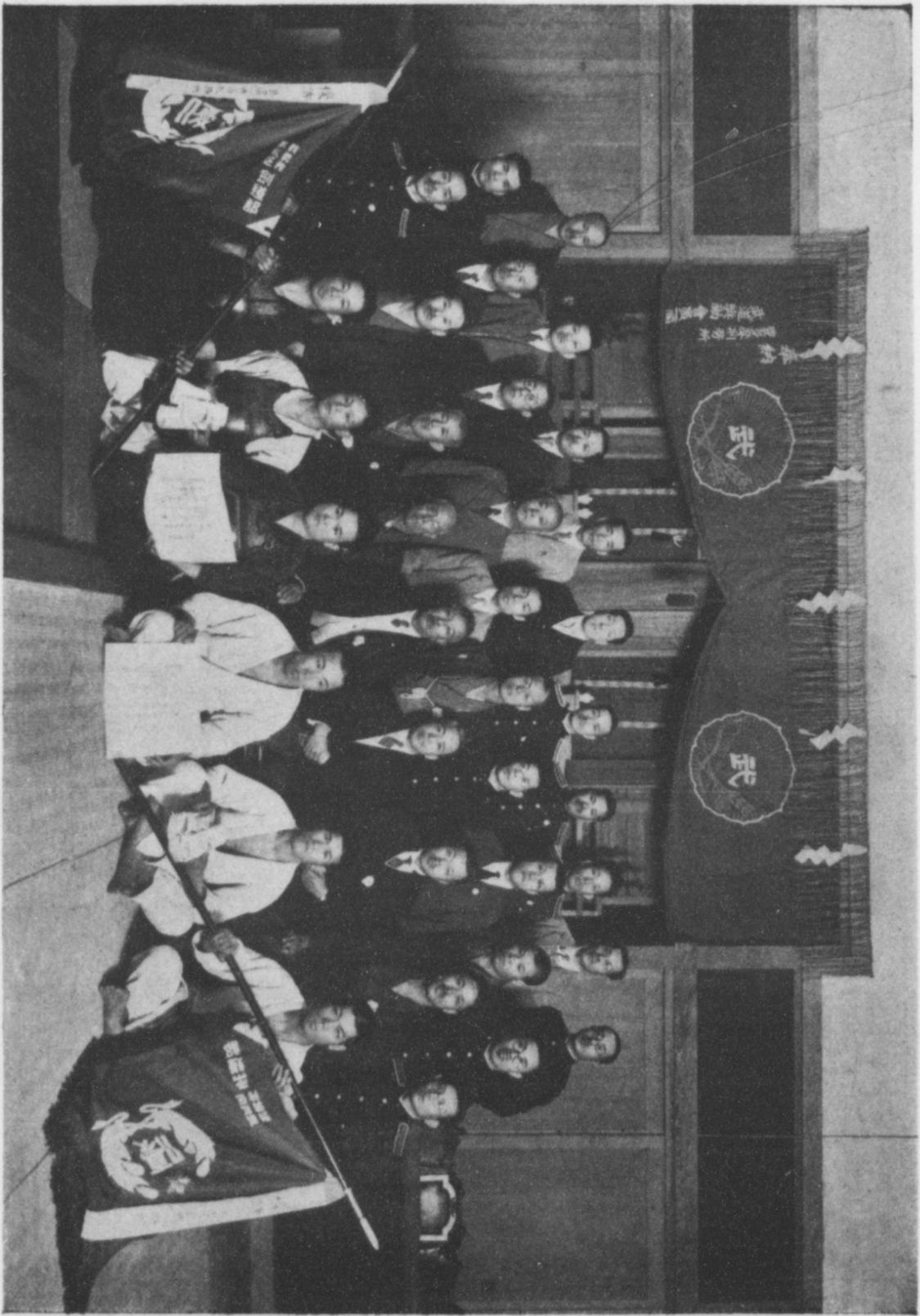
影撮念記式業修生習練別特回四第



刑 政

卷五十四第

號七第



(照參事記)

影撮念記勝優會大道武所務刑區二第

ブレントフォード卿を悼む

一九三二年六月八日ブレントフォード卿長逝の報に接して遙かに吊意を捧げる。
 ブレントフォード卿がわれら行刑學徒に深い印象を與へられたのは一九二五年のロンドンに於ける第九回國際刑務會議に於ける有名な演説からであつた。

卿は當時内務大臣としてイギリスの行刑制度を管理して居られた關係より行刑に關する一場の演説を試みられたのであるが、その演説中特に吾人に多大のセンセーションを與へられた一節は犯人に對する國家の責務といふことであつたのである。即ち從來政府は犯人を逮捕し之を拘禁した場合に社會に對する責務が全うされたと信じて居たのであるが、今日に於てはむしろ犯人を拘禁したときより國家の責務がはじまることになつたのであるとされたのである。

犯人を拘禁したときより國家の責務がはじまるといふのはとりも直さず國家は犯人を監獄に入れ、これを適當に處遇し且つ教育して社會の善良なる一員として復歸せしめるのが國家の犯人に對する責務であるとされたのである。

卿の演説によると輓近のイギリスの行刑は從來の拘禁萬能主義より治療主義と教育主義にいそぎつゝあるのである。嘗てはペントヴィールの獨房式をゑがき出したイギリスに於て獨居拘禁を廢したのも結局は教育主義への動向を示したにほかならなかつたのである。

卿は又監獄生活と囚人改善企劃との間に横はる大きな矛盾を指摘して監獄改良家が常に腦中に納めて置かねばならぬ點として囚人の情操に對する種子を植ゑつけ、しかる後に監獄外の純正な環境において

その發達をはかる必要があるのだとされたが、その示教は結局に於て囚人の法律生活を是正することなくして眞の監獄改良なる累犯防止の期待すべきなきことを比喻されたものとしてわれわれは特に意味深長なるもののあることを感ずるのである。

更に、卿は短期自由刑の無用なる點を高調し現在の保安監置よりも不定期刑のよりよきことを是認されて居るのである。

惟ふに、極めて保守的な國家であるとされ、又事實保守的なイギリスに於て輓近特に治療主義及び教育主義の行刑思潮が擡頭して來たことに對し吾人はその一半の功績をこの卿に奉らねばならぬのである。何となれば、上の認むるところ即ち下之に従ふもので、卿が苟も内務大臣の要職にありながら傳統的な犯罪に對する國家責務の觀念即ち應報を捨て、犯人をも亦教育の對象とせんとする新責任論を道破された以上イギリスの刑罰觀念に一轉期を劃さないわけはないからである。

その後この國家責任論は諸國に於て屢々繰り返されつつあるところである。われわれは行刑教育主義を高調する度にいく度か卿のこの言葉を拜借しつつあるのである。

しかく思想的に激勵されたブレントフォード卿即ちわれらの親しきサー・ウィリアム・ジョインソン・ヒックスが今や享年六十七歳を以て長逝されたのである。

卿は一九二四年十一月より一九二九年六月に至る間ポールドウイン内閣の内務大臣として行刑制度を管理したのであつたが、その卿が今長逝されたと聞いてわたくしは茲にロンドン會議に於ける卿の事績を追憶して遙に吊意を送らねばならぬのである。

昭和七年六月九日

正 木 亮

最近に於ける世界の行刑思潮及び現況 (中)

正 木 亮

目 次

- 一 はしかき
- 二 治療より豫防への動向
- 三 改善困難者に對する行刑の二大潮流(以上前號)
- 四 行刑の核心を爲す労働の倫理化と能率向上の社會的價值(本號)
- 五 自由刑に於ける法律的矛盾と囚人生活の社會化
- 六 刑務官吏に對する世界的要望と官吏の素養
- 七 けつろん

四 行刑の核心を爲す労働の倫理化と能率向上の社會的價值

行刑作業に倫理的社會的價值を與へたのは實にソヴィエトである。即ちソヴィエトに於てはミユラー Müller の言ふが如く刑務作業は卑賤 Erniedrigung でなく又單純なる事務 Beschäftigung でなくして行刑の職能に於ては全く道德的價值 sittliche Bedeutung に置かれるものだとされたのである。^(*) かの「働かざるものは須らく食ふべからず」といふ原則はロシア公民にとつては

労働に對する倫理的目標とされたのであつて、その目標はロシアのあらゆる公民、犯罪人に對して等しく強要された道德上の義務でもあるのである。

故にソヴィエト行刑に於ては労働は犯人に對する精神的及び物質的教化の最高手段と考へられ犯人が労働に従事することによつて味ふ道德的教化的瞬間を新に重要視して居る。^(**)

* Müller, a. a. O. S. 35p.
 ** Müller, ibid.

しかし、人類に對する労働の斯の如き價值は決してソヴィエト新興國に於て定められたところの觀念ではなくて労働に親しみ之にいそむることによつて人類の進化を認むべしとなしたのは既に四百年前のトーマス・モーア Thomas More のユートピア以來各派の教育學者の認むるところではあつたが、特にそれを倫理化し同時に之を社會化したのはかのペスタロッチー P. H. Pestalozzi であつた。彼は人類に努力の自發性あることを確信し、之を實行的勞作によつてあらはすところに眞の教育が成立するものだとしたのである。彼は愛の言葉を聽かせ、暗誦させても愛の教育にはならぬので、愛の教育は自發的の働きによつてのみ達せられるものと爲したが故に、行刑の目的をそれより割り出して「囚人をして額に汗して自ら食し得る人間にまで仕上げることであり」と斷定したのである。^(*)

わたくしは今日決して教誨を否定するものではない。否むしろわたくしは人をして無限の神秘の奥に偉大なる力の存在することを意識せしめたいのであるが、しかし偉大なる力を意識する過程に於てわれわれはわれわれの眞の生活を確立する必要を感ずるのであつて、その眞の

生活の基本は實に吾人の勤勞に始まるのである。ペスタロッチーは勞作は道德の基本であると爲したが、わたくしはこの言葉を利用して勞働は監獄教誨の基本をなすものだと思つて居る。即ち人類の生活を離れて宗教なく、勤勞を離れては生活を考へることが出来ない以上宗教も亦働かざるものは須らく食ふべからずの原則を否定することが出来ないのである。ソヴィエトは宗教を否定して國民生活の基本をそこに置き吾人は宗教を是認して、吾人の生活の基本を又そこに置く。國家の組織は異つても、人類社會を一貫する倫理規範の存することを如何ともしがたいのであつてこの倫理規範を即ち勞働と名づけるのである。

* Franz Zeugner, Pestalozzis Stellung zur Kriminalpädagogik (Blätter für Gefängniskunde, Bd. 60) S. 181.

勞働はしかく總ての人類を通貫するところの道德である以上、われわれはミュラーのいふが如く之を卑賤なるものと考ふべきではないのである。従つて勞働を課せる刑罰と之を課せざる刑罰とをつくり、それによつて刑罰輕重の段階をつくることは道德的向上を最高の目的とするところの自由刑制度に於ける重大なる矛盾となるのである。わたくしはそれらの點に關して世界の思潮がいかに動きつつあるかを探らねばならぬ。

現に勞働を強制しない特殊の自由刑を是認して居るのはわが禁錮とフランスのデタンシヨⁿ détentionとであるが、その二つは何れも非破廉恥罪に科する刑罰なるが故に、勞働を強制して居らないのである。さて、かやうな自由刑は何を目的として之を科するかを探索して見ると、そこには只拘禁即ち社會的隔離あるのみであつて、國家は重き懲役に厚くして輕き禁錮に何等處すべき途を講じては居らないのである。即ち禁錮に對する國家の處置は只無策なる隔離を司

どつて居るのみである。

之に對して國家の責務を明かにしたのは一九二五年のロンドン會議に於けるサー・ウィリアム・ジョインソン・ヒックス氏の一語であつた。即ち氏は犯人に對する國家の責務は、犯人を監獄に投じたるその時より始まるとしたのである。監獄に投じたるその時よりの國家の責務とは國家が犯人に對して人間の道德の基礎の上に彼等の不善なりし生活を陶冶せしめる教化手段を意味するのである。國家の責務は國家内に無爲徒食の人々を生存せしめてはならない。故に社會に失業状態を捲き起すことは國家の責務を盡して居らぬことになるので、國家は社會に於ては失業救済にいそしみ監獄内では作業に困憊しないやうに努力しなければならぬのである。かやうな國家責務が是認せられて來ると茲に問題となつて來るのは勞働のない自由刑を法律で認めることに矛盾が起つて來るのである。勞働のない自由刑の割り出されるのは、自由刑に階級を設けて所謂刑事責任に厚薄あることを明かにしようとする道義的責任論の餘弊であるが、行刑の立場から見るとこれほどつまらぬ考へ方はない。よく働らき、自ら働いて自活し得る人間をつくれれば行刑の最後の目的が達せられ、それだけ犯人が減少するのだから自由刑は責任の階段よりも悪性を直す手續に重きを置かねばならないのである。

この觀點は少くともクリミナリストをある程度まで動かして居ることをいふべきでない。即ち一九三〇年のブラーハに於ける第十回國際刑法並監獄會議に自由刑を單一にするの可否といふ提案があつたのは這般の狀勢を物語るに充分である。不幸にしてこの問題は一九三〇年には決定しなかつた。それは、まだ刑事責任論に關し叙上の二つの見解が對立して居る結果であ

つたが、それにしても従来は殆んど勢力のなかつた自由刑單一論がとにかく次のペルリン會議まで持ち越されたことは少くとも自由刑に於ける労働の價値が相當に考慮されるに至つた大勢を示すといひ得るのである。

* 牧野博士「刑法に於ける重點の 還」第 頁猶ヒックス氏に付本誌本號卷頭言参照

** } Ebermayer, Die Arbeiten der ersten Sektion (Gesetzgebung) (Z. f. d. S. Bd. 51. Hft. 4 S. 528)

自由刑の單一論の普及は労働倫理化觀念の普及である。この觀念の普及するまで行刑教化が猶幾多の障害を受くるであらうことはこれを覺悟して置かなければならぬ。

次に労働倫理化の問題と不可分の問題として考へられて居るのは労働の社會化の問題である。今日の監獄労働はその大體に於て監獄内の特殊の作業として扱はれて居る。故に、その特殊なる關係よりその經營法が全く社會労働と無縁の關係に置かれて居るのである。監獄労働が社會と無縁の關係に居るといふ點に付き、わたくしはその主要の原因として下の數點を擧げて見たい。第一に監獄労働は囚人の勞力のみをねらつて居ること。第二に監獄労働が常に不合理な價格評價を受けて居ること。第三に國家が囚人勞力と普通勞力とに差異を認めて居ること。第四に國家が監獄經營の基本財源を國費より捻出することを當然として居ること等である。

第一の點から國家はとにかく囚人は働かさへすればいいので、その働きが彼等の將來の生計

に影響があらうとなからうと、彼等に勞力を提供せしめればそれで刑事上の責任が充たされるのでその勞力に對して賃金を支拂ひ、その勞力の爲めに、資源を捻出するなどには刑罰の性質上必要でない^(*)と考へられて居た結果である。故に、監獄労働は主として受負業が用ひられ時には彼等の一日の食料費をも償ひ得ない労働さへも與へられて居るのである。

第二に、監獄労働は常に社會労働よりも安價に評價されて居る。その主たる理由は監獄の労働は囚人の手によつてなされて居ること、完成が遅れること等が擧げられるが、しかし、囚人と普通人の製作にかはるところはないので、例へば社會で作られたものと監獄製の久留米餅がデパートで同じ評價で賣買されるのに久留米餅業者は社會の労働者には高い賃金を支拂ひ、囚人の工錢は安く見積るのであるが、之などは傳統的に國家が是認して居る監獄労働に對する誤つた評價法である。

第三に、監獄労働は傳統的に普通労働と劣つて居るやうに考へられて居る。故に、囚人の科程は最初から普通労働者の能率よりも三割四割の割引をされるが事實囚人の労働なるが故に低いのではなくてそれは働かせ方がわるいのである。^(**)

第四に、監獄労働に對しては國家が就業費の出し惜みをして居る。それは國家が監獄を自給自足せしめるといふよりも目の先の工錢によつて監獄費を消却しようとする極めて消極的の考へからわり出されて居る傳統なのである。

この四つの傳統から成り立つて居る従來の監獄に社會化は絶対に望めないし、その作業によ

つて仕立てられる囚人に釋放後社會的に働き得られる人間がつくれるわけがなかつたのである。

* 近時わが地方刑務所に於ても財界不況の影響により囚人一日工錢六錢乃至八錢の工錢の受負として居るところがあるがその食費丈けでも一人十錢を支拂つて居る。

* 先般の軍需品作業により囚人の能率は從來より平均八割の増加を示した。
ところが行刑に所謂社會教育等の思想が影響し殊に勞作教育が今日の社會教育學の重要な地位を占めるやうになつてから監獄勞働も自然に趣味と能率との問題を超越することが出来るようになったのである。即ち社會の一人前の働き手に作り上げねばならぬ監獄勞働に於ては從來の低い科程を引上げ、同時に趣味を發揮せしめる爲めに賃金を與へ勞働の選擇を許す必要が起つて來たのである。^(*) 彼等の趣味を助長させ、その獨立生活の基礎をつくる爲めにブロンスキー Blonskij の持つて來たのである。^(*)
かのソヴィエトの經濟五箇年計畫の案による監獄勞働は叙上の觀點に立つて之を社會化して居るのであるが、その社會化の要點は要約すれば左の通りになる。

- 1 自給自足を目標とすること ^(****)
- 2 賃金主義によること。 ^(****)
- 3 特別會計を認めること。 ^(****)

4 官司業を商業化すること。 ^(****)

この四つの目標によつて試みられたソヴィエトの監獄勞働は非常なる成果を收めて居るといはれて居る。即ちその実績は左の通りだといはれて居る。^(****)

ボルシエバ監獄 Bolschewa 收容人員約九百二十人で作業収益は一ヶ月四十五萬ルーブル即ち一年五百四十萬ルーブル。その主たる作業はスケート靴一ヶ月二萬五千足、スキー靴一ヶ月一萬足、テニス道具一萬組等である。
ソコルニキー監獄 Sokolniki 收容人員三百五十三人で收入一ヶ月三十萬乃至三十五萬ルーブル。

レフォルトウオ Lefortowo 收容人員五百二十一人で收入一ヶ月二十七萬五千ルーブル。
この三ヶ所丈けでも既に一ヶ月百七萬五千ルーブルといふ巨大な収益を擧げて居るといはれるが、かほどの作業に對して民業壓迫などは問題とされて居らない。何んとなればソヴィエト政府は監獄を以て一の國營工場化して居るからである。

* Müller, S. 368 ff.
** Blonskij, Die Arbeits-Schule, II, 21, S. 10 ff.
*** Müller, S. 361.
^(****) Müller, S. 362
^(****) Müller, S. 363

***** Müller, E. 364 ff.

今世界の監獄労働に於てソヴィエトほど監獄労働を倫理化し社會化して居るものはない。しかし監獄労働をかくすることはわれらの監獄労働に於ても亦理想である。何となれば、犯罪人の生活を被害者の納税をも含む國費より支辨する今日の状態は決して合理的のものではないので、この不合理を補ふ爲めにわれわれは第一に能率主義をとり自給自足に遭進せねばならぬのである。

又監獄労働をかく發展せしめる結果として、自給自足が實現出来るだけ能率を擧げ得る曉に於てわれわれは犯人を一本立の人間として安んじて社會に送り出し得るのである。もしそれ、その結果として民業壓迫の聲の起るに對しては、われわれはドイツ行刑法案にあらはれて居るが如く個人企業を侵害することなくして、官用主義の領域に立て籠りその地歩を定むべきのみである。

社會教育としての行刑 (三・完)

中 尾 文 策

目 次

- 一 教育刑の認識と社會教育
- 二 戒護行刑と自主行刑と(以上前々號)
- 三 刑務官吏の問題
- 四 獨居制と雜居制と
- 五 受刑者の科學的調査分類
- 六 自治制(以上前號)
- 七 作業
- 八 行刑と社會との接觸
- 九 結語(以上本號)

七

言ふ迄もなく作業は最早、受刑者に苦痛を與へる手段ではなく、況んや卑屈感の下に壓するを目的とするものではない。其は今日の行刑が有する最も手近な、而して最も有効なる社會教育の手段である(1)。

受刑者の教育と言ふ事に關する限り、刑務作業は二箇

の方面から考へられる事を得る。一は社會教育の具體的方法としての職業訓練であり、二は教育自體の構成要素としての勤勞である(2)(3)。若し刑務作業に其の全き職能の發揮を期待するとせんか、言ふ迄も無く此の二方面は共に満足なる結果を得る事を要する。けれ共行刑に於ては其の前者即ち職業訓練は、或程度の制限下に於てのみ行はれ得るのである。

勿論受刑者を特定の職業に熟練せしめて置き、釋放後の生活の安定に可能性を與へて置く事は、社會教育上の理想であるが、不幸にして之には多大の障害がある。即ち受刑者には概して有技能者が小數なるに加へて、生理的的心理的な缺陷者が多く、刑期も短く、又監獄其物が社會のあらゆる業種を設備し得ず、加ふるに或職業に熟練したりとて、釋放後果して其の職業に就き得るや否や(4)

疑問である等の理由に依り、監獄に於ては一勤勞に依る「教育」の達成を以て一先づ満足しなければならぬのである(5)。右は事實上からの制限であるが、元來職業の熟練は、唯正常なる社會性に附着する時のみ價值があるものであるから、行刑が先づ勤勞意欲の喚起、勤勉の氣風の養成、即ち勤勞に依る教育をより重要視するは、理論上より言ふも當然の事に屬する。

- (1) 「私の常に主張する自力的改善とは、そも作業によらずして何に求め得るであらうか。」正木學士「刑務作業の研究」刑政第三九卷第一號附録四頁。
- (2) ヘルマンは之を「勞働への教育 Erziehung zur Arbeit」として「勞働に依る教育 Erziehung durch Arbeit」として説明して居る。Jugendgefängnis Hahn fersand, ibid. S. 57-58
- (3) 道徳とか秩序とか言ふ事と、人の判断の篩を通して表現される勤勞との間に、極めて微妙な有機的な相關關係の存する事、従つて勤勞はヘスタロツチ的な認識以上に、その教育的意義の理解を要求するに至つた様であるが、私は未だ此點を深く論じる資格を有しない。
- (4) 在監中習得せる職業を以て、出監後の職業と爲し得ざる者の甚だ多き事を以て、在監中の職業訓練不可能の理由とする學者もあるが、此點は寧ろ出監後の就職難——特に前

科者としての——の爲に、就職業種を選擇し得ざる事に依る理由の方が大きいのではあるまいか。

- (5) 森山教授「刑務作業に關する教化的考察」行刑論集前掲第二六四—二六八頁。
- 勿論、勤勞への教育も重要であつて無視せられてはならぬ事、又無視せられてゐない事は、實地につき明かである。エルマイラ以後、職業訓練所の如きものが設置せられて居る事(6)、専門技術者が雇ひ入れられる事、製品々評會の催はされる事等に之を見得るであらう。
- 行刑を社會教育として見る時、作業に於て先づ問題となるものは賃金である。現在、作業に於て賃金の取得權を認むるはロシア(7)、フランス(8)、アメリカの數州(9)、のみであり、我國はじめ各國之を否定して居る。新しい立法例としては、ドイツ行刑法草案第九〇條が明白に之を否定した。其の理由は、法理論としては、刑罰關係は公法上の關係であるから、其れに基き爲したる勤勞の給付に對し、私法上の請求權を生ぜずとなすのが其の一(10)刑罰關係は受刑者の私權を喪失せしめ、其の一切の經濟上の犠牲に於て國家の奴隸と成らしむるものであるとの米國流の議論が其の二であり(11)、實際論としては、賃金制度は受刑者に利益を與ふるものに非ずと云ふ事(12)、受

刑者に金錢を與ふるは却て彼等に惡化の道を與ふるものとなす事(13)、監獄が經濟的に自立せざるに係らず受刑者に此くの如き給付を爲すは不可能なりと言ふ事(14)、監獄當局の手數が莫大であると言ふ事(15)、等である。私は今茲に其の一々を批判する暇を有しないので、賃金制を肯定する積極論を述べる事とする。

- (6) 職業訓練所はエルマイラを先驅とするものであり、一八九三年には三十四種の職業訓練が行はれた。其の詳細はEighteenth Year Book, New York State Reformatory at Elmira, 1893, p. 47 et suiv.
 - (7) 勞働改善法第七〇條
 - (8) Vidal et Magnol, ibid. p. 640, note 3.
 - (9) Cf. Gillin, Criminology and Penology, ibid. p. 464.
 - (10) 正木學士「諸問題」前掲第一四八頁參照。
 - (11) Robinson, ibid. pp. 179, 281. 賃金請求權の賦與は、現に憲法違反であると宣告された州もある。Gillin, Criminology and Penology, ibid. pp. 404, 468.
 - (12) 森山教授「教化的考察」前掲。第二九七頁。もつとも之は内容の如何に依るものである。(第二九八頁)
 - (13) Gillin, Criminology and Penology, ibid. p. 469.
 - (14) Gillin, Criminology and Penology, ibid. p. 468.
 - (15) 正木學士「諸問題」前掲。第一四八頁參照。
- そも、對價なき勤勞に依つて、人の自發心を刺戟せ

んとする事は、人の勤勞心理を無視せるユートピアを描くものであり(16)、加ふるに其の生活の條件が自らの勤勞の結果に依存しないと云ふ事は、社會生活の事實に反する。經濟生活は社會生活に於ける極めて重要な部分であり、人は自らの勤勞に依つて得たる結果を以て、自己の責任に於て衣し且つ食するのである。多く得る時は高度の慾望満足も可能であると共に、僅少なる時は其の程度に節しなければならぬ。其の勤勞の對價の範圍が慾望満足の限度であると言ふ事は、社會生活に於ける嚴然たる規範であるが、受刑者の甚だ多くは、其の社會生活の規範に對する微妙なコントロールを守り得なかつた者であり、其の然らざる者と雖も、やがて釋放の後に彼等を迎ふる所の、異常に緊張せる經濟生活に應化し得しめる爲には、行刑の過程に於て、經濟生活の應化力をたえず訓練して置かなければならぬであらう。然るに従來受刑者は、唯抽象的に勤勞節約を教へられるのみであり、ギリンが言ふ如く「彼等は衣食住の爲に勤勞するに非ずして、その優遇を失ふか又は懲罰を受ける事を恐れる爲に働く」(18)状態である。此くの如き生活に馴らされた者が卒然として社會の生活に入つた時、社會的事實に即せざる行狀善良とか改悛の情ありとかの肩書が、果して彼

を救ひ得るであらうか。

此くして私は、單に受刑者を勤勉ならしめるとか、監獄の作業成績を上げるとか、或は監獄の規律を充實するとかの如き派生的な理由からよりも、社會に馴致せしむるには社會その物を體驗せしめざる可からざるの、社會教育當然の結論から、監獄の中に可及的廣範圍に經濟生活を侵入せしむ可しとし、その前提として作業賃金の取得權を賦與すべき事を叫び度いのである。即ち、一方に賃金を與ふると共に、他方には收容費の少くも一部を其の賃金を以て支拂はしむる事とし(19)、此くして或程度の自己責任に依る慾望満足的手段と機會とを與へ、其の各具體の場合に於て、經濟生活に於ける節制と満足とを教へる事が、社會教育の合目的要請となるのではあるまいか。累進制度も自治制も、此の根本的な一點を除外しては、遂に直に社會教育化し得ないと考へるのである。ロビンソンは米國に於ける從來のコツテージ・システム(Cottage system)の失敗は、其が經濟化する事に依つて、社會に於ける家庭とならなかつた爲であるとして居る(20)。此の觀察は傾聴に値するものと言はねばならぬ。賃金制度は最早其の議論の時代を去り、具體的な構成の時代に入らなければならぬものと思ふ(21)。

迄社會教育としての手段であるから、其の經營に於て社會の標準より遅れてはならぬと共に、進み過ぎる事も躊躇しなければならぬ(23)。森山教授が、其れが一般經濟から孤立することの危険を警戒せられるのは(24)であり、ドイツ行刑法草案第八三條の規定も、單に社會の標準よりおくれる事を恐れるものと解す可きではなく、社會に行はれざる如き經營方法とか業種とかを、唯經濟的動機のみから實行する事を戒しめたものと解しなければならぬであらう。

作業は右の如く社會教育上不可缺のものであり、作業なき行刑は想像し得ないのであるが、茲に其の作業經營の將來に就き重大なる問題の伏在する事を看過し得ぬのである。これ自由産業(民間産業)との競争の問題であり、オゼルスキーが無雜作に資本主義國家の監獄作業をトするが如くに(25)、作業經營の將來は無反省に樂觀するを得ないのである。世は、益々資本主義的生産組織に深刻下し企業は集中し、産業は合理化せられつゝある中に監獄のみは其の國家の資本力を背景として今は獨り此の嵐の外に超然として居るのであるが、教育刑の理想たる賃金制を採るとせんか、或は然らず共、監獄の自給自足主義が高調せられるとせんか、監獄作業は必然的に、

(17)(16) Pandy, Fortschritte und Hemmungen, ibid. S. 98
Hobhouse and Brockway, English Prison to-day, 1922, p. 119.

(19)(18) Gillin, Criminology and Penology, ibid, p. 475
十九世紀の終りに於て、ブロックウエーがエルマイラで此の制度を採用し、衣食費の一切及び醫療費を支拂はしめたが、其の結果は成功であつたと言はれて居る。Winter, ibid. S. 90. 之は、彼が實行した點數制を基礎とする累進

制度が、次第に受刑者の自發心を刺戟しなくなつた事の救済策であり、作業の外、行狀學業等の成績をも參酌して、點數を金錢に換價して與へ、最初の日の衣食の外は、得たる賃金を以て衣、食、醫療費を支拂はしめ、懲罰を罰金に迄變へた。その結果受刑者の緊張は一變し、特に病人を名乗つて診察を乞ふ者が激減した。Brockway, ibid. 321 et suiv. 私は之を、ブロックウエーの擧げた成績の重要な一因と見度す。
Robinson, ibid. pp. 117—118.

(21)(20) 賃金制は尙他の見地からも主張せられる。犯罪の損害賠償を爲さしむる爲(フエリー草案第七三條)。家族を扶助する爲(同上)爲(Gillin, Criminology and Penology, ibid. p. 460 et suiv.)。其れが人の自然權なる故に(正木學士「自由刑の本質」前掲通冊第一一九九頁。O.Krebs, Gefangenearbeit, "Reform des Strafvollzuges", ibid. S. 196.)等
作業は其れ自身が監獄の目的ではなく(22)、其れはあく

積極的なる自由産業との競争の渦に卷込まなければならぬ。否、現状に於ても、ともすれば監獄作業は自由産業の蠶食を受くるが故に、監獄作業も當然に、其の合理化を徹底せざるを得ないのである(26)。自由産業との競争の問題は頗る論議せられたるものゝ一であるが、通説は甚しく樂觀的である。然し官用主義は當然に國家の購買力を其れだけ民間市場から奪ふものであつて、間接ではあるが明かに民業の壓迫であり、又國家的消耗品のみを製作せしむる事は作業の教育目的を無視するもので不當である。受刑者は社會に居れば社會に於て勞働し、當然に競争に参加するのであるから、其れと同一の數の者が監獄で勞働するも競争の率に變化は無いとも考へられるが、現下の資本主義的生産組織に於ては、監獄なる一の企業体の下に各個人の勞働力が統制せられる時には、其は無視す可からざる一勢力となつて市場を脅かすのである。監獄の生産品の總額が自由産業の其れに比し、甚しく僅少なるの理を説くものもあるが、企業集中の趨勢は斯る樂觀説を許さず、又、土地に依り或は品目に依り、必ずしも其の量僅少なりとも言へないものもある。要するに、私は競争は必然ではないかと考へる。然らば斯る事態の下に於て、監獄作業の行く可き道は何

であるか、教育刑の徹底と如何なる關係を生ずるかは極めて重大な問題となるであらうが、之は他日の研究を期する。

- (22) Krebs, Gefangenearbeit, ibid. SS. 191, 199.
- (23) 社會に出た時、その業種がないからである。然し「労働に依る教育」は達し得る事もあるから、絶對的に此の原則を主張し得ざる事は勿論である。
- (24) 森山教授「教化的考察」前掲。第二八三頁。
Pasche-Oerski, ibid. S. 40
- (25) 現に昭和五年度、各控訴院管内刑務所長會同では、司法大臣からの諮問事項の「刑務作業の合理化」と言ふのがあつた。

八

受刑者の監獄生活と釋放後の社會生活との差は、單に程度の差であつて性質の其れではなく、兩者の關係は變化に非ずして進化であり。革命に非ずして發展である。故に教育刑論が、監獄の壁の徒らに高くして、其の内外の生活を殆ど性質的な差に迄離隔する事を難し、種々なる努力を通して、一方、監獄を社會に近付けると同時に、他方、社會を監獄に接近せしむる事に依り、兩者の間に密接有機的なる連絡を實現し様とするのは當然の事であ

る。其の努力の主たるものとして、私は、受刑者の外泊、作業の社會的進出、受刑者保護司、刑務委員會、釋放者保護の五點を挙げたい。以下簡單に之を述べる。

外泊 (Urlaub, congé) とは讀んで字の如く、受刑者をして其の刑期中一定の期間外泊せしむる事であり、現在にはロシアとプロイセンとにのみ其の完全なるものを見る(1)。其の理由とせられる所は、累進處遇中に於ける優遇、性慾問題の調節(2)、農事の手傳ひ(3)、等であるが、私は寧ろ社會教育に對する拘禁生活の矛盾の救済策、即ち、社會より離して社會を教へたる事に對し、或程度に於る現實的社會に觸れしめる事に依り其の缺を補はんとする事、語を換へて言へば「受刑者と社會との融和」(4)を完成せんとするのが其の一であり、次に、社會の空氣を呼吸するに及んで、彼の或は美點と見えたもの或は弱點と見えたものが如何なる傾向を現はしたか、即ち彼が果して温室植物以上の者であり得るや否やを、釋放に先立つて判斷する(5)手段であると言ふ所に要點があるものと解し度い。従つて私は、之を優遇とか、強制的輕減とかする見解には賛成する事を得ぬのであり、受刑者を社會に近付け様とする行刑の本質上其れは當然の過程であるとするのである。

外泊が優遇と言ふ恩惠的性質より轉じて、社會教育の一過程とせられる時は、現行制度は尙改革の餘地を持つものであるが、然し諸國は尙外泊をすら許さないのである。我國には未だ斯る規定はない。唯監獄當局と檢事局との密接なる連絡の下に於て刑事訴訟法第五四六條の五號七號を、極めて廣義に活用する事に依り、或程度の効果を得る事と思ふ。

- (1) ロシアの事は、正木學士「諸問題」前掲。第一五三頁以下及び第二〇四頁以下。Oerski, ibid. S. 83ff, Chirvint, ibid. p. 39. プロイセンの規定内容は森山教授「累進處遇法」前掲第三六頁以下。右の二つは構成を異にする。即ちロシアは外泊を權利とするに對し(Oerski, ibid. S. 84)、プロイセンは國家の恩惠とし之を許す義務を認めない。(森山教授前掲第三七頁)。故に前者が其の間も刑期を進行せしむるに反し、後者は恩惠的に之を刑期に通算し得るにすぎなく。

(2) 之を受刑者の性慾問題に對する解決とする者は Oerski, ibid. S. 83. 其の解決力を疑ふ者は Frede, Der Strafvollzug in Stufen, "Reform", ibid. SS. 132—133, Sieverts, Die preussische Verordnung über den Strafvollzug in Stufen, "Rechtsstaatsidee", ibid. S. 138. 尙プロイセン累進處遇令の起草者は、何等此の問題の解決に對する期待を持たなかつたとゲンツが言明したと云ふ Sieverts, ibid. S. 138,

- (3) ロシアは一九二二年五月二日内務委員會通牒に依り、一定の條件の下に三ヶ月乃至四ヶ月の間、農業 Feldarbeiten の手助けの爲に、右の休暇とは別箇の其れを與へ、嚴正獨居拘禁者に迄之を許し、頗る廣く活用して居る。Vgl. Oerski, ibid. S. 85 ff, Chirvint, ibid. p. 39.
- (4) 正木學士「諸問題」前掲第二〇四頁。
- (5) 自由刑の矛盾下に於て、釋放は一の冒險である。其の冒險を避ける有力なる手段として、此の外泊は運用せられなければならぬが、其の爲には一年に十日前後の休暇では甚しく不充分である。Sieverts, ibid. S. 138.

作業の社會的進出は、必ずしも意識的に行刑と社會との結合——行刑の社會化——を直接の目標としたものではなく、經濟的な動機を其の主たるものとするであらうけれ共、刑務作業の社會的進出が、其の經濟的衣裳の下に知らず、社會と監獄との距離を短縮しつゝある事を興味深く感じるのである。

先づ人は、受刑者の製作品を以て其の需要を充たす事に依り、無形の融和と親しみとを、受刑者に對して感得する事は疑ひを容れない。次に、作業の經營に依つて監獄と社會との間に生じる商的關係は(6)、一方には監獄をして社會の動的事實に對する智識と理解とを輸入せし

め(7)、他方には利害關係を通して社會を監獄に結び付け、理解を與へ、無智な嫌惡から救ひ、此くして兩者を双方から近付けるのである(8)。

(6) 刑務作業の經營は、其の一部、即ち經理的なるものを除けば明かに商的色彩を帯ぶるものであり、此の事は、請負委託、官司業の何れたるを問はない。

(7) 商事は、民事に對し、之を進歩的、自由主義的、平等主義的要素を以て着色するものであるが、刑務作業の經營にも當然此の原則は影響するのであり、爲に監獄は、作業を通して動的社會事實からの刺戟を受ける事が、頗る多いものと考へ得る。大体に於て作業方面の吏員は進歩的であり懷疑的であるに引換へ、戒護方面の吏員が保守的でありドグマチックである様に見えるのは、此點からも理解し得ないかと考へる。

(8) 故に此點——作業に依る行刑の社會化——より見るも、刑務作業を單に作業訓練化して之から商的事實を奪ふ事——民業壓迫論者の持論であり、現にエーツ法の爲にエルマイラが實行したもの——には容易に贊し得ぬと共に、商的色彩の稀薄な官用主義に徹底する事も躊躇しなればならぬ。

受刑者保護司 (Gefangenenfürsorger) の設置は近年の問題である。受刑者は、教務、作業、及び戒護醫務等の吏員より、たえず指導は受けるのであるが、とも

のである。

次に保護司はたえず社會と連絡を取り乍ら、受刑者の釋放後の準備をするものである。彼は各受刑者に付き最も豊富なる智識を有するのであるから、之に對し最も適當なる環境と、時と人とを準備するに適するのであり、此く受刑者が新生活に入る時に於て、其の指導者と成り伴侶となるのである(13)。此く見る時は、監獄と社會とを結ぶ者として、受刑者保護司は大きな役割を演ずるものである事を痛感せざるを得ない。彼は謂はば監獄と社會との兩棲動物であり、二つの世界に於けるコスモポリタンであり、絶えず兩者を結ぶのである。

受刑者保護司はドイツに於て、ツイットリヒ少年監獄に置かれたのを嚆矢とする由であり(14)、其後、ザクセンに Fursorgebeamte、チューリンゲン及びハンブルグに Sozialbeamten が出來(15)、英國ではボースタル院に matron がある。我國に之のないのが惜しい。

- (9) 正木學士「收容者保護司の必要一刑政、第四四卷第一一號第二頁以下。
- (10) 歴史的には教誨は宗教的教誨として發達した。正木學士「諸問題」前掲第一六一頁。
- (11) これ、行刑の社會教育化によるのである。

すれば之等の部門の間に連絡が無く、又假に之ありとするも、統一的な総合的な實踐教育を受ける機會に恵まれないのである。常に受刑者に接觸して、其の性格、長所、短所、判斷力を觀察し、あらゆる機會を捉へて具體的に之を指導し教育する官吏の必要なる事は、言をまたないであらう。又受刑者の釋放の際は、社會と彼との關係を恢復するに付、極めて複雑なる事務を生じ、透徹せる明察と手腕とを要するのであり、此處にも専任の官吏が必要とされるのである。然るに従來、右の二つのものは、共に教誨師の任務とせられたる爲、教誨師に對する負擔の過重と成り、其の本來の任務たる教誨に専念し得ざるの憾みが深かつた。受刑者保護司の制度は、此くして考へられるのである(9)。

受刑者保護司は先づ、受刑者に社會的教誨 (weltliche Fürsorge) を行ふものとされ得る。社會的教誨は宗教的教誨 (kirchliche Seelsorge) (10) の中に次第に育てられて來たのであるが(11)、進化を重ねる事に依り此く分化する事となつたのである。兩者の區別は、宗教的教誨が精神的にして其の方面を問題とするに對し、社會的教誨は心理的方面を重視して實生活を指導せんとするにあり(12)、要するに後者は前述せる實踐教育に外ならぬ

(12) Krebs, 'Erziehungsbeamte, ibid. SS. 73—74.

(13) H. Eichler, 'Neuzeitlicher Strafvollzug, "Zeitschrift f. d. Strafrechtswissenschaft", 1927, 1/2 Heft. SS. 186—187

(14) 木村教授「行刑の上より見たる刑罰の本質」前掲、第二號第一三頁。

(15) 保護司に戒護權を持たせて居るものと然らざるものとある。又ザクセンの如きは保護司に、假釋放請求權を與へて居る。資格は大抵大學教育を受けたる者と言ふ事になつて居る。 Vgl. Eichler, ibid. S. 184, Starke, Gefangen und Entlassenenfürsorge, "Reform", ibid. S. 218, arm.

次は刑務委員會である。勿論之は監獄官吏の専恣に對する調節の意味(16)もある事であるが、其れが監獄技術の問題から、刑事政策の其れに迄高められる(17)と同時に、社會が監獄に侵入する契機と成る事を注意しなければならぬであらう。行刑に社會人の分子を加ふる事に依り——其の分子は撰擇されなければならぬが——監獄の壁の中のみ妥當する生活規範や價值判斷は次第に反省せられる事と成り、行刑は社會の潮流に漸次近付くのである。

委員會の種類は其の關與する職務の範圍に依り、種々なものが考へられ、又其の求められる委員の範圍、資格、權能に依り其の構成も區々に成つて居る(18)。我國にも、

昭和六年から少年刑務所に限り、假釋放審議會が開かれる事と成り、少年刑務所長は判事檢事に、特定の少年につき假釋放を適當と思料するや否やを諮問する事と成つて居るが、之は實質的には、米國に於けるパロールポード又はパロールコムシヨンと稱せられるものである。これ我國に於けるエボツクメーカーキングな試みであり、社會と監獄との接近を可能ならしめるものとして大いに將來の擴張充實を計らなければならぬものである(19)。

(16) 正木學士「諸問題」前掲第五二頁。

(17) 正木學士「諸問題」前掲第五二頁。

(18) 正木學士「諸問題」前掲第五二頁以下。同「刑務委員會設立の是非」刑政第四〇卷第五、六號參照。

(19) 正木學士「少年受刑者の假釋放審査評議會」刑政第四五卷第一號參照。

釋放者保護は最早、或は慈善的恩惠的性質のものと考えられたり、或はセンチメンタルな女學生的人道主義の對象であつたりする事は出来ない。其れは行刑の終點である事に於て、行刑とは性質的に同一なものであり、當然國家の行ふ可き任務である。

釋放者保護の肯定せられる理由は、行刑中の社會教育を更に延長充實して、受刑者を円満に社會に引渡す積極

ソヴィエツトロシアは既に之を承認し、ドイツ諸邦も之に近付き、現に其の數州には、前述の受刑者保護司があつて、釋放と保護との連絡に萬全を期して居る。受刑者保護司は前述の如く監獄と社會との兩棲動物であるから其の何れにつきても具體的な認識を有し、釋放後にはじめて受刑者との交渉を生ずる者に比し、遙かに社會と釋放者との結合を妥當ならしめ得るのであり、此の點は英米のプロベーションオフィサー及び我國少年法の保護司の制度に一步を先んずるものと言ふ可きであらう。故に釋放者保護に當る者には、監獄の規律を亂さざる限り拘禁中と雖も自由に受刑者と面接せしめ(24)、保護者には特定の受刑者に關する智識を深からしめ受刑者には保護者に對する信頼と社會生活の覺悟を準備せしめなければならぬ。而して此の保護者にも假釋放の請求權を與ふる事が、適當なる時と場所と條件とに於て、受刑者を社會に入れる方法となるであらう(25)

Starke, *Ibid.*, S. 208.

(21)(20) 其の消極的部分は、近時學者の問題とする自由刑の本質論の反省に出づるものである(正木學士「自由刑の本質」前掲通冊第一一八四頁以下參照)即ち、自由刑による現實

的部分と、自由刑が刑期の制限を超えて、釋放者、家族及び社會を害する事から救はんとする消極的部分からである(20)。行刑に於ける一切の施設と努力と試みとは、受刑者釋放の時に於て其の總決算を要求せられ、行刑は此處に愈々社會に直面するのである。しかも監獄は社會教育の徹底に付ては、前述の如く不可避の矛盾を有するものであり、如何に努力するも監獄のみの力を以てはよき市民を作り得ないのである。加ふるに釋放者の大部分は、以後、經濟的に對人的に、極めて困難なる環境の下に置かれるのが通常であるから、一層、此の間の環境の變化に注意しつゝ、從來の社會教育を強化補充する事が必要となるのである。積極的部分とは之であり、社會と行刑との接觸の意味に於て釋放者保護を重視せんとするのは此の點に於てである(21)。

要するに釋放者は、單に監獄より釋放せられたるのみを以ては未だ充分に釋放せられて居ないのであり、保護に依り重ねて釋放せらるゝの要ありと言ふ可く、ゾムメルの言ふ釋放の釋放(Erlassen von Erlassen)(22)が行刑社會教育の終點に必要となるのである。

國家及び社會が、釋放者保護の義務者なる事は、右の如くにして遍ねく認められる所とならんとし(23)、現に、

の自由刑は、自由刑の本質には屬せざる多くの權利侵害を加へるが、之を除く事に釋放者保護の消極的理由がある。

Eichler, *Ibid.*, S. 187. 事實、刑罰の執行後に於ても、其れは尙屢々終身退放刑 *life's sentence of banishment* の結果となるのである Starke, *Ibid.*, S. 213, Anm.

(22) Ottenheimer, *Ibid.*, S. 71.

(23) Starke, *Ibid.*, S. 211. ドイツ行刑法草案第二四〇條前段。

(24) ドイツ自由刑執行原則第一一二條。同行刑法草案第一二二條第四項。

(25) 正木學士「自由刑執行の累進制度」法學志林第二五卷通冊第一二二三頁。同「行刑思潮と保護思潮」保護時報第一三卷第一二號第一〇頁。

九

以上の如き教育刑論の主張に對しては、不可解な反對論がある様である。徒らに歐米に模倣し、我國個有の淳風美俗を無視するとなすもの之である。私は次の如く答へやう。先づ、以上の諸論は、決して簡單に歐米の思想であるとは言へないものである。我が國に於て然るが如

く、歐米に於ても教育刑論は茨の冠を戴いて来たのであり、恐らく現在に於ても、容易に之を歐米の思想と斷言して了ふ事は出来ないであらう。

又行刑の實際につき考へて見ても、「歐米の行刑」と言はれるものを其儘、我國に模倣するが如きは、思ひも依らざる事情にある。次に我國の教育刑論者は、單に其れが歐米に行はるゝが故に有價値であり、然らざるが故に無價値であるとする程無批判である事を立證し得る者ありや。第三に、歐米に於て學說上實際上價値ありとせられるものを、我國に於て一應問題とするは當然の事であり。之は行刑のみならずあらゆる他の部門に行はれる事である。尙我國個有の淳風美俗を——此概念は漠然として居るが——教育刑論が無視するとなすは、理由なき事であり、之を尊重すればこそ教育刑論に固執せざるを得ないのである。尙一言を添へ度い。教育刑論は受刑者を甘やかすものではなく、却て其の努力を高度に要求するものである。

血液型と犯罪は 直接關係しない

岡山醫大法醫學教室重信、前煮兩學士は受刑者血液型につき岡山刑務所服役中の囚人八百四十一名から採血研究の結果
A型三百五十一名、O型二百四十六名、B型百七十三名、A B型百七十一名でそのパーセンテージはA四一・七%、O二九・三%、B二〇・六%、A B一八・四%
を示し歐米に於て犯罪者はB型に多いと云はれて居たが今回の研究の結果により内氣なA型にも多く日本人と歐米人は犯罪に對する血液型が同であることが立證せられ血液型と犯罪とは直接密接な關係がないことが判つたが、これは局部的研究であつて地方的にも相違するので今後更に一般社會人につき研究を進めることになつた。

犯罪の經濟的考察 (二)

楠原祖一郎

目次

- 一 生活のための經濟闘争
- 二 經濟事態の變化と犯罪事象 (以上前號)
- 三 經濟的犯罪
- 四 犯罪の經濟的狀勢
- 五 犯罪の職業的分類 (以上本號)
- 六 常習的犯罪
- 七 犯罪行爲に於ける經濟組織の影響
- 八 窮乏(貧困)と犯罪

三、經濟的犯罪

犯罪に對する經濟的事實の影響に於ける、第二次的研究方法は、犯罪となるべき行爲が、經濟力によつて條件づけらるべき、即ち *Economical Criminality* と稱せらるゝ基礎關係を確かめるにある。大體において、財貨に對する犯罪は、當然それは經濟的なるモチーフによつて行はるるものであつて、それ故にこれを經濟的犯罪と稱

し得るのである。一般的について見るに、這は決して不確實なる認定ではない。けれどもその間には、多少の例外的事實のあることを認めなければならぬ。即ち多くの犯罪事態の中には、單に、經濟的動機によるだけではなくて、その他の力によつて動かされてゐる犯罪も、素より尠少ではない。

しかして或る種の犯罪原因における經濟的動機を、事に實態的に經濟的意義において領解せんとするは、決して容易ではない。Fornasari Di Verce は、一八七三年から一八九〇年に至る期間において、イタリアにおける一般犯罪の經濟的關係と、その變化の及ぼす影響について詳細なる研究を發表してゐる。今その研究の成績によると、次表において示すごとく、各人の經濟的利福の條件が、如何になつてゐるかといふことが、犯罪事態に對して影響づけてゐることが發見されるのである。

(註一)

さらに又 Fornasari di Verce は、一八四〇年から一八九〇年に至る英國に於ける一般犯罪件数中に含まるゝ、經濟的條件の變化による影響の事實、並に一八八二年より一八九一年に至るニューソース・ウェールズにおける同様の事情について、伊太利におけると全様なる研究を發表してゐる。(註二)

(註一) Fornasari Di Verce, La Criminalità e La Vicenda Economica D'Italia, Turin, 1894. p. 138.

(註二) Fornasari Di Verce, OP. Cit., P. 202.

犯罪の性質及分類表 (Subject to the Influence of Economic Welfare (Vicende 註一) and Subject to the Influence of Economic Occupations)

一 分類の限界
Inversely Causes

○ 犯罪事態の最も強烈なるもの
(數量的に多きもの)

- 一 凡ゆる盜犯 (Thefts of all Kinds)
- 二 横領 詐欺及その他の詐欺類似犯
- 三 財産に對する犯罪
- 四 營業に關する犯罪 (詐欺破産 Fraudulent Bankruptcy を含む)

- 犯罪意識の緩慢なるもの (數量的に中等度のもの)
- 五 營業犯罪中、詐欺破産のごときを除くもの
- 犯罪意識の粗雑なるもの (數量的に寡少なるもの)
- 六 脅迫、強請及強盜犯等
- 七 家族制度に對する犯罪 (Crimes against the order of The Family)
- 八 個人の名譽に對する犯罪 (Crimes against the Persons Coming Before The Magistrate)
- 九 公序に關する犯罪 (Crimes against The Public Order)
- 一〇 行政組織に關する犯罪 (Crimes against The Public Administration, "Expecting Rebellion and Violence to Public Authorities")
- 一一 文書偽造及び貨幣贋造 (Forgery and Counterfeiting)

○ 酒精の影響せる犯罪

- 一 暴行、脅迫及殺人
- 二 謀反及社會制度に對する非違
- 三 各種の殺人
- 四 姦淫及婦女誘拐

Directly Causes

最も著しき原因と犯罪事態

- 一 國家保安に關する犯罪
- 二 偽證罪等
- 三 詐欺破産
- 四 凌辱及誹毀罪
- 五 宗教に關する犯罪
- 六 放火、惡戯

(Vicende) 此の言葉は、伊太利に於ては、英語の變遷 vicissitudes 或は變化 changes といふ意味に使はれてゐるのであつて、"Economic Welfare" といふ語によつて、原著者の眞意を汲取つたのである。

犯罪及非行の原因別配列
經濟的福利に影響ある事項

Much Causes

- 一 財産に關する犯罪 (暴行の伴ふもの)
- 二 財産に關する犯罪 (暴行の伴はざるもの)

Moderately Causes

- 一 豫謀による財産犯罪
- 二 個人の姓名及財産に對する犯罪

Little Causes

- 一 その他個人に對する特殊犯罪
- アルコホルを主原因とする犯罪

右 全

職業に影響する事項

not at all.

Misdemeanors and Contraventions,

only slightly

Forgery and Counterfeiting

右の配列の示すところによつて、經濟的條件の壓迫が個人に對する犯罪よりも、財産に對する犯罪を増大せしむる傾向が、明瞭に看取されるのである。即ち犯罪行爲の限界が、物價及び賃銀の高低によつて變化するの傾向を確認し得るのである。

さらにヨーロッパ各國における一般的犯罪中、經濟的犯罪に屬するもの、パーセンテージは、次のごとく示されてゐる。(註三)

國及調査年次	經濟的犯罪 %	性慾犯罪 %	*復讐的犯罪 %	政治犯罪 %
獨逸 (一八九六—一九〇〇年)	四一	一、三二	五六	六七
				〇、二二

英	一八八一—	三六、七八〇、六三	六二、五九	—
佛	一八八一—	六〇、〇九一、五九	三八、三二	—
伊	一八八一—	四六、七五一、五七	五一、六八	—
和	一八九七—	四二、一二〇、八四	五七、〇四	—

* 復讐的犯罪の中には Insults, Malicious Mischief, Arson, Assaults, Homicide 等々の如き、各種の犯罪を内包して居る。

右表の示すところによつて、凡ての犯罪中、經濟的原因による犯罪数は、その五分の三に達し、最も高率なるを知るであらう。(註四)さらに他の一般犯罪においても多くの犯罪原因中、少くとも經濟的事實が、多少にしろそれが條件となりつゝあることを推知すべき理由があるのである。

性的犯罪は、部分的にはあるが、又經濟的條件によつて影響づけられてゐるものである。即ち經濟的困難による青年階級の婚姻成立の遅延は、婦人の職業的經濟的獨立の必要なる事によつて、不節操なる行爲が、貧困の増大と共に刺戟せらるゝに至るものである。前述せるところの如く、個人に對する犯罪は、經濟的

繁榮の進歩と共に益々増加する傾向がある。この事實は即ち、經濟的狀態が一般に、犯罪を條件づけるものなることを暗示するものである。而して凡そ現代人が、その繁榮によつて達成を期せんとするものは、娛樂に對する慾望の充足であるが、現今多くの文明國にありてはアルコホルの無節操なる使用と、狂暴なる刺戟の要求とは、何れにしても個人的敵對 Personal Encounter を誘導し、かくて這般の犯罪關係が高めらるゝのである。

(註三) W. A. Bonger, Criminality and Economic Conditions, Trans. From France Ed. Boston 1916. pp. 538 and 562.

(註四) 一九一〇年の合衆國センサスによれば、個人に對する犯罪にして、刑事裁判所によつて有罪宣告を受けたるものの同年中におけるゼネラル・ナンバ―は、四十九萬三千九百三十四件に達し、これをその犯罪種別に分類すれば次表の如くである。

囚人及不良兒童による犯罪別分類表 (一九一〇年)	犯罪事件數
犯罪件名及關係事項別	
總犯罪件數	四九三、九三四
個人に對する犯罪	三〇、四一一
財産に對する特殊犯罪	六七、五五七

その他財産に關する犯罪	一〇、六四一
貞操に對する犯罪	一三、九四四
行政制度に關する犯罪	三、四五六
公衆衛生及保安に關する犯罪	一四、六三七
公序良俗に關する犯罪	三一三、四〇六
公共政策に關する犯罪	一八、三七二
兒童に關する特殊犯罪	七、八〇三
囚人家族の犯罪	三、六六六
其の他の一般犯罪	一一、〇四一

右の表によれば、財産に對する犯罪は、總犯罪の六分の一より稍低い様である。しかし乍ら公序及び良俗に對する犯罪は、總犯罪の五分の三以上に達して居る。勿論この種犯罪は、泥酔、放縱及放浪等の犯罪が總計されたものであること言を俟たない。この中でも、犯罪類似のものは、凡て除外されてゐるが、若しこれを除外せずに加算すれば、財産に對する犯罪は、主要犯罪事實の二分の一に達するであらう。

しかして今個人的犯罪中、その原因にして、經濟的條件によつて支配せられたものと認定し、且つ意義づけを

明瞭ならしむるは不可能である。併し乍ら、前記の考察は、この事實に對して優れたる資料を與へたものと言ひ得るであらう。(註五)尙政治的犯罪の如きも、全犯罪事件事中若干の部位を占めてはゐるが、これも亦重大なる意義を持つものといはねばならぬ。この種犯罪の多くは、現存の經濟的秩序によつて、犯罪を構成するに至つたものであつて、經濟的苦痛の狀態を改革すべく努力せるところによつて生ぜし犯罪である。

(註五) ボンガーは曰く、或るソーシアリストの如きは犯罪に對して經濟力の影響の重大なるを力説してゐるが、個人的犯罪の重要な原因は、主に現今の社會制度に對する不滿に起因するもの多く、驚ろくべき相互の敵對行爲が、現にそれを結果しつゝあるのである。第二に極貧階級における文化及教育の劣等なるは、又犯罪遂行の有効なる原因たり得るものである。更に第三には無節制なる飲酒や、社會的環境にもその原因の有力なるものを見出すであらう。Bonger W. J., op. cit., p. 433.

四、犯罪の經濟的狀態

犯罪に對する經濟力の影響を研究する第三の方法は、犯罪の經濟的狀態を明白ならしむるにある。而してそれ

は富の分配と、職業の相關的状態を明らかにすることから始めらるべきである。

一般に知れてゐるところの如く、貧民階級の犯罪は、通常甚だ高率を示して居る。併し乍らそれは此のクラスに属する人口頭数が、甚だ多数であることにも起因してゐるのである。然るにこの貧民階級の犯罪が、その人口頭数に比してパーセンテージが甚だ過大である。而してこれは何故であるかの眞實の事情を知ることが、けだし困難であらう。

今 Fornasari Di Verce が研究せる如上の研究課程における若干の事例について見るに、伊太利に於ける一八八一年のセンサス・スタチスチックの示すところでは、職業的狀態によつて、リッチメン・クラスと、ミドル・クラス及ブーレスト・クラスとに分類されてゐるが、イタリーにおける男女九歳以上のものにして、各人口一、〇〇〇人中三九〇人六六以上のものが貧困階級に包含されてゐる。しかし彼等の職業状態にありては、その収入では極めて不満足な生活をしか營み得ないのであつて、その貧民一、〇〇〇人中六〇九人二四以上のものは、満足なる生計状態を示してゐないのである。(註一)

さらに伊太利において一八八七年、一八八八年及一

八九年の三ヶ年に亘る刑事犯罪統計は、富乃至財産に對する犯罪について次表の如き事實を示して居る。

有罪犯中經濟階級別狀態 (百分比)	一八八七年	一八八八年	一八八九年
經濟階級別			
極貧階級	五六、三四	五七、四五	五六、〇〇
小經濟階級	二九、九九	三〇、七七	三二、一五
中產階級	一一、五四	九、九八	一〇、一三
富裕階級	二、一三	一、八〇	一、七四
合計	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

右の分類において示す經濟階級とは、任意にその範圍を推定したものであつて、多少ともそれは不確實なものである。しかし乍ら伊太利における全人口の六〇パーセント前後は、貧困階級に属してゐるのであつて、この貧困階級中の八〇乃至九〇パーセントは、犯罪階級に屬することだけは信認し得るのである。

さらに多くの統計的事實は、貧民階級における犯罪率が、富裕階級のそれに比して、一層高率なることを教へてゐる。(註二)この暗示は、貧困と犯罪との相關々係が既に論述せるところのごとく、經濟力乃至經濟的條件と犯罪事象との相關々係の合一を意味するものである。而してかゝる貧困が、一の犯罪原因となることを暗示してゐるのである。今多くの人々の論議、特に一部のソーシ

(註二) W. A. Bonger, Criminality and Economic Conditions, Boston, 1916. pp. 436—439.

五、犯罪の職業的分類

職業的に分類されたる犯罪は、その經濟的狀態に對する、社會的信認の如何によつて、可成り重要な關係を持つてゐるのである。次表は一八九〇年から一八九四年に至る獨逸における犯罪別職業關係を、要約的に示せるものである。(註一)

業態別分類	全人口中成人一〇〇〇人に對する比例
農業、山林、狩獵及漁撈に従ふもの	
自立者	四、七
助手	一八、九
兩者兼務	二、三
工業、鑛山及建築企業に従事するもの	
自立者	六、四
助手	三〇、四
兩者兼務	四、四
貿易及商業又は旅館並公館業者	
自立者	五、七
助手	五、八

アリストのそれにおいて、犯罪原因に關する多くの論争がおこされたところによると、貧困なるが故に犯罪の基礎を爲すと考ふるは誤斷であつて、各人の薄志弱行がそれを條件づけてゐるのである。即ち貧困犯罪主動説を打消してゐる。然るに、その事情を綜合的に考察するとき、結局同一の結論に到着するものである。彼等のあるものは、貧困説を以て犯罪の主原因なりとする論據を否認してはゐるが、勿論貧困のみが絶對に主要なる原因ではないにしても、素よりその重要な原因たるを失はないのである。さり乍ら彼等も云ふごとく、道德乃至宗教的意志の缺如が、犯罪原因として重大なる關係を持つことも事實である。ある種の論者は、いづれも刑事政策學者乃至その他の科學者の説を否認し、個人に對する心理的異常、乃至病理的特質にもとづくものとなし、モラリティー又は宗教的意義の缺如の如何を信じないものもある。しかし今此の問題を、社會の經濟的機構 Economical Structure の研究課程によつてのみ、これを特質づけむとするは極めて困難であつて、そは又別の研究に俟つべきものである。

(註一) E. Fornasari Di Verce, *La Criminalita e la Viuende Economiche D'Italia*, Turin, 1894. pp. 3—4

兩者兼務 一、二 四、六
 娛樂場經營及自由業者

現業者 一、三 二、二
 兼務者 〇、一七 一、八

家内使用人 一〇、四 〇、六
 現業者 一、八 〇、四

兼務者 四、六 五、八
 自立者 〇、二七 一、九

其他職業關係の判明せざるもの
 兼務者 〇、二七 一、九

更に又次表は、一八九一年より一八九五年に至る五ヶ年間に亘る伊太利の各種犯罪に關する職業別分類を示すものである。

各種業態分類

農業に従事するもの	一、〇〇九、〇三	各職業グループ一〇〇、〇〇〇 人に對する毎年平均有罪者數
工業、工藝及貿易業者	八五五、七八	
商業、交通、航海、及漁業者	一、六七七、四六	
手工及家内工業従事者	四一〇、九六	
職工自由業資本家及受救恤者	二八八、五八	

(註1) Statistik Des Deutschen Reichs, Neue Folge,

LXXXIX, 11, S. 48,
 (註1) W. A. Bonger OP. cit., p. 446.

如上の統計の示すところによれば、商業に従事するものにありては、その犯罪は甚しく妨げられてはゐるが、農業、工場工業及貿易等の業務においては、その妨げは前者に比して緩慢である。併し乍ら家内工業に従事するものにおいては、その犯罪率却つて少なく、さらに自由業に屬するものにおいてはそれは甚だ低率である。けれども此の統計は、前表において示されたごとく、特定の狀態に對しては誤解が付いて居る。此の統計においてはドイツでは、農業に従事するものうち、被傭人の犯罪割合は著るしく高率である。けれども使用人側では反對に低率なるを示してゐる。換言すれば、農民は誰でも自己の耕作地を所有してゐるから犯罪の機會がそれだけ全しい譯であるが、農業労働者にありては、それらは皆一種の賃銀労働者であるから、犯罪の機會も多く、又その誘惑にも陥り易いと見られてゐる。又全一の條件において、工場工業にありては、被傭者の犯罪は、使用者側の犯罪よりもより高率である。更に自家營業者にありても商業使用人は、その傭主よりも高率なる犯罪件數を示してゐる。けれども、それは甚だしく犯罪件數が似通つてゐる。

る。しかして自家營業者の犯罪が、その使用人のそれと共に、比較的に高率なのは、彼等の多くは小商人か、または半企業者であるから、犯罪階級としての多少の素質を當然に具へてゐるのである。今ドイツの統計について見るに、この階級中有罪宣告を受けたもの、五九、八%は、高利の金融業者であつたことによつて見ても、凡そ推知し得るところである。而して全人口の二二%は、この犯罪階級として認めらるべき性質のものである。その他の犯罪事態は、何れも此の階級によつて主に詐欺、盜品故買、偽證等の罪が犯されてゐるのである。而して前記二表の示すところでは、使用人や自由業者の間には犯罪率は多くない。その主なる理由として擧示されてゐるところでは、召使は彼等を使用せる家庭が、充分に彼等を保護するがために、他の一般業務にあつおけるがごとく、犯罪行爲からの誘惑を避け得るためである、(註三)自由業者の間に犯罪件數の少なきは、勿論彼等の受けたる高度の教育が、その原因の主なるものであると共に、大低彼等の多くは經濟的にも中産階級以上の生活を営むてゐるからである。

犯罪の職業的分類において、考察すべきものは、貧困の壓迫と、その經濟的困難が、犯罪の原因として顯示さ

れると云ふ關係であるが、この點については既に論述せし所のごとく、犯罪と貧困とは社會生活における一般的事實であつて、各別個の獨立せる關係ではないのである。それは全く各職業について、實地に研究することによつて、何故にそれが高めらるゝものであるか、又如何にして高められつゝありや等について知悉するを得ると共に、亦各種の犯罪が各個の職業を如何にして特質づけられてゐるかについても判然するであらう。(註四)

(註三) R. De Ryckère, La Servante Criminelle, Paris, 1908, p. 2.
 (註四) E. Raurent, Le Criminallité, Paris, 1908, p. 125.

刑事裁判の教育的任務に就て

坂本英雄

刑法理論の争の上に、應報思想と教育刑思想の存在すること、そしてそれが如何なる機構を有するか、それらの任務の内容は、既に、度々本誌の上に表現せられた事柄であるから、今更、事新らしく説明する迄もない。(註一)そして刑法理論が、徐々に、確實に、客觀主義から主觀主義に、應報思想から教育的思想に進展移行しつつあることも今日争ふことの出来ない事實である。(註二)行刑機構が近頃、しかく急激に蒙啓作用を行ひつゝあることは、久しく抛擲せられて顧られず、恰も検討の雰圍氣外に存在する別天地の如き感をいだかせし行刑思想のため誠に喜ぶ可き現象であると共に、之を單純なる喜悅に止むることなく、現實に行刑の事務を掌握して居る吾

等の同志が、舊套に拘束せらるゝことなしに、教育刑思想を如實に、效果的に、更に確實に、實行せられんことを望んで止まないものである。

現在及將來の行刑思想は教育刑主義が益々完全に現實す可きは當然であらうと信ずるけれ共、犯人の教育、犯人の社會復歸、改善と云ふ事業を、獨り教育刑の執行のみの責任に轉嫁し、安心することは、餘りにも過大の責任を教育刑そのものに課するものでもあり、教育刑の實力以上のものをそれに要求することがないか。教育刑の實力を過信するものではないか。吾々はこの問題を刑事裁判の教育的任務と關連せしめて研究して行きたいと思ふ。

註一、
刑政、四十四卷一號、二號 常盤敏太氏教育刑の回顧と展

望
刑政、四十四卷九號、十號 木村龜二氏教育と教育刑の觀念
法律時報、三卷四號、小野清一郎氏 行刑法上の基本問題

Liepmann, Monatschrift, Beiheft, 1, 1926, 60.
Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 174
Ellger, Der Erziehungszweck in Strafvollzug, 1922, S. 49.

註二、刑政、四十四卷六號、七號、八號 正木亮氏、行刑法改正の基本問題
刑政、四十三卷十一號 木村龜二氏歐洲に於ける最近の行刑思潮

二

犯人の社會復歸が教育刑のもつ全体的な責任の如く解することの誤謬であることと刑事裁判の教育的任務との關係は、いかなる内容を有するのであるか。吾々はこの關係を次の如く解するのである。

犯人の社會復歸、犯人の教育なる事業が行刑事業のカテゴリのみに屬するものと從來は解釋し來つて居り、

又實行せられ來つたのであるけれ共、吾々は、社會復歸事業が、果して行刑事業のみ、獨占す可きものであるか否か、換言すれば、行所事業のみに於ては、犯人の社會復歸事業は遂行し得られざるものではないと考へる。犯人の社會復歸は、刑事裁判それ自体と密接不分離の關係に立つ可く、刑事裁判と行刑事業と同一思想の下に犯人を處遇するにあらざれば、犯人教育の眞正の目的は到底之を完成すること不可能ではないか、吾々は、この問題を教育刑思想の上になげ打つて、更に確實に教育刑思想の本質を明白にしたいと思ふのである。

刑事裁判と云ふ意義は、單に判決といふ内容を意義するものではなくして、判決は勿論、判決を爲すに至る迄の被告人の裁判所に於ける處遇を意義するのである。換言すれば、裁判所に事件が繫屬してから、その事件を終了せしむる間に於ける裁判所の被告人に對する處遇を指稱したいのである。而してこの意義に於ける刑事裁判所の被告人に對する處遇を、沿革的に考案するならば、大體、之を三個のイズムに區分することが出来ると思ふ。第一は威嚇主義であり、第二が、事務的に事件を處理せんとするの思想であり、第三は教育的思想である。

威嚇主義的刑事裁判に於ては、裁判官は威嚇を唯一の

手段として被告人を裁判しようとする努力する。宗教的社會生活時代乃至は封建的時代に於ては、犯罪人を改善せしむるといふことよりも、如何にして之を威嚇し、如何にして權力の強味を被告人に感受せしめて之を萎縮せしむるか云ふことのみを考案したのであるから、さうした吾々の過去の時代に於ては、威嚇的刑事裁判の必要性も今日吾々の肯定し得べきところである。又さうした内容をもつ刑事裁判が、當時に於ては相當效果的でもあり、妥當力があつたのである。

然し乍ら、犯人の教育と云ふ事に行刑の全面的の重點を置いてゐる現在及將來に於て、刑事裁判が威嚇主義的であり、專制的であり、權力的であつたならば、如何に行刑事業が教育主義的であり、改善的であり、自治的であつたにせよ、果してそこに、完成したる教育刑本來の目的を達成することが出来るであらうか。吾々は、大なる疑惑をそこに挿入せざるをえない。そして更に、現在に於ける刑事裁判が果して威嚇的でないこと云ふ事が肯認せらるであらうかと云ふ問題に到達したとき、吾々は刑事裁判の思想が、いかにも、吾々現實生活の上部に位し教育主義であるとか、改善主義であるとかの、それらのイズムを餘りにも、のり越えた存在をもつことに一大悲

哀を感じざるをえないのである。

刑法理論の上に於ては、威嚇を内容にもつ應報主義が古代的色彩を有し、今日殆ど之を顧る者もない現在に於て、裁判思想の上に、若し威嚇思想を實現せんとする者があつたとしたならば、吾々は吾々のもつ全力を上げてその蒙昧を啓發しなければならぬ。

事務的裁判に於ては、裁判所被告人を裁判するに際して、威嚇思想にもよらなければ、又教育的態度に出ることなく漫然事件を事務的に處理せんが爲めにする刑事裁判を爲すものである。内容と方向を間違へたる教育的裁判をしたり、殊更にむづかしい顔をして裁判しなければならぬ威嚇的裁判に比較して、無難であるのは、このイズムニ基く刑事裁判であらう。然し乍ら、無難であるといふことは平凡であり、効果のないことを表はすであらう通りに、教育刑の任務の上よりこの種の裁判を考察したるならば、その價值は零であり、刑務所に於ける刑罰の教育的任務の遂行を益々困難ならしめ、努力を空費せしむるものである。

教育的刑事裁判に於ては、犯人の社會復歸事業は、裁判所と刑務所が共同戦線に於て遂行すべきものであり、刑事裁判が教育的であり、行刑事業が教育的である限に

於て、初めて完成せらる可きものであるといふ指導原則を基礎として、刑事裁判を爲さんとするものである。従つて、刑事裁判所は事務的に事件を處理せんが爲めの裁判を極力排斥すると同時に、彼の威嚇的刑事裁判も古典的存在物として願ないものである。教育的刑事裁判の内容は、人間が人間となること、人間を人間に迄造り爲すことであり、犯罪人の持つて居る行動の困難を理解してそれを克服するやうに彼を補助して行くことに依り、その社會化を完成せんとすることである。客觀的な要求を輕視せず、しかも主觀的な能力を増大せしめ、それにより、その社會的要素との結合を企圖するものでなければならぬ。犯罪人自身の能力を活用せしめ鍛練せしめ、強化せしむる機會を剝奪することなくして、自分自身の力に於て、その意思に於て、犯罪人を出発點とする、新しい生活を初め得る考案の機構と力とを與へ乍ら刑事裁判を爲す可きである。(註一)

註一、
M. Liepmann, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe, 1926, S. 13.
法學志林、三〇卷十一號、木村龜二氏行刑の上より見たる刑罰の本質

三

刑事裁判の過程に於て、犯人の改善的意圖を完全に又は不完全に破壊し乍ら、刑務所の内部に於てのみ、社會復歸事業を企圖することは、それ自体矛盾であり、不可能である可きである。この關係は、恰も、家庭に於て理智教育を爲すの意圖を完全に破壊し乍ら、學校に委ねることにて、子供の教育の完成を企圖するのと同一であらう。

menschenwerdung と云ふ事業は、その人間の接觸する總ての場所と時とに於て、不可分的に、これを完成す可く努力しなければならぬ。然るに、從來、教育刑思想が、その名稱の指示するが如くに、専ら刑罰執行の方面に於てのみ検討せられ、刑事裁判の方面に於ける教育的任務が、いとも擴大的に等閑に附せられてゐたことは、吾々の不満足を感じるどころである。Erziehungssatzの觀念は、獨り刑罰執行に關する指導原理であるのみならず、犯罪人に對して、刑罰關係を有する刑事裁判の上にも、亦例外なしに適用せらる可き原則であること吾々は信じて疑はない。裁判所と刑務所、兩者がその境界を徹廢して同一意圖の下に、しかも科學的に、犯罪

人の教育事業を企圖する時、そこに初めて眞正の意義に於ける、犯人改善の事業が完成すべきであらう。刑事裁判の科學化は、同時に、刑務所の科學化を齎さなければならざる可く、刑務所に於ける教育的思想は、刑事裁判の上にも又現實せられなければならない。この意義に於て、教育刑を執行す可き主体、それは教育刑を宣告した當該刑事裁判所の主任判事が刑務官と共に、之に當らなければならぬ。如何なる意圖の下に刑罰を科したるかその内容と本質に對する正確なる見識なくして、刑務官之が刑罰を執行することは、そのこと自体、事務的の行刑思想であり、教育刑の名に於て恥づ可き行爲でなければならぬ。公判準備であるとか、臨床訊問であるとかの合法的理由の下でなくしては、裁判官が被告人に無暗に面會したり、意思交換が禁ぜられて居る時代に於ては、教育刑思想は未だ存在する時代でなくして、存在す可き時代であるかの如く感ぜられて仕方ない。

四

刑事裁判の教育的任務の上に於て、問題となるのは、例の如く、確信犯人と慣習犯人に對する處遇でなければならぬ。

慣習的犯人に對する教育刑が、保安處分の形態の上に於て、實現せらる可きものであることは、争ふ餘地はあるまいと考へられる。即ち、勞動嫌忌に因る常習犯罪人に對しては、保安處分としての勞働留置處分、酒癖に因る常習犯罪人に對しては、保安處分としての酒癖矯正處分等がそれである。されば、それらの常習犯罪人に對する教育的刑事裁判に在りては、威嚇的手段、事務的審理の方法をさけて、犯人が勞働嫌忌、酒癖等の犯罪原因より遠去らんとするの意圖を破壊することなくして、更に積極的に勞働癖、アルコール忌避の意圖を確實に形成せしむる内容に於て裁判を爲す可きである。

確信犯人の教育主義的處遇に就いては、いろいろの學說の存在することは、本誌の上に於ても、既に論說せられたるところであるが、吾々は之に附加して、更に一つの見解を述べたいと思ふ。

それは自然犯 (natural crime) と法定犯 (positive crime) の觀念に基礎づけられたものである。この觀念は一八八五年彼の Garofalo に依り提唱せられたるものであることは、衆知の事實である。自然犯は所と時、主体の如何に拘らず成立す可き犯罪であり、法定犯は、法律が先づ一定の規範を定め、その規範を強制するが爲め制

裁を科したるところのものであり、法定犯は國家の便宜に基くものである。(註一)

確信犯罪の内、思想犯罪は、疑もなく、法定犯の部門に屬す可きである。ガロフアロも云ふが如く、犯人を如何に處遇す可きかと云ふ問題、その犯罪原因を人類學的乃至社會學的に研究すると云ふことは、獨り自然犯に對してのみ許容せらる可き事柄であり、法定犯は、國家の政策の上部に於ける犯罪であり、人類學的乃至社會學的の犯罪には屬さないものであるから、従つて、法定犯に於ける犯罪原因を、人類學的乃至社會學的に検討すること、犯人を如何に處遇す可きかと云ふことを考究することは實は不必要の事業であり、單に、國家の政策上、法的に、之を拘束すると云ふことに於て満足する以外に何物も存在しない筈である。

従て思想犯人を内容とする確信犯人 (überzeugungs-verbrecher) の處遇に於ては、それは疑もなく、應報主義乃至教育主義の例外を爲す可きものであり、教育刑主義は、確信犯人の處遇に無關係であると認む可きである。誰か税法違反の被告人を教育主義的に處遇せんと主張するものがあるが、教育主義、應報主義は、自然犯の下に於ける犯罪人にのみ關係をもつことを認識し得可き

であらう。

されば、刑罰執行の範圍内に於て、教育刑が確信犯人に無關係なりとするならば、刑事裁判の上に於ても、教育的刑事裁判と云ふことは、確信犯人に對しては考想することが出来ないものである。確信犯人は國家政策の便宜の名の下に於てのみ裁判すべく、政策の理由の下に拘束すること以外に何物も存在しないのである。(完)

註一、 Quinos, Modern theory of criminality, p. 28.



行刑建築 (四)

蒲原重雄

目次

- 第一、行刑と行刑建築の特異なる關係
- 第二、行刑建築に於ける特に重要な諸問題
 - 一、行刑衛生の諸問題
 - 二、行刑の積極性把握の問題
 - 三、經營に於ける經濟的考慮の問題 (以上前號)
- 第四、行刑建築と表現の問題
- 第三、行刑建築各論
 - 一、敷地
 - 二、建物その他の配置
 - 三、建物及工作物

四、行刑建築と表現の問題

行刑建築の表現、即ち刑務所の形態と云はうか、風非と云はうか、此問題は科學の領域と「デリケート」な心情の領域に屬する問題であつて、之を明快適確に説明す

るはいささか困難とする處であるが、其表現に於ける指導精神を説いて讀者の了解に資し度いと考へる。

行刑建築と表現の美と云ふと、或は縁の遠い者に思はれるかも知れない。行刑建築は行刑の目的さへ果せば最早や足れる者であつて表現の美の如きどうでも善いと考へられるかも知れない。然し乍ら、此等の考へは美に對する正當なる認識を欠く事に依る者である。美と云へば内容とか、目的とかには無關係な贅澤な飾りであるかの如き感じを與へ勝ちである。かかる感じが美に對する認識をとすれば誤らせたのであるが、美は決して贅澤な意味なき飾りに在るのではなく、反つて内容目的と離れる事の出来ない非常に實際的な處に存在するのである。

美の本質は何處に在るか。之を説明するには千古不滅の哲理である眞善美なる關係に依らねばならない。美とは眞にして善なる者である。表現の美は何に對して眞で

あり善であるかと云ふに内容及目的に對してである。内容及目的を偽らざる即ち内容及目的に對して眞である。然り而して内容及目的を間然する處なき、即ち内容及目的に善きその様な形態表現、夫れが美であると云ふのである。

先づ眞である可きである。然し乍ら眞のみでは未だ美を生ずるに至らぬのである。眞にして善なる者にして始めて美であるのである。善なる者は既に眞にして美である。眞は善への過程である。

行刑建築の表現に於て眞及善の關係を考へる場合、先づ吾々は行刑及行刑の目的に對し、そのあらゆる要求に對し夫れ夫れ尤も忠實にして眞である具体的解決を力めねばならぬのであるが、此の限りに於ては吾々は之を純科學的に取扱ひ得るのである。行刑建築の理論と實際に關する學問は正に其の蘊蓄を傾けて餘す處なきを期す可き處で斯くて内容及目的の要求の悉くは當時に於ける最眞最高なる科學的解決を獲る譯である。

之れを最近の居房に就いて見るに積極的なる行刑理論に出發し、之を出来るだけ完全に具体化せんとする行刑建築は居房の持つ要求に對し、夫れ夫れ尤も眞なる設備と用意を科學的に解決して居る。夫れ夫れの設備と用意

とは何であるか。先づ居房の充分なる面積と氣積の用意である。居房に尤も適する通風換氣の設備である。一日一定時間直接光線の射入を確保す可き方位の用意である。適當なる窓の中及長さの用意である。給水排水(便處理)の設備である。寢臺の用意、照明の設備等々である。

吾々は之等夫れ夫れの尤も眞なる解決法を科學的に教へられて居るのであるが、之等個々の結果を如何に綜合統一せば居房全体としての尤も眞なる具体的解決に至る可き哉、如何にして之等を一個の居房に形成す可き哉、の問題に至つては遂に科學の及ばざるを知るのである。亦行刑理論を完全に具体化す可き建築全体ではあるが、其の具体化に於ける建築の科學的分野には、自ら限りがあつて、他に科學の及ばざる精神的分野——或は藝術的分野のある事を知るのである。

眞は人智の及ぶ處であるが、善は人智を超へた處にある。然し乍ら先づ眞でなければ善に至らぬのである。眞である者如何にせば善に至り得るか、此處に精神の世界があり、藝術の世界がある。禱りと云はうか信仰と云はうか己れを空しうして、如何にせば内容と目的に尤も眞にして善なるを得べきかと日夜肝膽をくだく處の熱誠と

信念ある努力。人事の總てを盡して天命を待つ處、其處に善と美は生れるのである。

美である爲めには善でなければならぬ。吾々は行刑と其目的の爲めに善き刑務所を造らん事を一生の念願とする者であるが、此故に美しき刑務所を得る事も亦吾々生涯の希でなければならぬ。

科學的眞が精神的——或は藝術的過程を経て善であり従つて美であり得るのは一般の場合であるが、内容及目的にして單一なる場合科學的眞なる解決は直ちに善であり得られ、従つて美であり得るのである。

此美は純科學的所産であるだけに、其輪廓が非常に判然として居る。例へば鐵筋コンクリートの水槽に其例を採つて見るに、石敷とか槽底の高さとか、所謂使用の目的に對する總ての條件が定まれば、後は飽く迄も純力學的に處理せられ、力學的に尤も眞實なる形を採り何等の作爲を加へぬを常とする。此の作爲なき力學的眞なる形こそ直ちに善であり従つて美であり得るのである。

此の精神的或は藝術的過程を経ない純科學的美と稱す可き者は近代科學が美の領域に新に加へた處であるが、此美は近代科學に通ずる人々のみに感ぜられる美ではないかと云ふに決して左様でない。無心に之れを眺める誰

人にも感得出来る美なのである。思ふに科學的に眞なる形態は自然であり、無理がないのであるが、此の自然さ無理の無さが無心の人々の心を捉へるのであると考へざるを得ない。現在我國の域々に残る石垣の單純なる曲線に美を感じた人は少くない事と思ふが、此れは力學的に眞實で、ある線の醸し出す美に他ならぬ。

單一なる内容及目的の例として力學的にのみ處理し何等作爲を加へる事のない鐵筋コンクリート構造の水槽を挙げたのであつたが、更らに鐵筋コンクリート構造を全體的に眺める時、建物の種類を超へて鐵筋コンクリート構造自体の力學的美を發見するのである。壁面の仕上をしないむき出しのままの鐵筋コンクリート構造体其處に一種の裡体美を見出すのである。作爲なき水槽の美は正に裡体美その者の美であるが、一般的には此肉体に着せ可き着物を必要とする。即ち仕上げである。此の仕上げの美を得る爲めには科學的處理に、更に精神的過程を要するのであるが、吾々は少く共此仕上げ即ち着物が下にあり肉体美を充分に生かす者でなければ善であり、美である資格を欠く者であると斷ずる事が出来ると考へる。

總ての構造に独自の構造美がある事は鐵筋コンクリート構造に於けると同様である。

此故に木造であつて鐵筋コンクリート構造その他の構造を装ひ、或は逆に鐵筋コンクリート構造その他の構造にして木造を装ふが如き建築を弄ぶ者であつて、建築的善及美を距る事遠き者と云はねばならぬ。

以上を要するに行刑建築に於ける表現の美はその行刑建築が内容である行刑をして、その機能や遺憾なく發揮せしめる爲めに、尤も眞にして善なるを得た場合に自然に生ずるのである。即ち行刑建築が科學的に萬全の解決を得、更らに精神的或は藝術的にも遺憾なく處理され行刑のあらゆる目的が完全に滿された場合、表現の美が其處に生ずるのである。此故に吾々は斯る表現の美を究極の目的として行刑建築にいそしまねばならぬ。

第三、行刑建築各論

一、敷地

(イ) 敷地の撰定

敷地の撰定に關しては、既に行刑衛生或は經營の見地より觸れる處が多かつた。今吾々は全般的にその撰定條

件を簡單に列挙して見度いのである。

- (1) 近代的作業經營に利便ある地である事。従つて其位地は市街地内部或は近郊であつて迅速圓滑なる交通關係を確保す可き事(第二、三、イの項参照)
- (2) 刑務所の一般的經營に便なる土地である事。此結果は職員及家族の日常生活にも自然有利であり、日用品の買物、小中女學校等への通學、郵便電話等の便が自然に獲られるであらう。
- (3) 隣接地との利害關係を最少限度に限定し、交通その他市街の發展上何等支障となる事なきを確め、永久に移轉問題を生ぜしめざる用意を有する事。
- (4) 上下水問題に就いて萬遺憾なきを期せらる可き土地なる事(第二、一、イの項参照)
- (5) 現場に於ける主要風向を検し、河川湖沼の如き自然的存在は之れに累せらる事なく、逆に利用する方法に出づ可きであり、土塵を多量に生ず可き烟、煤煙惡臭瓦斯を生ず可き工場、塵芥焼却場、汚水處理場等は其方向に於て避け可きである。此他貧民街、蓄舎屠殺場等を含めて衛生上有害なる之等の存在より刑務所の位置を成る可く距す事(第二、一、(ロ)通風方位の問題の項参照)

- (6) 土地は高燥にして低濕ならず、大体平坦にして南下りを理想とする。
- (7) 附近の高所より構内を瞰下し得ざる事。
- (8) 地盤強固にして基礎工事に莫大なる費用を要するが如き事なき用意。
- (9) 水害の虞なき土地である事。

(ロ) 敷地の面積

敷地の面積に就いても既に經營の見地より述べる處があつた。經營の合理化と敷地移轉問題を根本的に解消する爲の二點より敷地の可及的縮少を計る可きは論のない處となつて居るが、縮少とは決して餘裕のない所謂せゝつこましい者を意味するのではない事に注意せねばならぬ。建物間の距離及建物及外塀間の距離は前に表として掲げてある如く、従来よりは廣い者となり、反つて餘裕を感じしめるのである。(第二、三、ロの項参照)

敷地の廣さに關して具體的の標準を示せば左の如くである。

- (1) 收容定員千二百人以上の場合
收容定員一人に付 十五坪——二十坪
- (2) 同 千二百人未滿

- (3) 同 二十坪——二十五坪
- 同 六百人未滿 二十五坪——三十坪

(ハ) 敷地の區劃

敷地の區劃は外塀を以つて圍まれる構内とその外部の構内に大別される。構内は更らに内塀を以て區劃し、工場區域と房舎區域に分ち、房舎區域は更らに生垣その他適當なる方法に依りて病舎地區、戒護事務所地區に大体區分せられる。

構外は廳舎(中央事務所)地區官舎地區及耕耘地區の三區から成るのが一般の場合である。然し六百人未滿の收容豫定數を持つ刑務所の如き中央事務所を獨立せしめ難き事情ある場合は、之を戒護事務所と合するを便とする場合がある。此場合之等を構内に納める事も自然な遣り方である。

一、建物その他の配置

拘置刑務所、女刑務所を併置するが如き場合は外塀及内塀に依り嚴に區劃する事が必要である。

建物その他の配置と云ふ事は、刑務所にとつては毎日

の生活に直接の影響を與へるので、仲々喧ましい問題である。されば昔から此問題は非常に眞剣に研究され従つて種々の様式が残されておる。吾々は此場合歴史的記述を避けて、直ちに現代の我國刑務所の採る可き配置に就いて語る事とし度いのである。

(イ) 配置上の方針

現代の刑務所が外部社會との關係に於て愈々緊密の度を加へつゝある結果、中央事務所は外塀を破つて其の外に現れ、外部との接觸は自由に此處で行はれる仕組となるに至つた。此の中央事務所には刑務所の事務的中樞が置かれ外部社會との交渉及經營管理事務の一切は此處で處理される譯である。

中央事務所を経て構内に入れば先づ戒護事務所に達するのであるが、之れは所謂現業的中樞部を成す所で構内に於ける全体の中心的存在となり、あらゆる建物が此の戒護事務所を圍つて配置され、此れに出来るだけ密接なる連絡に置かれ可きである。その内でも次の二事務所は尤も直接的に此の戒護事務所へ連絡させる事が必要とされて居る。

二つの事務所とは第一に房舎に於ける戒護力の中心を

なす居房事務所であり、第二には工場に於ける戒護力の中心たる作業事務所である。

前者は夜間に於ける戒護力の直接的中心部であり、後者は晝間及夜間作業時に於ける戒護力の直接的中心部を成す者である。

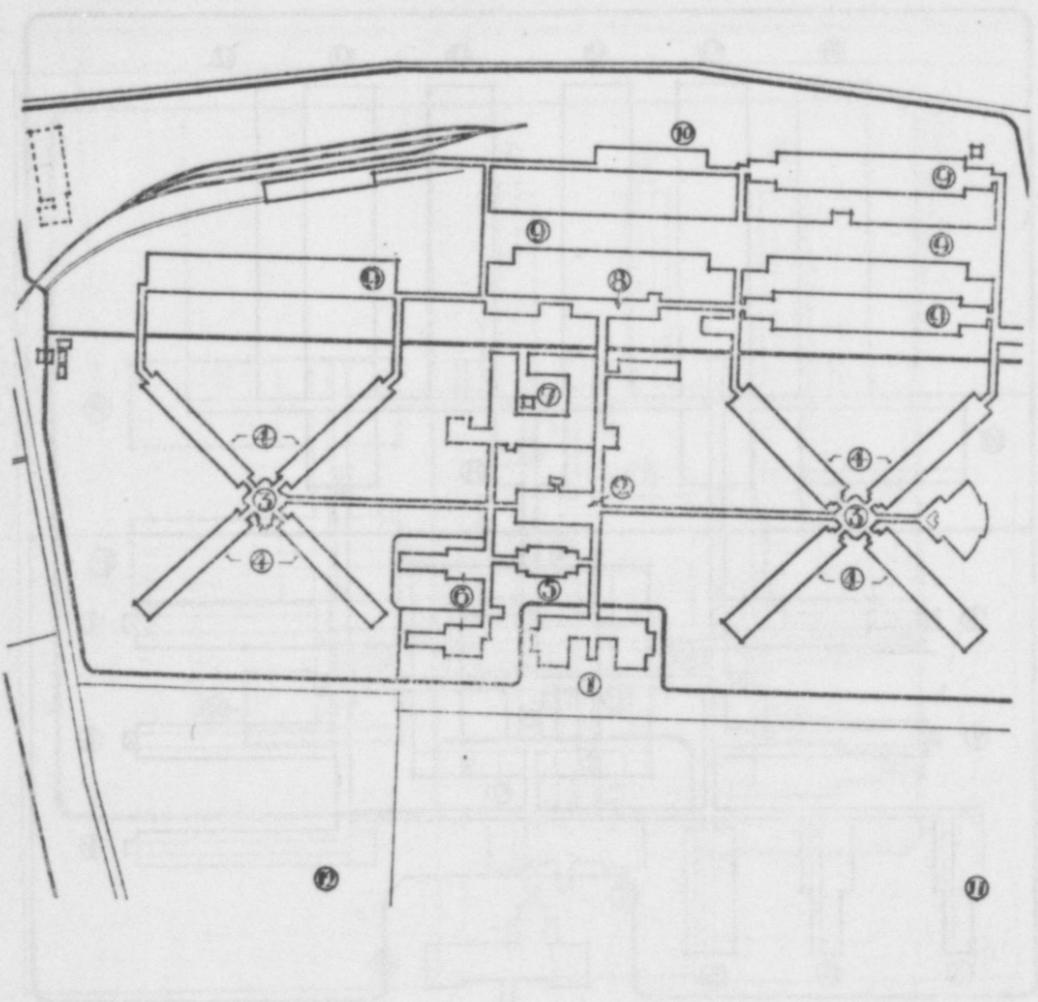
晝夜を別たす嚴然として戒護力の中樞部を形造る戒護事務所が之等晝夜間の直接的中心部の各々とあらゆる意味で尤も緊密に連絡す可き事は正に當然の事であつて、此の三者即ち戒護事務所を中心とする居房及工場事務所の如上の如き關係が取りも直さず最近の刑務所に於ける建物配置上の根本的方針をなす者である。

(ロ) 中央事務所地區

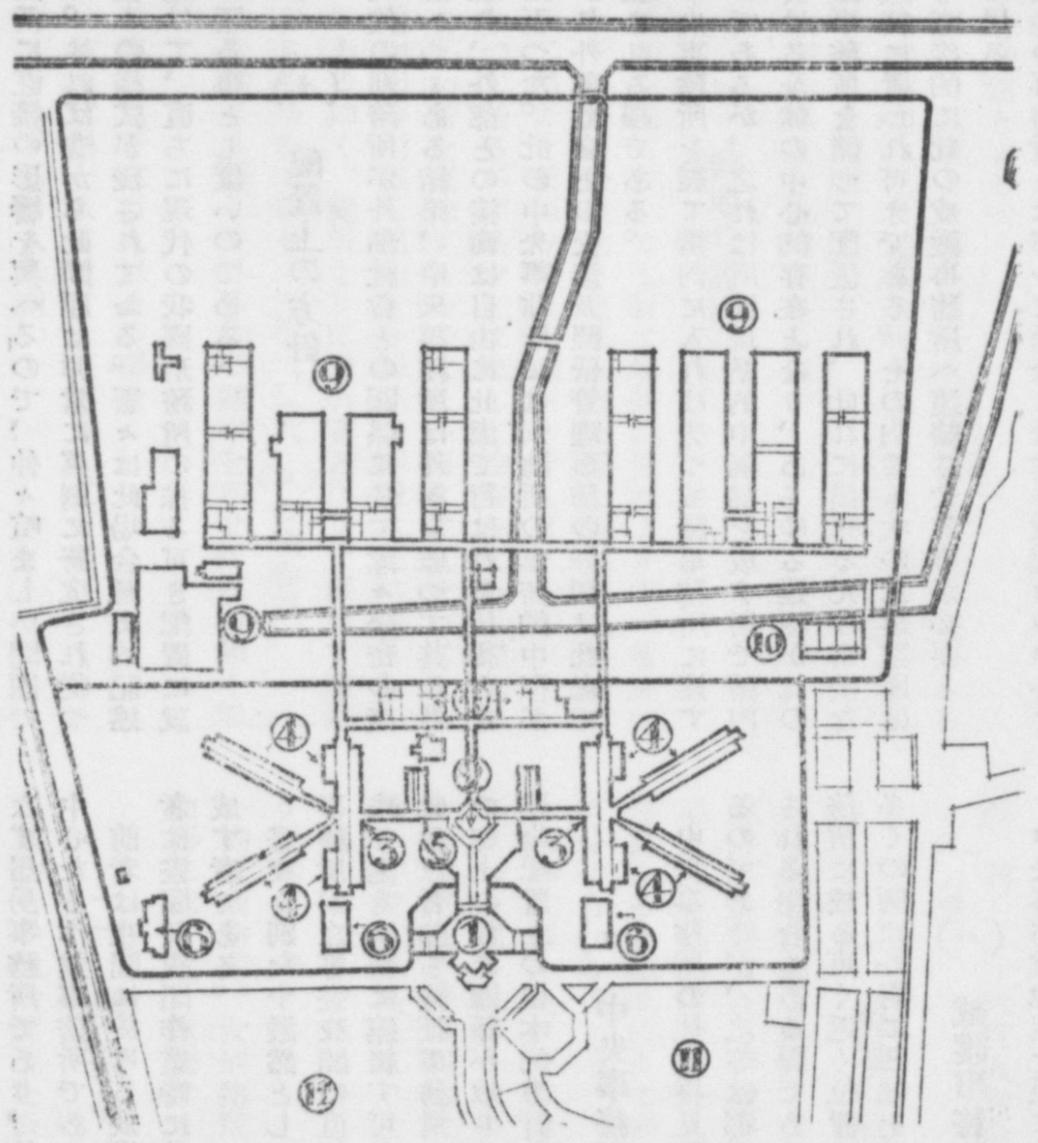
中央事務所の他に接見所、新入調所等が此地區に屬するのであるが、之等は都合上中央事務所の建物中に一括される場合もある譯である。中央事務所は構内の戒護事務所に成る可く近く位置するを便利とする爲め、最近の多くの例は外塀に凹部を造つて其處に配置して居る。

(ハ) 戒護事務所地區

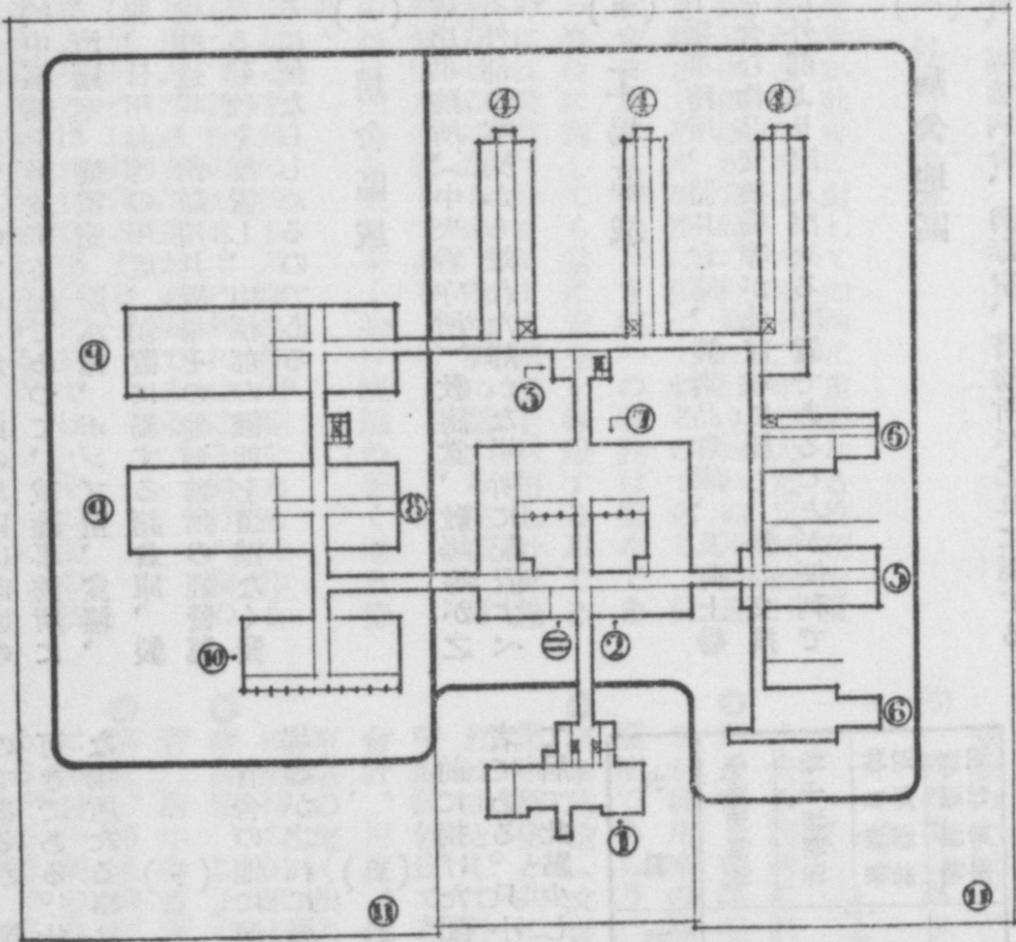
中央事務所地區を経て外塀を貫き構内に入れば、先づ



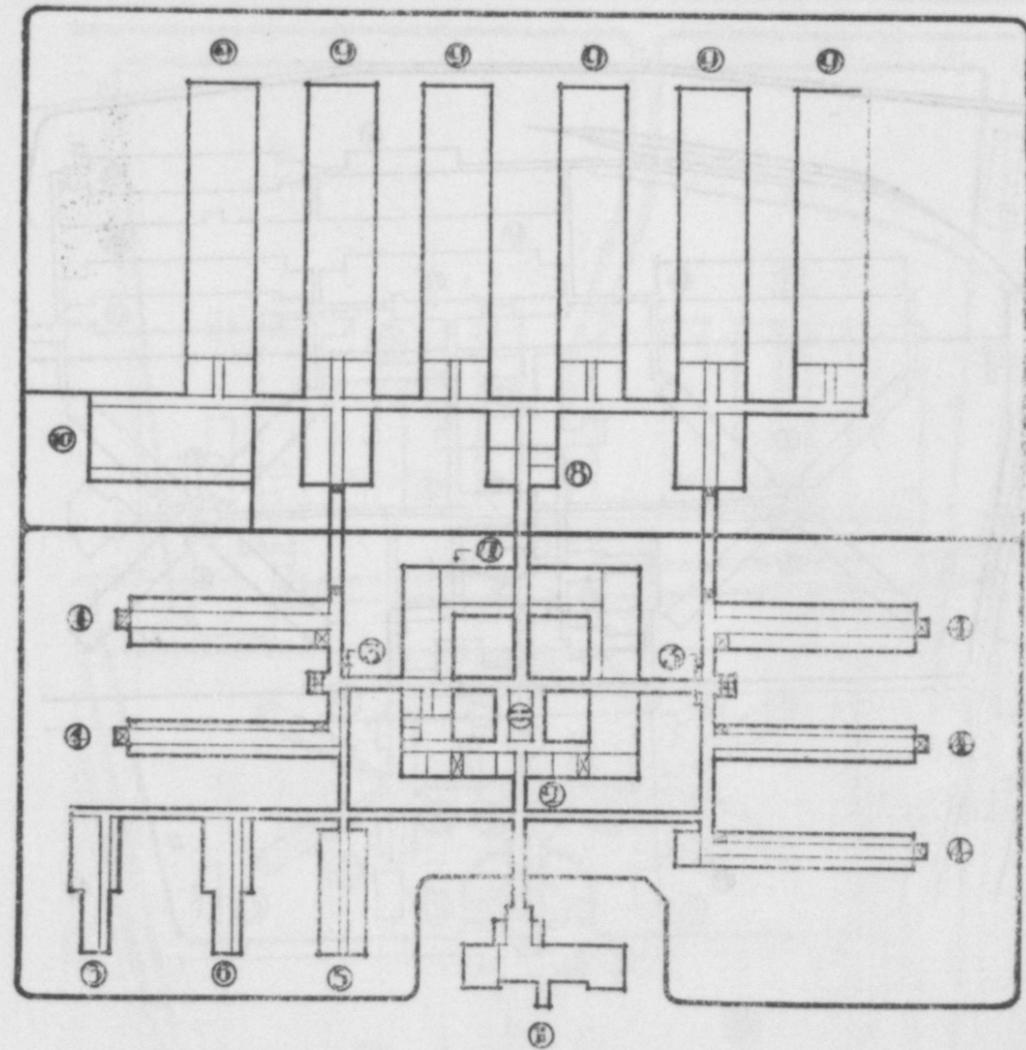
- 府中刑務所配置圖
- (1) 中央事務所
 - (2) 戒護事務所
 - (3) 中央看守所
 - (4) 房舎
 - (5) 醫務所
 - (6) 病舎
 - (7) 炊所その他
 - (8) 作業事務所
 - (9) 工場
 - (10) 製薬品倉庫
 - (11) 官舎
 - (12) 耕耘地



- 小菅刑務所配置圖
- (1) 中央事務所
 - (2) 戒護事務所
 - (3) 中央看守所
 - (4) 房舎
 - (5) 醫務所
 - (6) 病舎
 - (7) 炊所その他
 - (9) 工場
 - (10) 製薬品庫
 - (11) 官舎
 - (12) 耕耘地



- 高層刑務所計畫案
- (1) 中央事務所
 - (2) 戒護事務所
 - (二) 戒護事務室
 - (3) 居房事務所
 - (4) 房舍
 - (5) 醫務所
 - (6) 病舍
 - (7) 炊所その他
 - (8) 作業事務所
 - (9) 工場
 - (10) 製薬品倉庫
 - (11) 官舎



- 神戸刑務所改築案
- (1) 中央事務所
 - (2) 戒護事務所
 - (二) 戒護事務室
 - (3) 居房事務所
 - (4) 房舍
 - (5) 醫務所
 - (6) 病舍
 - (7) 炊所その他
 - (8) 作業事務所
 - (9) 工場
 - (10) 製薬品倉庫

戒護事務所地區に達するのであるが、此の地區は前述の如く現業的中樞部を形成する處であつて、戒護事務所に近く炊場、汽罐室、變電室、貯水槽、ポンプ室、食糧、領置、被服、日用品等の用度、領置に屬する諸倉庫、製麥場、味噌醸造場、消防用具置場その他刑務所の經營運轉に必要な建物を配置し、中樞部の機能を遺憾なく發揮せしめるに便ならしめるのである。

(ニ) 房舎區域

房舎、居房事務所、(中央看守所) 教誨堂、教場等が之れに屬する外部の喧噪から離れた静かな場所に配置すべきである。

(ホ) 工場區域

工場、工場事務所、器具倉庫、製素品倉庫、及荷上場荷造り場を含む物品交換場等が此區域に屬し、物品交換場は直ちに外部より出入出来る配置であることが便利である。

(ヘ) 病舎地區

普通病舎、隔離病舎、消毒室、醫務所が之れに屬する

のであるが、醫務所は戒護事務所に成る可く近く配置すべきである。此地區が房舎區域と同様、或は以上に静かな場所たる事は云ふ迄もない。

(ト) 官舎地區

官舎の他に演武場、俱樂部、合宿所、共同浴場、運動場等が之れに屬する。

(チ) 配置圖の説明

前に掲げた配置圖は實在の者及計畫中の者共に最近の者である。只小菅及府中共に放射式の房舎配置を採用して居て此點少しく舊式と云へる。

名稱	收容人員	房舎階數	工場階數	中央事務所階數
小菅刑務所	1,200	3	1	3
府中刑務所	2,500	2	1	3
戸刑務所 神戶刑務所 高層刑務所	2,000	3	1	3
高層刑務所	1,200	4	3	3

三、建物及工作物

(イ) 外塀及内塀

刑務所の外塀が社會に對して如何に重要な役割を保持つ者であるかと云ふ事は、大正十二年の大震災に於ける刑務所の煉瓦塀倒壊が當時の社會に計り知れぬ不安恐怖の念を惹き起さしめた事實に依つて判るのである。此故に外塀が社會に對して持つ可き第一の義務は堅牢であつて如何なる事故に對しても常に安全を保證する事である。此の爲めには鐵筋コンクリート構造を採用し計算施工共に完全を期せねばならぬ。内外塀に關する注意すべき條項を列舉せば左の通りである。

- (1) 内外塀の線は凹凸を成る可く避け視線の善く通る様考慮する事。
- (2) 逃走に便なる手足の掛り及隠れ場所等を力めて作らざる事、従つて控柱の如きも内塀には之を避け外塀の外面にのみ用ふが如き用意が必要である。
- (3) 各隅角は圓形亦は鈍角とする。
- (4) 廊下の塀と交る出入口の場所に於ては、その塀の戒護力を減ぜざる相當の設備を要する。

- (5) 高さ同一ならざる内外塀の接續箇所にも於ても外塀の戒護力を減ぜざる相當の設備を要する。
- (6) 内外塀の高さは五米以上。

(ロ) 中央事務所

中央事務所に設くべき室は左の如くである。
 ○ 所長室、會議室、典獄補室 貴賓室を設ける場合もあるが利用率の關係から所長室の一部を利用する方法が賢明であらう。

○ 諸事務室 (文書、教務、會計、領置、用度、作業) 作業事務室と共に作業技術部室を設ける場合がある。之れは主として外部と交渉の多い作業技師その他の事務室兼設備室である。

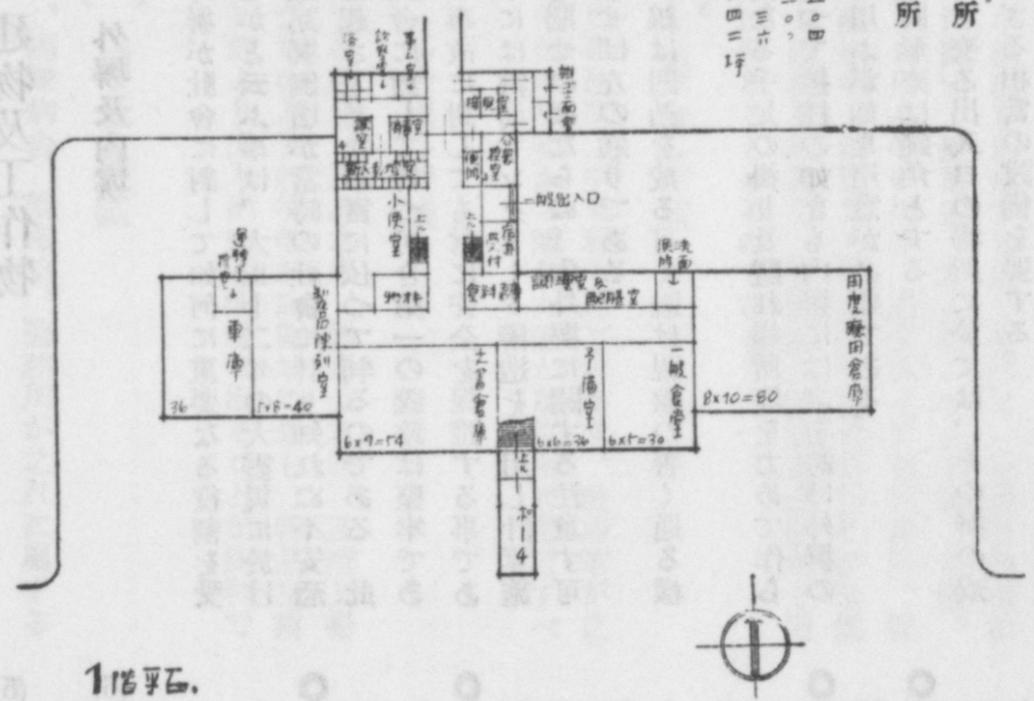
會計、用度、作業の如く外部との交渉が多く従つて外來者の繁く出入する事務室に於ては之等の人々と簡易に應待の出来る仕組となす可きである。

○ 應接室、以上の諸室は一階にあるを便利とする最近小菅、府中の實例に於ては二階に在る。

○ 講堂、將來御下附になる可き御眞影を奉安して四大節に職員一同の會して式典を擧げ可き講堂は尤も必要である。小菅、府中に於ては三階に配置せられて居る。

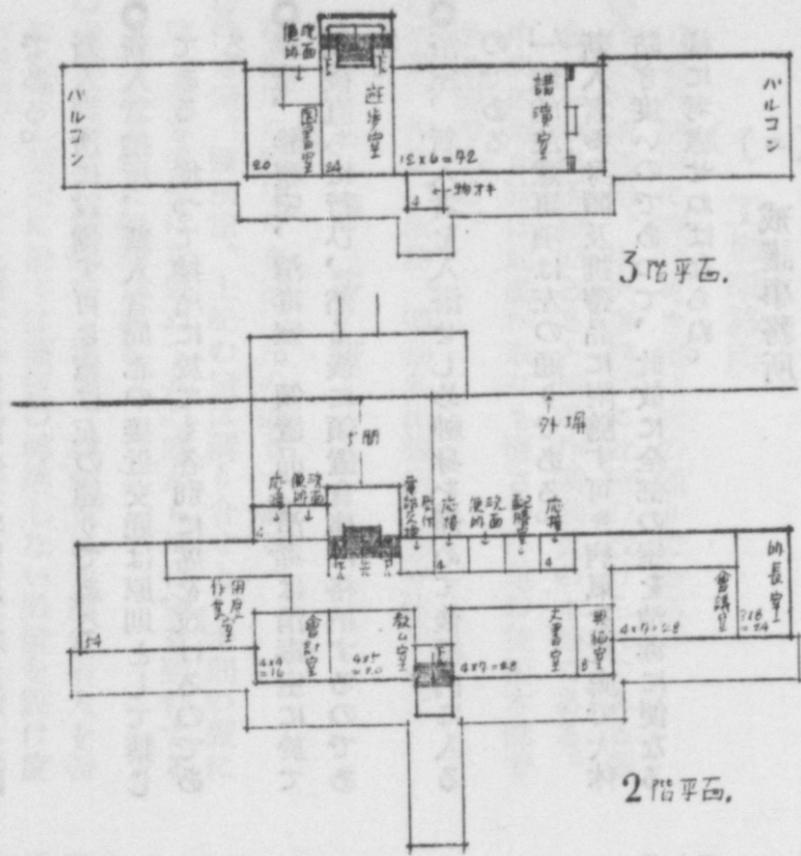
府中刑務所
中央事務所

一階坪数 五〇四
二階 一三〇
三階 一三六
合計九四二坪



1階坪石.

- 車庫、製品陳列室、小使室、宿直受付室、
 - 用度廳用倉庫、文書倉庫、領置倉庫。
 - 職員浴室、理髮室、調理室、食堂、喫煙室、
- 賣店、之等職員に對する施設は受刑者に對する施設より考へても當然に完全に行はれて善い者である。以上の諸室は小菅、府中の例に於ては一階に設けられておる。
- 構外の中央事務所は社會に於ける事務所建築と特に異なる處は無いのであるが、一般的に中央事務所に對する注意條項を列擧すれば左の通りである。
- (1) 出入口は中央事務所へ出入の玄關及直接構内に出入する戒護及現業職員の職員玄關の二種類に分つが便利である。
 - (2) 中央事務所地區は軽い鐵柵の如き者で他と區別し、哨舎を正門に設け警備と同時に外來者の案内に便せしめるが妥當である。
 - (3) 事務員の執務す可き事務室に就いては其氣積面積の一人當りを充分に考慮し南面せしめ、よき日當りを受せしめ度いのである。



3階坪石.

2階坪石.

(ハ) 接見所及新入調所

中央事務所地區に屬する者であつて都合に依つては中央事務所の建物に包含される場合もある。

接見所に設備す可き室は左の通りである。

○公衆控室、接見室。而會室。

- (1) 接見は官吏の立會の下に爲されるのであるから物品の授受、逃走、或は接觸等の事は行れ得べくもないのであるが、接見室の設備に就ては斯る誘惑を感じしめざる事に注意す可きである。
- (2) 許されたる接見は氣持善く果さしめ可きで金網で仕切るが如き或は之れに類する方法は廢す可きであつて、廣い高い机で兩者を隔てるが如き方法に依る可きである。
- (3) 同時に接見を行ふ要のある場合、接見室を隣接せしめず中間に中庭を採り其處より採光するが加きは善き方法である。此方法の許されない場合は、隣接各室の壁面を吸音性強き

材料、例へば「セロテックス」の如き者で覆ひ壁面に窓を設けず天井より採光と同時に換氣する方法に出ず可きである。出入口扉の設備も特に注意を要する譯である。

○新入者控所、新入者同志の接近交通は原則として禁止である。従つて控所に於ても各別に席を設けるのである。

○浴室、新入者を入浴せしめ神身を淨めて後構内に入る。一般的注意事項は左の通りである。

○新入者●身體及携帶品に附随す可き病氣を此處で大體防ぎ度いのであつて、此故に全部の室を消毒に便なる様に考慮せねばならぬ。

(ニ) 戒護事務所

戒護事務所に附屬す可き室は左の通りである。
○戒護事務所、調室、武器庫、戒具置場、戒護事務所の

時は當然に戒護事務室中に以上の室を設備しなければならぬ。然し乍ら事柄の性質上中央事務所に設ける方が善い事は明である。

(ホ) 工場事務所

工場事務所に設け可き室は次の通りである。
○作業技術部室、中央事務所に此室の設けられてある場合、その出張室であると現業作業職員の本據である。中央に無き時は此處が取りも直さず作業の技術本部である譯である。

○戒護、作業、教務、醫務各出張室、看守休憩室。

(ヘ) 醫務所

醫務所に設け可き室は左の通りである。
○待合室、醫務室、上記の室は隣り合せとし中間の壁に窓を穿ち受付けを兼ねて其の窓から待合室を監督すると云ふ方法は便利である。

○保健技師室、調劑室、藥室、調劑室は光線の射入を特に注意し藥室に於ては藥瓶の轉落しない装置を設け度い。薬によりて低温である事を要する者光線を嫌ふ者に對しては適當の設備をなす可きである。
○試験室、之れは化學、細菌及病理の三種を要するので

位置に就いては既に詳細述べたのであるが、通路の悉くが即ち中央事務所より來るもの居房事務所より來るもの、作業事務所より來る者悉くが戒護事務室の前後に集まり、之れを通行する者も亦悉く此室中より看視出來得る如き仕組みが理想的である。亦戒護事務室の壁面を出來るだけ窓として周圍を自由に看視出來得る設備と度いのである。此點に關し前に掲げて置いた配置圖中神戸刑務所改築案及小菅刑務所の例は、此の理想に近い。参照され度い。

○看守休憩室、看守寢室、部長寢室。當直室。之等の室に關しては過勞せる現業戒護職員の勞苦を如何にして慰め醫さんかの心遣りが尤も大切である。暖房の事寢心持善き寢臺寢具の備へ付け、椅子長椅子等の安樂なる設へ、殺風景でない和やかな靜かな環境を作り出す事色々力めねばならぬ事がある。

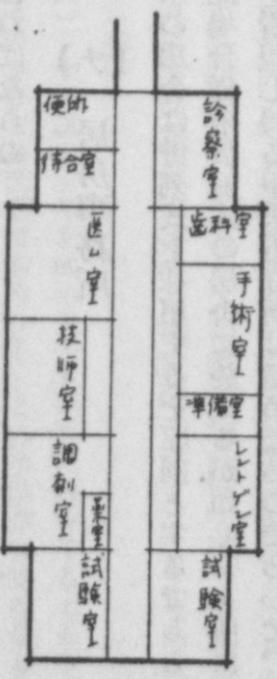
○戒護會議室、必要に應じて設備す可きである。

○職員浴室、理髮室、調理室、食堂、喫煙室等の設備に就いては既に中央事務所の項で述べたのであるが、其場合は調理人及理髮職人は當然に外部の人に求めねばならぬ譯である。經濟上斯の如き外部の人を求め得ずとする場合、收容者中に之を求めるのであるが、其

あるが、刑務所に於ては適當の方法に依つてまとめて居る場合が多い。

○診察室、齒科治療室、手術室、器械室、消毒室、手術室の設備が外部の病院の夫れに比して小規模である事は止むを得ない。手術室で尤も重要な事は第一に光線が充分であつて、手術の局部に施術者その他の影を生ぜしめない事であり、第二には室内の清潔が徹底的に保證されねばならぬ事である。採光に就いては従來は北方の光線を天井に迄達する窓に依り或は天窓に依り、或は亦その兩方を併用する事に依つて室内に導いて居た。近來に至つて天候の良否に影響されない無影人工照明法が喜ばれて居る。
室内は消毒に便なる材料で全部が覆れねばならぬ。床及壁は多く「タイル」張りを採用するが壁の色は白色よりも青或は緑が善いと云はれて居る。

區務の平石



○レントゲン室、「レントゲン」も未だ極めて小規模に

採用されて居るに過ぎない現状であるが、將來に於ては治療室、診断室、變壓室及現象用暗室等を揃へて完全が期せられる事と考へる。醫務室の設備に就いて一般的に注意すべき事項は左の通りである。

- (1) 醫務所では電氣を尤も有効適切に利用す可きであつて必要に應じ適當なる差込口を各室に設け種々の目的を満す可きである。
- (2) 手洗器、流し等は必要に應じて充分に設備し水及湯の供給も自由にするの用意が必要である。
- (3) 手術室及其の附屬室の如き特に静寂なるを要する室は一般廊下より副廊下に依つて隔てるが便利である。

(ト) 入所事務所

入所事務所に就いては既に述べる處があつたが(第二一、ホの項参照)入所事務所の設備は新入調所と畧同様である。只入所房を擁する入所事務所ともなれば醫者の活動の範圍が著しく廣くなり重要となるので、診察室の外に試験室その他の設備を完全にしてその重要な目的

に副はねばならぬ。

(チ) 居房事務所

將來の房舎は併列式を採用するを原則とするであらうが、此場合従來放射式の房舎に於けるが如く一ヶ所にて全体を看視し得る中央看守所は望めないであつて、併列せる房舎を監督するに尤も適當せる位置に居房事務所を配置し、此處に房舎の戒護力中心部を形成するのである。此室が戒護事務室と尤も近く直接的に連絡す可き事は既に何度も繰り返して述べた處であるが、此室の近く(多くの場合前)中央階段エレベーターを設備し交通の中心部を形造る事も必要である。

亞米利加合衆國の刑務所を觀て

フランス犯罪防止委員會理事長

アンリ・ヴン・エタン氏述

からである！

今日私に對し過分なる御好意を御示し下さつたことを深く感謝する。私は現に米國における三月の旅から歸つて来たばかりの所であるが、私は彼地で若干の刑務所を視察することが出来た。

アメリカの刑務所を深く立ち入つて研究したいといふことは、前々から多大の興味を以つて私の待望してゐる所であつた。而して、フィラデルフィアの「ペンシルヴァニア刑務協會」理事長スコット博士は、私の持ち得た最良の案内者であつた。私は滞在の中に十ヶ所の刑務所を視察したが、その中には若干舊い設備の所もあつた。然し私はなるべく近代的な設備を有する所のみを視察することにした。といふのは、古臭い時代物の監獄ならフランスに澤山あつて、この方面では格別學ぶべきものがない

亞米利加合衆國の各州がそれぞれ獨特の立法及び慣習を持つてゐる結果、法律はまち／＼であつて、爲に、アメリカの行刑制度に就いてまとまつた一つの意見を發表することは、極めて困難である。然しながら、何千人といふ受刑者を收容する大規模の刑務所については、自ら多かれ少かれ共通の性質が存在する。

私は、亞米利加合衆國東部(私が視察したのはこの地方だけである)の刑務所の一般的特徴を要約してみた。が、この特徴は、主として、男子刑務所即ち十六才以上の男子受刑者を收容する施設に、當てはまるのである。(註)

(註) 十六歳の少年を成年男子と一緒に收容することは、何といふひどい錯誤であらう！ この年頃が青年の最も悪習

に染りやすい時代であるのに、成年男子並に扱ふのは、十八歳迄が最少限度であると、私は考へる。

(一) 四十年前にはあれ程もてはやされた絶対的獨房制度の全廢。

(二) 夜間を除き其他の時に於いては共同に作業し、共に起居する雜居制度。

(三) 國際行刑會議の度毎に繰返される決議にも拘らず千人乃至千二百人から五千人以上に及ぶ多くの受刑者は、瞰射可能の霰彈銃を備へつけた墻壁の中に、押しこめられてゐる。

(四) 受刑者の數が多すぎるために、個別的處遇を行ひ得ない。即ち受刑者を初犯、累犯、有識、半痴愚等々に類別したり、又は選別したりすることが出来ない。白色人も黒人も黄色人も區別なしに雜居せしめられてゐる。而も黒人及び伊太利人は非常に高いパーセンテージを占めてゐるのであつて、それが、ひどい混雜や恐ろしい不潔の原因になる。

(五) 收容人員過剰のために、一般に、一監房又は一牢屋に定員の二倍又は三倍の人を押し込んでゐる。そういう所では、寢臺は船のケビンのやうに、上下に重なりあつてゐる。所によつては、一監房毎に、

四人乃至六人も人間を收容してゐる所もある。そしてそこで主人公として命令權を持つ者は、最も質の悪い者か、又は腕力が一番強い者である。夜間用ひられる獨居房は、上下に重なつた檻からなつてゐて、たゞ若干の古い刑務所のみが、今尙煉瓦作りの監房になつてゐる。

(六) 勞働作業が非常に少い。競争を恐れて、勞働組合が、あらゆる方法によつて、刑務所内の産業企業に反對してゐる。製作場は一般に非常によく組織立ち器具も完備してゐる。受刑者の勞働作業は一週に五日、日中數時間だけ、それも特に註文のあつた場合に限つて、専ら國家施設又は他の刑務所のためにのみ行はれるにすぎない(被服附屬品、履物、調度、文具函等々……)

一日五時間の勞働は、ごく稀にしか行はれない最高限度の勞働時間であつて、平均日給は、二十五仙である。

(七) 外觀上の大なる自由。談話禁止の規則は廢止されてしまつた。多くの受刑者は何もすることがないので、一日の平均五六時間は、庭へ出て散歩したりフットボールやベースボールや碁や將棋をして遊ん

だり、新聞を讀んだり煙草をふかしながら輪になつてお喋りしたり……等々、又は監房の中を自分の好きな様に裝飾することを許されてゐる所では(それは然し數ヶ所の刑務所に於いてだけ行はれてゐる)そういうふことをやつたり、或は又音樂(ギター、ペンジョー、アコルデオン等々……)をやつたりして、時間を過ごす。

(八) 生理學的に見て、衛生状態は一般に良好である。受刑者は多くの時間を、戸外で過ごす。食事は三度そしてその内容は、時には例外もあるらしいが、大体に於て申し分ないとされてゐる。

建物に附屬する病棟、外科室、齒醫者及び各種専門醫(精神病醫等……)の診療室が存在するにも拘らず、受刑者一人當りの實費は最高一日一弗二十五仙を超えない。三十仙が食費、四十仙が照明・煖房・被服費、五十五仙が雜費であつて、州廳が凡そ五十五仙を負擔し、縣(County)が七十仙を負擔する。

(九) 教育及び徳育といふ點では、努めて娛樂慰安の具を備へつけてある。監房内にラヂオを備へつけた聽取者も決して稀ではない。若干の刑務所に於ては、一週に二三回、映畫會が催される。毎週講演や受刑

者が組織したオーケストラの演奏が行はれ、又あらゆる種類の職業教育(その中には文盲者のために特別なクラスもふくまれてゐる)も行はれ、又最後に屢々一萬卷以上の書籍を(それも非常に高價な書籍を)藏するやうな圖書館も設けられてゐる。各刑務所は受刑者自身が編輯した小新聞を發行してゐる。各日曜及び祭日毎には宗教行事が行はれる(この最後の一節を讀んで驚く人があるかも知れないが、その人々は、受刑者が如何にして『暇をつぶす』かに苦しんでゐること、そして管理者にとつては、受刑者にあてがふべき仕事が少ないために、受刑者をどういふ工合に『使役』するかといふことが、常に大きな悩みの種になつてゐることを、想起して貰ひたい)。

私は次の事を言明しなければならぬ。と言ふのは、アメリカの受刑者は一般に、肉體的にも精神的にも氣儘氣隨に振舞つてゐるといふことである。嘗つて私がフランスの國費刑務所を視察した時實見したやうな、痴愚化された又は憔悴した人間——文字通りの人間のボロ屑——の氣味悪い舉動を私は何處でも目撃しなかつた。

こうした表面的な若干の長所にも拘らず、これらの大

刑務所は、改革論者に、最小限度の興味をしか提供しない。其處で行はれてゐる改革は、純粹に表面的なものであり、一切の再教育が不可能であるばかりか、却つて、人間はそこで悪化される。眞實の問題には、何一つ手を染めず、科學及び心理學上の最も基礎的な發見でさへ、否更に又ほんの常識上のそれでさへ、少しも應用されてゐない。刑務所職員に關しては言及しなかつたが、これも亦責務の重きに堪ふべくもない。と言ふのは彼等是一般に、天賦のすぐれた人々でないのは勿論、必要缺くべからざる技術的教育をすら受けてゐない。收容人員が最高千人程度に（それでも尙五百人位は多過ぎる）減少せしめられない限り、嚴密な選別と特殊機關の創設により刑罰を個別化すべく努力しない限り、受刑者に規則的なそして十分の報酬ある仕事をあてがはれない限り、暇が多過ぎるために刑務所内で陰謀を計畫し得るやうな可能性が存在する限り、最後に又裁判官が左程重大でない犯罪に對してまでも、男女の日常生活を十年もいくらかも中斷することを止めない限り（註）不見識な盲滅法な行政のために血の海を流したかのコンブス（オハイオ州）の擾亂のやうな反抗、恐ろしい反逆、がも一度起る

に違ひない。

（註）死刑又は長期の刑に處せられた罪人が如何に恐ろしき影響を他の受刑者に及ぼすか、それに思ひ及ばないのだろうか？ 彼等は反逆して失敗しても、失ふべき何ものをも持たぬのではないか？

然らば何を爲すべきか？

私はなるべく名前を擧げることとは避けたいのであるが然し私が見學することの出來た特徴的な四つの刑務所に就いてだけは、これを黙過して行くわけにいかない。四つの刑務所とは、マサチューセッツのノーフォーク行刑殖民地 (Norfolk Prison Colony 男子收容) ベンシルヴァニア州のマンシー女子授産ホーム (Muney Industrial Home for women) ケンタッキー州のオームスビー少年村 (Ormsby Village) ベンシルヴァニア州のスレートン行刑農場 (Sleighton Farm 少女) である。これらの刑務所は皆周圍に塙壁を持たない。所によつて各々二十人乃至四十人の「住人」を收容するところの小舎の窓には、格子がはめ込まれてゐない。其處では、罰するといふよりもむしろ再教育し、再適應させるといふことに力を注いでゐる。純然たる自由ではないが準自由、教化、教育、有用なる職業習得、外氣に親しむ生活

健全にして心及び魂を昂上せしめ得る慰安、すべてが其處では實行に移されてゐる。それは、刑務所ではなくて、一個の家庭生活である。この四つの刑務所はその各々についで別々に説明する値打ちがある。

成績はどうか？ スレートン行刑農場（一九一〇年創設）に收容されてゐた少女の中七二％は、決定的に救済され、結婚し、規則正しい生活を送つてゐる。マンシー女子授産ホームでも、同様に、七四％の婦人が救済された。それだけで成績を立證するに十分であるか？

吾々は更に、私が右に引用した大刑務所に目を送つた受刑者の中、どれだけ犯罪を重ねるに至つた者があるかを問題にしなければならぬ。百人につき五十三人以上のものが、再犯者として、同じく五人以上のものが、六度目の犯罪人として、これらの刑務所に舞ひ戻つてゐる。而も刑務所長自身の意見によつてさへも、これらの數字は正確な實數よりも少くなつてゐる。

さて私は、亞米利加合衆國東部地方に存在する行刑機關の大体の特徴を説明し終へた。も少し詳細に立入つてみても、それらのものは多かれ少かれ大同小異であり、同じ長所、同じ缺點、同じく表層的な改革を持ち、どの問題においても未だ根本的な点には觸れてゐない。それ

は、出るよりも入るに易い廣大な「隊商宿」であつて、「人口」は千人、六千人の間を上下する。（ニューヨーク州のオーバーン (Auburn) は一九一九年に千六百九十三人、シンシン (Sing-Sing) は千九百五十六人——ペンシルヴァニア州のフィラデルフィア (Philadelphia) は一九三〇年に二千四百六十三人、ピッツバーク (Pittsburgh) は一九三九年に千九百九十一人——ミシガン州のジャックソン (Jackson) は一九三〇年に五千八十四人等々……)

この報告の第一の締めくくりをつけるために、私は、ニューヨーク州刑務協會の第八十五回年次報告に添へられた「立法部への上申」からの抜萃を、こゝに引用したい。それは、私が訪問中に實見したすべての事を適確に要約してゐる。

「……第二、立法部は、建造物及び管理法に就いては勿論、受刑者の處遇に關しても、五ヶ年乃至十ヶ年の期間を以つてする現代化の改革案を作製しなければならぬ。……そして、必要あらば公債によつても、この案を實現さすべきである。

第三、刑務所内の餘暇を少くするために、新工場を設立し、近代的な機械を供給し、職業を習得し得る受刑者

に職業を習得させ得るやうにしなければならぬ。

第四、老人も少年も、犯罪上の初心者も経験者も、短期刑受刑者も死刑囚及び救済の見込ない者も、なにもかも一緒くたに收容する忍ぶべからざる現在の状態を廢棄するために、改革案の中には受刑者及び各地刑務所を類別化する制度を、包含せしむべきである。現在類別化が行はれてゐないために、服役の端初から、人々は全然改悛矯正の機会を破壊されてしまふ。

……第六、將來、刑務所内には斷じて千五百人以上、成るべくならば千二百人以上の受刑者を、收容し得ないやうに なすべきである。前記以上の受刑者を收容する事は、監督行政を困難ならしめ、監督者と受刑者の個人的接觸を實際上阻害する。而もこの接觸たるや、それが個人的矯正にとつて不可缺の條件であることは、經驗に徴して明らかなる事實である。

第七、上下層をなす鋼鐵製監房といふ有り來たりの型を離れ、むしろ學校寄宿舎の寢室に類する近代的型式に則つた新しい建物をつくるやうにしなければならぬ。ニューヨーク州各刑務所長の言明する所によれば、服役者三〇乃至四〇%は、有り來たりの鋼鐵製監房や塙壁を持たない設備の中に、安全に庇護し得られるものである。

(註一) これは犯罪防止委員會 (Comité pour la Diminution du Crime) の盡力の賜物である。

(註二) 刑務所音樂團が Stock (出版店名) から出版した「オルフェの奇蹟」(Miracle d'Orpheus) 一巻、及 H. ヴァン・ヘッタン (H. Van Ethen) が著した小冊子「刑務所内の音樂」を参照せよ。

亞米利加合衆國中の最善の刑務所の中に屬すると見做し得る二つの刑務所に就いて、私はこれから説明して行くべき度と思ふ。

第一のものは、古い刑務所中最善なるものゝ一だ、といはれてゐる。その建物は古臭いが、若い近代的な人道的な刑務所長は、よくこの古い建物から見事な成績を引き出すことが出來た。私が、特にこの刑務所に就いて紹介の勞を取りたいのは、唯にこういふ古臭い設備を以てなし得る最高の実績が其處に示されてゐるからばかりでなく、又實に同じ型に屬するフランスの國費刑務所をこれと比較し得るからである。

一、ペンシルヴァニア州

ピッツバーグ刑務所

ピッツバーグ刑務所 (Western Penitentiary) は、一

この種の刑務所は、鐵製監房及び周壁の廢止によつて經費を節約し得るが故に極めて廉價に建造し得られる。

第八、長期刑受刑者、死刑受刑者、又は矯正の見込ない受刑者を收容するために、特別な設備が必要である。

第九、看守養成のために、學校を作る必要がある。高い水準の職員を持つことこそ、刑務所行政の実績をあげる根本的事實の一つであるといふことが段々に認められて來た。適當な職員を得るに従つて、俸給も高められねばならぬ。受刑者は特に看守と接觸するものである。さればこそ、看守は身を以て範を示し得る者でなければならぬことが、不可缺の條件になる。

序でに言つておくが、右にかゝげた上申の殆んど全部は、フランスにも適應するものである。フランスは最悪の刑務所を二つ閉鎖し——即ち一九二七年にはサン、ラザール (St-Lazare) を (註一) 一九三〇年にはブテイトロケット (Petite Roquette) を閉鎖し——、且つフレッシュ (Fresne) 及びブテイトロケット (Petite Roquette) の刑務所内で音樂會 (註二) 並びに講演會を開くことを許すことによつて、いさゝか改善への道へ進んだとは言へ、未だ極めて控え目にしか眞實の行刑政策に近寄つてゐない。

八八二年の創立にかゝり (近代社會學の發見といふ點から見て如何に時代ものであるか、知れる) 高い塙壁に圍れた極めて廣大な建物である。塙壁の上には輪になつた道がつけてあつて、其處には常に、武装した看守が見張りしてゐる。それは地域の性質上、受刑者の選別、類別を行ひ得ない、雜種刑務所である。然しながら、其處に收容される受刑者の型を理解し、以て將來に備へるために、この刑務所はあらゆる種類の調査を行ふ眞實の實驗室を備へてゐる。あらゆる新來の受刑者が、最初の一週間は獨居せしめられる。其の間に醫者及び「心理學者」の診察が行はれ、又必要ある場合には精神病醫及び教誨師 (社會及び宗教生活上の) の診察、並びに教師 (教育程度及びビネーシモン (Binet-Simon) 「テスト」等……) の檢診、最後に所長の審査が行はれる。所長の手に他の人々の檢診の結果が集められた時、該受刑者は、作業監督をも加へた評議會の檢審に附せられる。

そこで、その個性・能力に應じて、新來の受刑者に一定の勞働作業があてがはれ、且つ職員が彼に對して取るべき態度の基準が決定される。各受刑者は、一つの監房をあてがはれる。監房には煖房・照明の装置があり、小さな卓子と一個の寢臺が備付けてある。壁は一般に、そ

この「居住者」の所有に属する彫刻・寫真等によつて飾りつけられてゐる。受刑者の操行が穩當であれば、實際上夜だけしか役に立たない彼の「部屋」を、より以上に飾りつける自由が彼に與へられる。部屋飾りつけを默認してゐるのではなく、却つてこれを人々は奨励してゐるのである。

概略の時間割と食事の内容

五時半。起床、一般勤務（炊事等……）
六時四十五分より七時半迄。起床、洗面、朝食（小さなパン、珈琲、デエリー、牛乳で煮込んだ麥粉、牛乳つきの燕麥、玉蜀黍の房等……）
七時半より九時迄。教室又は作業場。仕事のない者は監房に歸る。

九時より十一時迄。作業場。仕事のない者は散歩。

正午。晝食（パン、馬鈴薯、野菜、肉——毎日、デエリー、氷水（註））散歩。

（註）氷水についてはアメリカ人の習慣を理解しておく必要がある。

十三時。教室又は作業場。

十四時より十五時半迄。教室。

して遊び、他の者はあすこの偶こゝの偶に喋舌りながら煙草をふかしたり、碁や他の同様な遊戯をして遊んだりしてゐる。勿論新聞や雑誌を讀んでゐる者もある。それは群集であり雜鬧である。皆の者が喋舌り、笑ひふざけ合つてゐる。武器を持たない看守が、學校生徒の監督者のやうに、人群の間を巡廻してゐる。

労働作業——労働作業は専ら、國家の注文によつてなすのみに限られてゐる。織物工場、ユニフォーム及び上下揃ひ服（香廣であつて出所に際し無料でこれを出所者に提供する）の裁斷工場、自動車の免許札（註）犬の鑑札の製作所等々がある。一般及び行政上の事務としては、會計、通信、用度等々があり、受刑者がこの事務に當つてゐる。多くの受刑者が全くなすべき何事をも持たない状態に置かれてゐるので、出來得る限り銷閑の途を見つけさせるために、人々は「暇つぶし」に監房の中で作られる個人的な小さな細工物を奨励した。例へば、婦人用手提袋、寶石函、寄木細工箱、シガレットケース、編物針、日除け、紙籠等々……すべてこれらのものは、入りのホールに陳列され公衆はこれを買ふことが出来る。

十五時半より十六時半迄。散歩又は監房に歸る。

十六時半。夕食（パン、ブディング、營養麵類又は卵又はスープ又はサラダ、挽肉、デエリー、冷茶）

十九時迄。冬は監房に歸る（各人音楽を娛しむことが出来る）。

夏は散歩。
十九時半。消燈。

食堂の坐席八百八十。パンは焼いてから一晝夜の後食膳に上される。

かくて吾々は、作業場における労働が、如何に多くても一日五時間を超えないことを知る。而も土曜日午後は全休（掃除時間にあてられてゐる）日曜はまる一日休みなのである。

浴場は毎日開かれる。受刑者は少く共一週一回は必ず入浴しなければならぬ。そして、毎日入浴しても差支へない。

日曜の朝七時、監房検査が行はれる。

散歩は、刑務所内の庭に出てこれを行ふ。受刑者は皆其處に集るのであつて、青少年の學校の休憩時間を偲ばせるものがある。或者はフットボールやベースボールを

（註）自動車の番號札は、毎年その鑄造年度を記入した新しい番號札と取換へられねばならぬ。丁度フランスで自動車に對し行つてゐるやうに。

教室——文盲者に對しては、教師が毎日基礎的教程を教授する。收容者の六〇％は、やつとフランスの學校の四年五年級に相當する教育をしか受けてゐない。加之、收容者の大部分は、吾國の小學校卒業生と同等若しくはそれ以下の智的水準をしか持たない（註）

（註）刑務所内で二三年つゞけて勉強させると、知慮不足の收容者の心理的及び知識的水準を、可なりな程度迄高めることが出来る、といふことは屢々指摘せられて來た。

次に示す表は、この刑務所の收容人員（その中千六十人は懲役人であり、八百三十人はロックヴュー（Rockview）刑務農場の收容人員であり、合計千九百九十人になるが、その二十五％は黒人である）に關する若干の簡略な説明を提供する事と思ふ。

統計表（註）

（註）刑務所内の收容者數によつて計算したパーセンテージ。

種別	土著 アメリカ人	黒人	伊太利人	波蘭人	備考
竊盜、偽造、欺、詐、等による收容者	六七%	五四%	一九%	三七%	土著人の六・八%は認められ得る又は蓋然性ある精神病者である
強盜傷害等	一五%	六%	一〇%	一四%	土著人の七・六%は認められ得る又は蓋然性ある精神病者である
殺人、重傷害等	一六%	四〇%	六九%	四五%	土著人の三%は認められ得る又は蓋然性ある精神病者である
雑計	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	

検査した受刑者の六五%は、多かれ少かれ精神上の缺陷を有してゐる。この刑務所の中には、齒科診察室、手術室、X光線室等を具有する立派な病院が建てられてゐる。

見ても知識的に見ても、彼等の精神を良好な状態に保つ上に、偉大な貢献をなす。尤も「悪風感染」の問題は別問題だが。アメリカの受刑者は、フランス行刑制度の下におかれた受刑者のやうに、生活を奪はれてゐない。刑務所そのもの、雰圍氣が極めて感動的であり、受刑者達の「生き／＼」した様子は、深い感銘を吾々に與へる。

日曜日には、朝各種の宗教行事が行はれ、又映畫集會が催される。トーキー又は無聲のフィルムを、教育委員が選擇する。さて吾々は懲罰制度に言及しなければならぬ順序になつた。かくの如く多くの「便宜」並に娯樂物が與へられてゐるために、所長は——毎朝八時半に彼は獄内裁判を開く——あらゆる段階の特權剝奪を行使することが出来る。更にこの問題に關し吾々は、獄内裁判に引出される受刑者は自己の利益になる證人を一人立てることが出来る、といふことを言ひ添えて置かう。懲罰は自分自身の監房内に於ての禁足から、懲罰營舎の監房への收容に至る迄色々ある。懲罰營舎には、三十四の鐵製監房があり、又毎日受刑者が二時間づゝ散歩する屋内遊歩場がある。罰の重さに従つて、讀書を許したり禁じたりすることも出来る。約二千人の受刑者の中、凡そ三十四人だけは、色々な理由から獨居せしめられてゐた。危険だ

風儀上の観点から見て——絶對的な雜居及び收容者を類別化しないことから生ずる實際上の秩序維持の困難さにも拘らず、行政當局者及び各宗派の教誨僧(カトリックもあればプロテスタントもイスラエル派も科學的基督教もゐる)によつて、風儀維持上の偉大なる努力が拂はれてゐる。先づ第一に、一萬卷の書籍を蔵する圖書館がありそれは一日二回、自由時間の間、收容者に開放される。そして更に月に四千冊以上の本が回讀される。主要な文學雜誌、科學雜誌は勿論のこと新聞も其處に備付けてある。これらのものは、外部とひそかに文通するかも知れないのを避けるため發行者から直接刑務所當局者に送ることになつてゐる。各種の講義(速記、タイプライター簿記、製圖等……)の他に毎週講演が行はれる。收容者が組織した管絃樂オーケストラもある。こうした交響樂演奏は、最も頻繁に催されるものである。最後に監房にラヂオを備付けたラヂオ聴取者もある。面會時間に一般的制限はなく、面會に立會ふ看守の意志に委ねられてゐる。面談は他の訪問者の妨げにならないやうに、出来るだけ低聲でなされねばならぬ。絶對的無言の規則はすでにすつと昔から廢止されてゐる。

牆壁内に於て收容者に自由を與へることは、心情的に

と——時に風儀上——思はれる者は、誰でもこれを隔離することが出来る。出所に際して各受刑者は刑務所で作られた完全な被服(若し冬であれば外套も副へて)を貰ふ。これらの上下三ツ揃の奢廣服は、全く同じやうな型色合にならない様に、色々なモデル、様々の色合のもの作られる。その他に出所者は身の始末をつけることが出来るやうに、彼が貯蓄することの出来た囚徒口錢に添へて十弗の金を與へられる。

この刑務所には、希望者により組織される身の上相談所(Board of Trustees)があり、其の成員は夜晝幾時たりとも自由に刑務所内に入出し得る權利を有する。

受刑者一人當りの經費は一弗二十五仙、その中の三〇仙が食費にあたる。州廳が五十五仙を負擔し、受刑者の生れ故郷たる縣(County)が七〇仙を負擔する。

この所長M・S・Mエーシト(Ashie)氏の獎勵指導の下にあらゆる事務に於て、懇切丁寧といふことがモットーとされてゐる。彼は自ら範を示すと共に人にこれを要求する。彼は凡ての受刑者を見知つてゐる。私は、受刑者達と彼と話するために、尊敬の情をこめた親し氣な微笑を浮べつゝ、自由に彼の側に寄つて行くのを見た。彼は常に、これらの「人々」と接觸してゐる。この刑務所

は、未だ嘗つて血なまぐさい反抗の起つたことのない稀なる監獄の一つである。

舊い設備でありながら、色々な思ひつきによつて、如何に最善を致すことが出来るか、その最適例がこゝにある。

一九一二年以來この刑務所は「ロツクツウ」と言はれる農場を持つことになつた。其處では、白耳義産索馬を飼育したり、大量の新鮮な野菜を栽培したり、豚を飼つたりしてゐる。これらの生産物は、これを州廳に譲渡するか又は刑務所内でこれを消費する。

この農場に送られる受刑者は、多かれ少かれ選抜を受け且つ逃走しないといふ誓約をなした者である。それは完全なる準自由制度が受刑者に如何なる影響を及ぼすかを研究するためのすぐれたる方法である。蓋し周壁の内部でこの種の研究を行ふことは不可能だからである。逃走の平均率は一%である。大戦中のことであるが逃走者の中三人は、アメリカ軍隊の中にはいり込んでゐた。官憲はそれを知つてゐたが、彼等がヨーロッパから歸る迄、そのまま放任しておいた。その他の者は大部分、すぐに逮捕されてしまつた。

アメリカ大岡裁判

最近ニウヨークの裁判所で犬の所有権に關する裁判が行はれ、問題となつたジャツクといふ犬が法廷に引出されていよ／＼裁判は開始された、現在犬を所有してゐるバーカーなる男は「その犬は犬屋で買つたものだ」と主張しこれに對しアニコなる男は俺の犬を盗んだのだと主張した、そこで裁判官は兩人に對し實際の證據を示せと要求した、聲に應じてアニコは大聲でジャツクに呼びかけた、忽ちジャツクは抱かれたバーカーの腕から飛上りアニコの前に來て食物をねだる恰好をしたこれを見た裁判官は即座にこの犬はアニコのものであるとの判決を下し、かくてジャツクは正當の主人の手に戻された。

收容者の閱歷に就て(四)

アメリカ國勢調査院 (Bureau of Census) 發表

離家年齢

犯罪原因としての青少年期に於ける不適當なる環境の影響については青年犯罪人に關する數多の研究によつて實證された處である。我々は一九二三年の刑務所國勢調査に關聯して各收容者が両親の許を離れたる年齢に關する資料を蒐めた。第十八表はそれを纏めたもので、男女收容者中両親の許を離れたる者の數及び比率、並びに離家年齢による分類を示す。すけれども、こゝに掲げた統計は離家原因の如何を究明しようとするものではない。勿論なかには他地へ行つて働く爲めに、又は學校に入る爲めに自發的に家を離れた者もあるであらう。が、多くの場合離家の原因は両親又は片親の死亡又は危篤、遺棄、若しくは両親の離婚である。概してこの統計は此等犯罪人が有效なる両親の監督を離れた年齢をよく代表してゐるものと考へらる。

年齢が長するに従つて親達と同居せざる者の率の増大するが普通である以上、而して收容者の大多數は、一般に親達と同居することの少ない成人である以上、以下の統計は大體に於て青少年期に家を離れたる收容者の割合を示すものとして意義を有する。

第十八表 —— 一九二三年前半六ヶ月間に於て刑務所及び感化院に收容せられたる者の性別及び両親の許を離れたる年齢別による分類

離家年齢	數			百分比		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
總計……	19,080	17,882	1,198	……	……	……
家庭狀態の報告ありたる總數	18,016	16,913	1,103	100.0	100.0	100.0

兩親と同居する者	4,338	4,062	176	23.5	24.0	16.0
兩親の許を離れたる者	13,778	12,851	927	76.5	76.0	84.0
離家年齢の報告ありたる總數	12,806	11,941	865	100.0	100.0	100.0
十歳以下	807	722	85	6.3	6.0	9.8
十歳乃至十三歳	1,258	1,167	91	9.8	9.8	10.5
十歳	218	202	16	1.7	1.7	1.8
十一歳	172	164	8	1.3	1.4	0.9
十二歳	445	418	27	3.5	3.5	8.1
十三歳	423	383	40	3.3	3.2	4.1
十四歳乃至十五歳	1,735	1,584	151	13.5	13.3	11.5
十四歳	970	724	66	6.2	6.1	7.6
十五歳	945	860	85	7.4	7.2	9.8
十六歳乃至十七歳	2,448	2,221	222	19.1	18.6	25.7
十八歳乃至二十歳	3,364	3,162	302	26.3	26.5	25.4

二十一歳以上	3,194	3,080	114	24.9	25.8	13.2
離家年齢の報告なきもの	972	410	62
家庭状態につき報告なきもの	1,564	969	95

家庭状態を報告し来りたる收容者全部の内七六・五パーセントは犯行當時最早や兩親と同居してゐなかつた。兩親の許を離れたるものゝ内男子收容者の方は七六パーセントであるに對し女子收容者の方は八四パーセントに達する。

離家年齢の報告せられたる男女收容者中、六・三%は十歳以下にして家を離れたるものであり、十六・一%は十四歳以下、二九・六%即ち約三分の一は十六歳以下である、少くとも二十一歳に達するまで兩親と同居せる者はこの報告の得られたる總數の四分の一、即ち二四・九%に過ぎない。

一般に女子收容者は男子收容者よりも若年にして兩親の許を離れてゐる。例へば十四歳以下で家を離れたる者は男子につき一五・八%であるに對し女子の方は二〇・三%に達するし、十四歳乃至十八歳にして家を離れたる

者の率も女子の方が決定的に高い。
離家年齢につき收容者と一般人口とを正確に比較すべき統計材料は得られないが、大體に於て收容者の方が一般人よりも若年にして兩親の許を離れてゐることは想像出来る。

第十九表は離家年齢と罪種とを比較せるものである。多くの州に於て少年労働に關する法律は十六歳未満の少年を工業に使用することを制限又は禁止してゐる。故に少年が十六歳未満にして兩親の許を離れるといふことはある程度まで異常又は例外のことゝ考へてよい。かくて離家當時十六歳未満だつた收容者の割合は本表に於て各種の罪人を比較するに便宜な標準となるものである。

男子收容者中にあつては夜盜處犯者に於て十六歳以下にして家を離れたる者三五・一%即ち總數の三分の一といふ最高率を示してゐる。その他十六歳以下にして家を離れたる者の高率なるは強盜(三三%)、贓物寄藏(三一・九%)及び窃盜(三一・二%)である。更に注意すべきことはこれら財産犯の各に於て十歳以下にして家を離れたる者が非常に多く、且つ二十一歳に達した後までも兩親の許に留まつてゐた者が之れに比例して少ないといふことである。

右の罪種と著しき對照をなせるは横領處犯者で、僅かに一七・二%にすぎない。その他詐欺(二〇・一)禁酒法違反(二〇・九%)殺人(二三・二%)に於ても十六歳以下にして家を離れたる者の率は低い。更にこれらの罪種に於ては、従つて、十歳未満にして家を離れたる者は少なく、一方二十一歳になつた後までも家を離れなかつた者が非常に多い。

女子收容者中にあつては十六歳以下にして家を離れたる者は藥種法及禁酒法違反者總數の三七・九%、姦通及び淫賣の三五・二%、窃盜その他の財産犯の三二・九%を占める。性的犯罪人が十歳以下にして家を離れたる者の一五・六%といふ驚くべき高率を示してゐる。之を要するに十六歳以下にして家を離れたる者の率は各罪種とも女子の方が男子よりも決定的に高い。

第十九表 一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別、罪種別による離家年齢の分類

性別及び罪種別	百分				
	十歳以下	十歳以下	十歳乃至十四歳	十六歳乃至十八歳	二十歳以上
合計

男女合計	29.7	6.3	9.8	13.5	19.1	26.3	24.9
男子	29.1	6.0	9.8	13.3	18.6	26.5	25.8
身 體 犯							
殺人	23.2	5.6	7.6	11.0	16.4	29.7	30.6
重罪	23.8	4.2	7.7	11.9	14.3	31.8	30.1
軽罪	23.0	4.8	7.6	10.5	17.4	28.8	30.8
傷 害	29.5	6.8	9.8	12.3	16.8	27.4	26.3
財 産 犯							
強 盜	33.1	6.5	9.8	16.7	22.9	26.7	17.4
夜 盜	35.1	8.1	10.9	16.1	22.6	25.4	16.9
竊盜及び竊盜 關係のもの	29.0	6.1	9.7	13.2	18.5	26.6	25.9
竊盜	31.2	6.6	10.7	13.9	21.0	25.6	22.2
横領	17.2	3.5	5.6	8.1	16.2	26.3	40.4
文書偽造	28.3	6.1	8.5	13.8	14.9	29.4	27.4
詐欺	20.1	4.6	6.9	8.5	14.7	29.7	35.5
贓物寄藏	31.9	5.6	12.5	13.8	17.2	20.7	30.2

性道徳違反	26.1	4.9	10.2	11.0	20.0	23.3	30.6
強 盜	26.1	4.9	10.2	11.0	20.0	23.3	30.6
夜 通
其他の性 的犯罪	33.7	7.2	11.9	14.6	16.6	21.3	28.5
藥類法違反	20.0	4.8	10.4	13.8	17.2	24.1	29.6
禁酒法違反	20.9	2.8	8.3	9.7	11.8	29.9	37.4
雜	26.7	5.8	9.9	10.9	18.0	26.7	28.6
女 子	37.8	9.8	10.5	17.5	25.7	23.4	13.2
殺 人
竊盜及び竊盜 關係のもの	32.9	6.0	8.4	18.6	25.7	28.7	12.6
夜通及び淫賣	35.2	15.6	7.0	12.5	21.9	28.9	14.1
藥師法及び 禁酒法違反	37.9	8.6	12.1	17.1	24.3	20.7	17.1
其他	41.8	11.1	11.6	19.1	28.5	17.7	11.9

所得
本國勢調査は更に各收容者の最終就業に於ける週給に
關する資料を蒐めた。けれども、凡そ賃銀に關する正確

にして一致せる資料を得ることは、特に職業によつて一週間の就業時間が異なるために困難を伴ふ。故にこゝではそれら種々の原因に基く報酬間の不一致を少くするため、皆勤者の週給を調査したのである。かくすれば日傭者の一週間の所得を週給者のそれと公平に比較が出来る譯である。

こゝに「所得」とは合法的な職業より得る處の所得を表さんことを目的とし、又一般にはそれを表してゐるのであるがなかには犯罪の所得も含んでゐるものがあるかも知れぬ。それを區別し除外する事は到底出来な

第二十表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び最終職業に於ける週所得別による分類

皆勤週所得	数		百分比	
	男女合計	男子	女子	合計
總 計	19,030	17,882	1,198	...
週所得の報告ありたる總数	15,732	15,105	627	100.0

十ドル以下	864	693	171	5.5	4.6	27.3
五ドル以下	66	49	17	0.4	0.3	2.7
五ドル乃至九ドル	798	644	154	5.1	4.3	24.6
十ドル乃至十九ドル	4,113	3,781	332	26.1	25.0	53.0
十ドル乃至十四ドル	1,530	1,325	205	9.7	8.8	32.7
十五ドル乃至十九ドル	2,583	2,456	127	16.4	16.3	20.3
二十ドル乃至二十四ドル	2,455	2,412	43	15.6	16.0	1.9
二十五ドル乃至二十九ドル	2,231	2,200	31	14.2	14.6	4.9
三十ドル乃至三十九ドル	3,097	3,070	27	19.7	20.2	4.3
四十ドル乃至四十九ドル	1,387	1,375	12	8.8	9.1	1.9
五十ドル乃至七十四ドル	1,065	1,056	9	6.8	7.0	1.4
七十五ドル以上	520	518	2	3.3	3.4	0.3
所得に關し報告なきもの	3,004	2,692	312
無所得職業就業者	344	85	259

第二十表は女子の方がやはり男子より所得の少いことを示してゐる。即ち有給の職業に従事せる收容者中週所得十ドル以下の者は男子の四・六%なるに對し女子にあつては二七・三%を示し、十ドル乃至十九ドルの者は同じく二五%に對する五三%となつてゐる。反對に、二十ドル乃至二十九ドルの者は女子にあつては一一・八%にすぎざるに對し男子にありては三〇・五%に達する。三十ドル以上の週所得を有する者に至つては男子の方が女子よりも決定的に高率である。

合衆國勞働統計局の發行にかゝる資料によれば、合衆國の主要六十六都市に於ける勞働組合所屬勞働者の一般週所得は一九二二年五月十五日現在が約四十二ドルで翌一九二三年五月十五日にはそれが約四十六ドルに昇つてゐる。それと比較して、第二十表に含まるゝ男子收容者中四十ドル以上の週所得を有する者が僅か一九・五%にすぎないことは注目に値する處である。

第二十表に示された資料により、我々は收容者の平均皆勤週所得は男子收容者について約三十ドル、女子收容者について約十六ドルと推定し得る。アメリカ工業商議委員會は一九二二年末三ヶ月間に於て二十三種の製造工業賃銀勞働者の平均實收週所得は以下の如くなることを

推算してゐる。

男子勞働者平均……………二六・三五ドル
 男子熟練勞働者……………二八・一二ドル
 男子不熟練勞働者……………二一・〇七ドル
 女子勞働者平均……………一六・四八ドル
 右の平均週所得は皆勤者の週所得に較べると稍々少ないが、收容者の平均所得がこゝに擧げた賃銀所得者のそれよりも幾分高いことは明白である。しかし、收容者がかくの如くよく見える理由は主として或は全く收容者に關する數字が賃銀勞働者に限らず、中には他の高等職業又は實業に従事するもの其他平均率を高めるに役立つやうな所得を含むからである。

にもかゝらず右の比較は收容者の週所得が一般に製造工業に従事する勞働者のそれよりも決して低くないことを示してゐる。

第二十一表は罪種別による收容者の週所得の分類を示す。本表によれば女子收容者中週所得二十ドル以下の者は姦通及び淫賣處犯者について八一・九%を占むるに對し窃盜處犯者に於ては七三・七%である。

二表によつて一層明白に表示されてゐる。この表は主要罪種を週所得二十ドル以下の者の率の少ない順序にならべたものである。

禁酒法違反者が週所得二十ドル以下の者の大部分——四六・五%を占め、しかも四十ドル以上の者は僅か一六%にすぎない。その他夜盜、窃盜などの處犯者も一般に低所得である。

週所得二十ドル以下の者の最も少ないのは横領、詐欺及び贓物寄藏の三種である。逆に此等のものは四十ドル以上の所得者の率に於て最高を占むる。横領處犯者中その五〇・九%は四十ドル以上の週所得者である。

第二十一表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の最終職業に於ける皆勤週所得高による分類

性別及び罪種別	總數の百分率						
	十 弗 以 下	十 一 弗 九 乃 至 十 二 弗	十 三 弗 九 乃 至 十 四 弗	十 五 弗 九 乃 至 十 六 弗	十 七 弗 九 乃 至 十 八 弗	十 九 弗 九 乃 至 十 十 弗	
男女合計……………	5.5	26.1	29.8	19.7	8.8	6.8	3.3

男子	4.6	25.0	30.5	20.3	9.1	7.0	3.4
身體犯	5.4	26.4	29.2	18.2	9.4	7.9	3.4
殺人……………	8.8	24.7	30.4	16.4	9.0	7.4	3.3
重罪……………	4.0	27.2	28.7	19.0	9.6	8.1	3.4
輕罪……………	4.8	26.6	35.3	20.3	7.3	4.6	1.6
傷害……………	2.5	19.0	37.8	23.4	9.6	5.5	2.2
財產犯	6.1	30.3	32.6	18.5	7.0	4.0	1.5
強盜……………	4.6	23.1	28.8	20.7	9.2	8.4	5.1
竊盜及び竊盜關係のもの	5.9	26.6	31.8	20.3	7.0	5.6	2.7
竊盜……………	0.9	9.7	15.7	22.3	15.7	19.9	15.3
横領……………	3.5	22.2	25.8	19.8	11.1	11.4	6.3
文書偽造……………	2.2	11.5	19.6	20.7	15.2	14.8	19.9
詐欺……………	1.4	12.8	23.0	26.7	18.9	9.8	7.4
贓物寄藏……………	5.5	27.1	30.2	22.7	9.7	4.2	0.6
性道德違反							
強姦……………							

夜盗	3.4	20.9	31.2	23.3	9.4	10.0	2.8
其他の性的犯罪	1.2	18.3	31.5	22.5	12.1	10.2	4.2
薬種法違反	7.8	38.7	22.3	15.1	8.4	4.5	3.1
禁酒法違反	3.3	21.0	28.5	21.2	11.2	10.0	4.8
雑	27.3	53.0	11.8	4.3	1.9	1.4	0.3
女子	27.3	53.0	11.8	4.3	1.9	1.4	0.3
殺人	28.1	45.6	13.2	5.3	1.8	4.4	1.8
強盗及び竊盗の關係のもの	21.6	60.3	6.9	9.5	0.9	0.9	0.9
姦通及び淫賣
薬種法及び禁酒法違反
其他	28.9	56.3	10.8	1.4	2.2	0.4

第二十二表 —— 一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院男子收容者の主要罪種に関する週所得分類 (第二十一表別表)

罪種別	總計	總數の百分比			
		20歩以下	20歩乃至29歩	30歩乃至39歩	40歩以上
禁酒法違反	100.0	46.5	22.3	15.1	16.0

には犯行前引續き失業状態にありし期間による分類を要ししてゐる。

第二十三表 —— 一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び犯行直前失業期間別による分類

失業期間別	數		百分比			
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
總計	19,080	17,882	1,198
就職状態の報告ありたる總數	16,254	15,567	687	100.0	100.0	100.0
犯行當時就職者	11,323	10,802	421	69.0	69.4	61.3
犯行當時失業者	5,031	4,765	266	31.0	31.0	38.7
二週間以内	625	603	22	3.8	3.8	3.2
二週間以上一月未満	847	613	234	5.2	5.2	4.9
一月	827	798	29	5.1	5.1	4.2

夜盗	100.0	36.5	32.6	18.5	12.4
強盗	100.0	32.7	30.2	22.7	14.5
竊盗	100.0	32.6	31.8	20.3	15.3
殺人	100.0	31.3	29.2	20.3	20.7
傷害	100.0	30.9	35.3	18.2	13.5
全罪種	100.0	29.6	20.5	20.3	19.5
文書偽造	100.0	25.7	25.8	19.8	28.8
強盗	100.0	21.5	37.8	23.4	17.3
薬種法違反	100.0	19.5	31.5	22.5	26.5
贓物寄藏	100.0	14.2	28.0	26.7	21.1
詐欺	100.0	73.7	19.6	20.7	45.9
横領	100.0	10.6	15.7	22.7	50.9

就職状態

收容者の就職状態に關しては二種の資料を得た——一は犯行直前失業状態にありしや否やに關するもので他は過去の職歴に關するものである。こゝに掲げた第一種の資料は如何に多くの收容者が犯行當時失業状態にあつたかを示すもので、第二十三表が即ちそれであるが、そこ

二月	688	658	30	4.2	4.2	4.4
二月乃至五月	962	908	54	5.9	5.8	7.9
六月以上一年未満	539	509	30	3.3	3.3	4.4
六月乃至八月	455	431	24	2.8	2.8	3.5
九月以上一年未満	84	78	6	0.5	0.5	0.9
一年以上	543	476	67	3.3	3.1	9.8
一年	265	237	23	1.6	1.5	4.1
一年以上	278	239	39	1.7	1.5	5.7
其他	2,826	2,315	511
無給職業従業者	344	85	259
就職状態の報告なきも	2,482	2,230	252

就職状態の報告ありたる男子收容者中三〇・六%は犯行當時失業状態にあつたと報告されてゐるが女子收容者にあつては三八・七%となつてゐる。六月以上失業状態にあつた者は男子六・四%、女子一

四・二%である。失業收容者の大部分は比較的短期間の失業である。例へば失業三月未満の者男子につき一八・四%、女子につき一六・七%である。

以上の数字は、一寸見ると、國內の失業者が全體としてまださまで多からざる時に於て、犯罪人の間にあつては一般人と比較して失業者が非常に多いことを示すが如く見える。けれども、多くの場合に於てこの失業は彼等が自ら求めたものであることを注意せねばならぬ。ただし、右の数字中には犯罪活動を隠すためにのみ合法的職業に就く處の多くの慣習犯罪人に關する資料を含むからである。

第二十四表は罪種別及び犯行前の失業期間別による收容者の分類を示す。

第二十四表 一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の犯行前失業期間別性別及び罪種別による分類比率

性別及び罪種別	總 數 百 分 比						
	犯行前 の失業 者	犯行前 の失業 者					
		一月以下	一月 乃至 二月	三月 乃至 五月	六月 乃至 一年	一年 以上	
男女合計.....	69.0	31.0	9.1	9.3	5.9	3.3	3.3

身 體 犯	男子.....						
	殺人	重罪	輕罪	傷害	財產犯	強盜	夜盜
殺人.....	87.3	12.7	3.6	3.7	2.0	2.0	1.4
重罪.....	84.5	15.5	3.7	5.4	2.5	2.2	1.7
輕罪.....	83.6	11.4	3.6	2.9	1.8	1.9	1.2
傷害.....	79.7	20.3	6.7	6.2	3.3	2.1	2.0
財產犯							
強盜.....	60.6	39.4	13.1	11.1	7.5	3.9	3.8
夜盜.....	53.6	36.4	13.2	14.9	9.3	5.3	3.8
竊盜及び竊盜關係のもの	67.2	32.8	10.6	10.1	6.2	3.5	2.5
竊盜.....	64.9	35.1	11.3	10.7	6.9	3.6	2.7
横領.....	92.3	7.7	1.8	2.3	2.3	0.5	0.9
文書偽造.....	65.3	34.7	11.8	10.8	5.9	4.4	1.8
詐欺.....	87.4	21.6	7.6	6.2	4.1	1.4	2.4
贓物寄藏.....	68.0	32.0	7.9	11.2	5.2	3.3	4.3
性道徳違反							
強 姦.....	85.1	14.6	5.1	4.8	2.6	0.7	1.4

通 姦	其他の性的犯罪	藥種法違反	禁酒法違反	雜	女子.....					
					殺人	竊盜及び竊盜關係のもの	姦通及び淫賣	藥種法及び禁酒法違反	其他	
.....	85.1	14.9	4.7	5.1	2.8	0.8	1.5	
.....	64.8	35.2	6.9	10.1	4.0	4.0	7.7	
.....	81.7	18.3	2.8	2.8	4.0	2.1	4.2	
.....	75.4	24.6	8.1	8.1	4.7	2.1	2.4	
.....	61.3	38.7	8.2	8.2	7.9	4.4	9.8	
.....	
.....	58.2	41.8	8.2	13.4	6.0	6.0	8.2	
.....	43.0	57.0	10.9	11.7	13.3	7.0	14.1	
.....	
.....	64.2	35.8	8.3	7.6	6.9	3.1	9.7	

本表に示す如く男子收容者にあつては、犯行直前失業状態にありたる者夜盜につき四六・四%といふ最高限から横領につき僅かに七・七%といふ最少限に及ぶ。失業率の非常に高いのは強盜(三九・四%)藥種法違反(三五・二%)窃盜(三五・一%)及び文書偽造(三四・七%)で、比較的少ないものは殺人(一二・七%)、強姦

(一四・六%)禁酒法違反(一八・三%)及び詐欺(一一・六%)である。

姦通及び淫賣處犯女子收容者にあつてはその五七%が何等合法的職業を有してゐなかつたと報告されてゐるが、同じく窃盜處犯者に於てはその率四一・八%である。失業一年以上に及ぶと報告された者は男子藥種法違反者の七・七%、贓物寄藏者の四・三%、禁酒法違反者の四・二%、強盜及び夜盜處犯者の三・八%を占めてゐる。

禁酒法違反者は犯行當時失業者率の比較的少い唯一のものであり(一八・三%)同時に失業一年以上に及ぶ者の率は比較的高いのである(四・二%)。

一年以上失業の者の率は横領處犯男子收容者に於て最も低く(〇・九%)、また殺人及び強姦(各一・四%)文書偽造(一・八%)、に於ても低い。文書偽造處犯者は失業者率の最も高いものであり(三四・七%)しかも一年以上に及ぶ者は比較的少ない。

Social Work preparing
for Parole
Ruth E. Collins

假釋放と社會事業

ルース・イー・コリンズ

コリンズ女史は現在ニューヨーク州の矯正局の婦人留置場の長 (Superintendent of the House of Detention for Women, Dep. of Correction, N. Y.) に在り、同時に合衆國政府行刑局の社會事業監督官 (Supervisor of Social Work, Federal Bureau of Prisons) (但し賜暇中) でもあり、前にはフーバー大統領の任命したワイカーシャム・コムミツションの一員でもあつた。
この論文は、一九三一年十月二十二日マリーランド州ボルチモアに開催せられたるアメリカン・プリズン・アソシエーションの第六十一回年次大會席上演説せられたものである。

受刑者の生活の道程に於て最も重要な段階たるパロール (Parole—假釋放) は、受刑者の處遇をして建設的なる効果あらしめんと眞剣に考へてゐる凡ての人々の是非とも心を潜めて研究しなければならぬ問題である。

る。刑期の一部をプリズンではなく、コムミュニテイ (社會) の中で果たすことを受刑者に許すことによつてレハビリテーション (社會的復活) の過程の最後のステップ (手段) 即ち凡ての行刑施設に於ける改善の努力の

志さなければならぬものが成就されつゝあるものと看做さるべきである。元來、パロールに關する法律は、第一に、彼のヘリー (William Healy) (米國の有名なビーノロヂスト) が極めて適切に「犯罪問題の生きた中心」と曰つた箇人としての犯人を考慮するの目的を有つて存在してゐるものであつて、クリミナルに處するの問題には、單に彼をプリズン・ウォールスの中に閉ぢ込めて、一定の期間交通遮斷をしてをくといふ以上に、更に成就せらるべき多くのものゝ存することを知らしむるに足るものである。

犯罪の定義は數へきれないほどあるが、「犯罪とは一國民に自己の信念を強ひ得べき權力を有せる國民一部の階級によりて社會的に有害なりと信ぜらるゝ行爲なり」 ("Crime is an act which is believed to be socially harmful by a group of people who have the power to enforce its beliefs") と曰つたウイスコンシン大學の社會學教授ドクター・デオン・ギリンの定義の簡潔にして而かも包容する所の大きなのに及ぶものはあるまい。(昭和二年三月號「刑政」所掲ギリン教授の「犯罪とは何ぞや」参照) この定義に曰つてある或る有力なグループ (階級) は犯人が社會のメンバーに加へる損害から社會を防衛するのをその唯一の關心事なりと主張するかもしれないが、しかし、社會の一員たる犯人が行つた犯罪よりも、むしろ犯罪を行つた箇人としての犯人に處する道を講ずることによつて其社會は最も善く防

如何なるパロール・システムも、先づ初めにパロールせらるゝもの即パロリー (Parolee) の素質を知ることなくしては、決して効果を擧ぐる事はできないのである。「人^{ヒューマン・ネーター}之性といふものは嘲笑せらるべきものでもなく輕蔑せらるべきものでもなく、唯だ理解せらるべきものである」と曰つた。實際的にして而かも唯心的なオランダの哲學者スピノーザ (1632—1677) (Benedict de Spinoza) のこの語の中に、眞箇のパロールの意義が善く言ひ現はされてゐるのである。受刑者の假釋放期間の處遇のプランを立てる前に、我々は彼の住む世界の諸の問題について理解を有つてゐなければならぬのであ

る。社會に於ける或るグループ (階級) の一人一人のメンバーを理解し得る前に、我々は先づこのソーシャルグループを發生せしめた過去並びに現在の諸のソーシャル・フォース (社會的勢力) を知悉する必要があるのである。

衛され得るものであることを思はなければならぬのである。最大量の刑期が満了された後、社會の他のメンバーと再び伍する爲めに出て行く以前の受刑者のためにプリズンの門の開かるゝ日が來なければならぬのである。犯罪者を處遇する我々の行刑施設の能力を試す箇の重大な日のために、どうしたら最善の準備が講ぜらるべきかといふことが、極めて重大な問題となるのである。犯罪が醸成されるのは、人間の社會的接觸から來るのである。人間が一人で離れ小島に住んでゐれば犯罪は行はないものである。唯だ協同生活が出來上つて、對人的の交渉が發達した時にのみ、人間は惡事を働き、亂倫な行爲を敢てし、他人の權利を犯すのである。社會といふものは、人間を向上させもし同時に亦墮落させもする諸の感化力を放射する人事心理の錯綜した交渉から出來上つてゐるのである。社會の秩序とか、人の生命財産とかに對して公然侵犯の行爲を敢てするものから我々を防衛するために、念入な訴訟法を制定したり、金のかゝつた行刑施設を作つたりするのは、我々の社會組織の中に存する此等の多くの感化の勢力並びに要因の源を究めるよりも、極めて容易な事である。

手のかゝつた念入な訴訟法や、金のかゝつた立派な拘

禁設備では、問題は毫も緩和されはしないのである。訴訟手續を改正したり、立派な刑務所をこしらへるのは、人事の交渉を深く研究して、善良な公民道を作り上げる社會に於ける多くの目に見えない要素を發達せしむるに努むるよりも、理解するに一層容易で、見た目に面白くより多く我々の虚榮心を満足させるもので、そして恐らくはまた我々の智能を竭くさしむることの少ないために我々の限りある頭腦では、一つの解決方法として此れを掴むのである。しかし、必要なのは反社會的行動に責任のあつた箇々のクリミナルの現在並びに過去の生活をきづき上げた色々の要素を慎重に検査し、公明な心で研究し解剖することである。別に大した肉體上並びに精神上の缺陷もない一人の人間がありとすれば、其人の心的態度とか反應といふものは、其人の社會的交渉によつて色々に發達せしめらるゝもので、若し其人の性格が彼を社會から隔離しなければならぬほど、しかく其社會の普通の準則とはづれてゐるならば、此等の同じ社會的な勢力を、建設的な目的で、組織し直すことによりてのみ、始めて此人の性格を正常なものに恢復することが出来るのである。

自分は、持凶器強盜の罪でプリズンへ送られた十九才

になるガールを知つてゐるが、母親は彼女の十二才の時に死んだので、彼女は學校を止めて、父親と一緒に朝風呂から、夜は晩くまで小さなファーム（農場）で働かなければならなくなつたのである。しかも、此のファームには重い抵當權が設定せられてゐて、利益は極めて少なかつたのである。ファームの仕事の必要上、女の友達はなくなくなつてしまひ、生れつき優雅な質ではあつたのだがしまひにはファームの勞働者の有つてゐるような荒々しい傳法な氣風に染つてしまつたのである。父親の資力も竭きてファームが抵當流れになりそうになつた時に、彼女は大膽にもすつかり男裝して——オーバーオールを着るのは彼女には別に珍らしくはないのだが——自分の住んでゐる小さなタウン（町）の銀行へ入つて行つて、いきなりピストルをつきつけて、出納係に金を出せと逼まつたのである。彼女はこの不法な行爲の唯一の理由として、窮境から父親を救ひたいと思ひ逼つてやつたのだと申立てたのである。彼女にとつては、銀行の損害などは何んでもなかつたのである。日頃から荒々しい男達とつき合つてゐたので、法律上の權利がどうかのといふ判断を下す基礎觀念などは毫も養はれてはゐなかつたのである。彼女はたゞ／＼金がほしかつたのであつて、金を奪

へば人の權利を犯すことになるといふような考へは少しも起らなかつたのである。プリズンでは彼女の讀書交遊並びに職業の訓練に意を用ひたので、パロールの期の逼つた頃には、彼女は前非を悔ひ、人間の社會的價値の意義の何たるかを認むるようになったのである。ガーマント（上衣）の裁縫を學んで腕もよかつたので、或るガーマント工場に位地が得られて、快適なホームらしい環境も彼女のため見出されたのである。パロールの間の成績は、社會に對する彼女の見方が、私慾的な反社會的なものから一層建設的な調和的なものに變じたことを示したのである。

る。彼女はたゞ／＼金がほしかつたのであつて、金を奪

更らに眼を轉じて、外國人を親とするホームに育つた少年を觀察すると、純然たる社會的感化の恐ろしい力を有つてゐることが歴然と證據立てられてゐるのである。アメリカの少年審判所のレコードは犯罪と都市生活との接觸の有無との間に直接の關係あることを示してゐるのである。傳統の力の破壊されず、両親の監督の弱められなかつたホームに育つた古い時代の人は、彼等より年下の兄弟姉妹とは甚だ異つた行動の型を形作つてゐるのである。街上をさまよつて其刺激にさらされ、運動娛樂に

は何等の監督指導の與へらるゝなく、少年のはやり氣から、冒險な行爲の面白さに誘はれてゐる彼等少年は、自分の年長者の愛重して來た理想とは全く異つた思想の混亂を経験するのである。そして、文化の異つた社會に混して育つた爲めに、此等の外國人を親とする少年に對する相反する社會的感化は、普通兩親の愛から生ずる自信を破壊してしまふのである。かくして、落ちついた性格の人間が出来上る代りに、波の上に浮ぶ木片のような不安な身の置き處もないような憐れむべき人間が出来上るのである。

何人といへども、自分の屬する階級の他のメンバーとの關係に於て一つの地位を占めることなしに、成年に達するといふものはない。而して更らに、其の階級は社會に於ける他の階級との關係で一つの地位を占むることになる。我々の社會的關係とか反應作用とか、最後に我々の平素の行動の型を作り上げるものは、實にこの地位なのである。社會に於ける我々の地位を作る上に於て最も根本的な要素となるものは、恐らく住居であらう。住居と犯罪との間に或る關係の存することは、精確な研究の幾度か證明した所であつて、受刑者仲間の語で言ふ「新規時き直し」('to begin life over again') の

生活をさせるには、受刑者の出たホームと其地方の性質環境の調査が是非必要である。

去年中、我が合衆國政府所屬の行刑施設では、國內の色々の合衆國裁判所から一萬〇百八十五人の受刑者を收容したのであるが、受刑者の社會的背景のタイプは非常に廣い範圍に亘つてゐるのである。パロール・ロー(假釋放法)は機械的でなく受刑者各自の性質背景を簡別的に考慮すべきことを規定してゐるのであるが、若し、受刑者がプリズンの異種雑多な大きなグループの中にまぎれ込んでしまつて、裁判所がパロールへの準備期間と定めた其拘禁期間中各受刑者の社會的背景並びに其社會に對する態度といふことについて何等考慮の費さるゝ所がなければ、このパロール・ローもほんのお笑ひ草に過ぎないものである。箇人としての受刑者の社會的な——社會事業的な——研究解剖並びに處遇は、パロールの考慮せらるべき時期の到達するを待たず、收容の瞬間から拘禁期間を通じて行はるべきものである。

この事は、近代的なパロールの手續を熟知せられてゐる列席の方々には極めて平凡なつまらないものゝように考へられるかもしれないが、しかし、理想的なパロール法や手續の制定されてゐる處でさへも、パロールに關す

る事項の摘要書の作製せらるゝまでは、的確なパロールの方案の立たないといふ場合が極めて多いのである。このアメリカについて廣くパロールの實施の状態を察するにつけても、慎重に考案されたパロールのプログラムの遂行されてゐるステート(州)の甚だ少いことは看過されてはならないのである。ステートの大部分では、悲しい哉今日尙ほパロール・システムは依然として閑却されてゐるのである。

最も慎しまなければならぬのは、行刑施設に於ける受刑者の作業上娛樂上並びに教育上の處遇の定め方である。この處遇の定め方が勝手な「まぐれ當り」のやり方以上の何物かであるためには、當局は受刑者の社會的行動に責任のあつた社會的感化的勢力についての智識即ち本人の經歷、職業及び教育上の經驗程度、社會に對する責任觀念等に關する智識を有つてゐなければならぬのである。しかし、たとひ此等の智識が折角集められても屢々見るよように、帖簿に綴り込んで其まゝ忘れてしまふのでは何にもならないのである。

受刑者の刑務所に於ける仕事即ち作業を撰擇して割り當てるには、是非共本人の少時の經驗と其態度とについ

ての智識が基礎とならなければならぬのである。或る一人のミシンの取扱ひに經驗のない受刑者がボタンの穴をかゝるミシンの作業を割り宛てられたゝめに、彼の神經は次第にいら／＼して來て、遂に作業の變更を請ふたのであるが、授業手は單に彼が怠け者なのだと思つて其請ひを斥けたので、とう／＼失望してミシンを階段から投げ出して、六百ダラの機械をめちや／＼にしてしまつたといふ例がある。そして、「機械をこはすより外に仕方がなかつた」といつて自分の行爲を辯護してゐたのである。彼が屏禁の懲罰を受けたのは言ふまでもない。これなども、この受刑者の以前の履歴經驗が簡單にでも調査されたら、こんな悲劇は起らなかつたにちがひないのである。

受刑者のトリートメント(處遇)といふものは、單に受刑者の受刑以前の履歴の調査解剖で終るのではない。今日ソーシアル・ケース・ワーカー (social case work)

Key——一々のケース(事件——人)について調査する社會事業家)のやつてゐるよ様に、實驗から學び得た方法で此等の事實の判断を實行のできる概念にまとめ上げなければならぬのであつて、是れがプリズン・ソーシア

ル・ワーカー (Prison social worker) (プリズンの職員として受刑者の友となり相談役となる社会事業家) の負ふべき任務なのである。このプログラムには、刑務所の管理の他のデパートメント(部)と同じく、固より單獨の目的があるのであるが、しかし、また此等の獨別の任務を有つてゐる各部と協同して事に當つた方が、効果の多いことは勿論である。

二三のドイツの刑務所、といつても、特にサクソニー(ザクゼン) 聯邦であるが、一九二三年以來社会事業が處遇上のプログラムの一部となつて、専門的に訓練されたソーシャル・ワーカーが職員として使用されてゐるのである。ペンシルバニア大學の社会学の教授であるソーステン・ゼリンは前に他の數氏と歐州視察に赴いた時親しくこの職員の仕事振りを見て來たのであるが、氏の語る所によれば、此等の職員は先づ第一に受刑者の友人となり相談役となつて働くのであつて、彼等の智識上の背景はかなり汎いもので、社会事業の原則は勿論、経済學、社会学、成人教育 (adult education) の實際上の智識より刑法、精神病理學並びに心理学に亘つてゐるのである。刑務所内のソーシャル・ワークに従事するのは勿論、彼等はまた受刑者のホームに行つて、家族と親しみ

受刑者が安心して家に歸つて行くのに必要なあらゆる家事上の整理に助力を惜しまないのである。

アメリカでも、一九三〇年に、合衆國政府では所屬の行刑施設に社会事業のプログラムを開始するに至つたのである。これによると、大きな刑務所にはそれ〴〵四人乃至五人、外役キャンプ並びに女子刑務所には各一人のソーシャル・ワーカーを職員として採用したのである。採用資格は大學卒業生で、社会学又はこれと類似の學科を専修したものに限るのである。この職員の主任となるものは、二年間専門的に事業に従事した経験のあるものか又は確認せられた格式を有つてゐるカレッヂで卒業後専門の研究をやつたものでなければならぬのである。別に其職務とする所は、受刑者のケースに於ける社会的の並びに本人自身に關する材料を蒐集して供給し、受刑者の改善復活のために存する刑務所の各部即ち醫務 (精神、病、陪を含む) (medical and psychiatric service)、學務 (圖書部を含む) (library and educational service)、教務 (religious service)、遊技部 (organized recreational service)、作業部 (industrial department) と共に、受刑者の處遇上のプランを案出する調和の一機關となることである。恐らく

更に一層重大な意義を有つてゐるのは、刑務所の外の仕事であらう。即ち、受刑者の方針計畫と家族のもの、其等とをうまく調和させて、必要な場合には、家族の受くる經濟上の補助を断えず監督してやつて、受刑者と家族との間の關係を整理し、且つ、地方々々の社会事業に關する諸の機關の助けを借りて亡びかけてゐるホームを建て直すのである。かうして、受刑者收容の日から、漸次パロールの準備が出来上るのであつて、パロール・ボード (Parole Board) — 受刑者の假釋放を議する委員の合議体で、アメリカでは行刑制度中の重要な一機關とされてゐる) に受刑者本人に關する出来るだけ多くの智識を供給するのも、受刑者の社会に對する態度を改めしむるために處遇上の感化力を十分に發揮せしむるのも、更らに進んでは、受刑者の能力と社会の事情の許す限りに於て満足な地位を社会に得せしむるのも、一にこのプレパレーション (準備) に依るのである。

この職員の重大な任務の一つは、職員自身と受刑者との間の關係を密ならしむることである。受刑者が自分の社会的復活の委ねられてゐる人々との關係の眞實なものであると信ずるようになった時に、初めて信頼の念が生じて、不知不識の間に心の奥に秘めてゐたものまでも明

かすようになるのである。其の時に、其の時にのみこそ、彼れに置かれた高い行爲の標準に本人の努力を向けさせることができるのである。しかし、これは中々の難事である。我々はソーシャル・ワーカーが極めて堅實な人で、建設的であるべき感化の力が却つて恐ろしい破壊的な力とならないように、非凡の才智と手腕とを有つてゐなければならぬ、といふことはよく承知してゐるのである。

プリズン・ソーシャル・ワークはプリズンといふ環境の異常なために醸もし出される多くの支障に打勝つために不斷の努力を致さなければならぬのである。そしてこの環境の異常であるといふことが、假釋放期間といふ一層ノーマルな環境への過渡を完ふする爲になさるゝ準備をいやが上にも必要なものとするのである。プリズンはヒュウマニティーといふ錯綜した人間生活を宿らせてゐる處なのである。そして、このヒュウマニティーといふものは、行爲の科學的の嚴格な型とか心的態度の恒久性を固守せしむることを妨げる色々の異つた創造的本能を有つてゐる人間から出来上つてゐるのだといふことを忘れてはならないのである。

プリズン・ソーシャル・ワーカーは、其専門的な判断力と社会關係並びにこれより生ずる錯綜した結果につい

ての智識で、箇々の受刑者を解剖し、社會に於けるノーマルな地位を恢復し更らに價値のある進取的な生活を營むために、智能才力を養つて行くように受刑者に力を添へるのである。で、プリズンに於けるソーシアル・ワーカーは、受刑者の有つてゐる缺陷の中に一箇の人を見、其人に存する善處惡處を識別し、處遇上の凡てのプログラムの目的たる一人の人間の復活のために、刑務所の内と外とで、現に存する社會的手段を利用することのできるような忍耐と眼識と度量とを、他の方面に働くワーカーより一層多く有つてゐなければならぬのである。

しかしながら、若し犯罪防止に於ける我々の目的が、單に擬勢に止まらないで、其以上のものたらんとするならば、一人の人間のパロールのプログラムを組み立てるには、本人相手の仕事以上に、更らに爲すべき多くの事が存してゐるのである。斷えず犯罪をあほり立てる無数の勢力は、プリズンから出て来るパロリー(假釋放さるゝもの)を其處で待つてゐるのである。若し、社會に包容力の大きな調和の取れたソーシアル・ワークのために今日よりも更らに一層積極的な實際のプログラムが發達せしめらるゝのでなければ、假釋放法は單に一箇の空し

い希望に過ぎないもので、箇々の受刑者に対する我々の努力は總て失敗に終る外はないのである。

(完)

Journal of Criminal Law and Criminology,
March, 1932

行刑上の問題は、終に是れソーシアル・プロブレムであつて、之に處するの道は、其の名稱はいづれにせよ、ソーシアル・ワークの採り用ひる方法に待たねばならぬ。

ルース・イー・コリンズ

海外時報

防犯にベースボール

「ベース(壘)を盗むチャンスキップを少年達に與へるが、そうすれば、外の盗みの大部分は止めさせることができるのだ」とニューヨーク市の警察長官(Police Commissioner)エドワード・ビー・マルローネ(Edward P. Mulrooney)は考へたのである。而して、それが現在ニューヨークのポリス・デパートメントの防犯課(Crime Prevention Bureau)のやつてゐる仕事なのである。

凡ての少年達の砂地のチーム(sand-lot teams)は、市の各區(borough)のリーグにオーガナイズ(組織)されるのであつて、このリーグが區間のチャンピオンシップ(選手権)を争ふのである。そして、この區間のチャンピオンシップを獲得したものは、進んで全市の選手権を争ふのである。この最後の争覇戦は、ヤンキー俱樂部所屬の競技場(Yankee Stadium)で行はれる筈である。茲處では彼の有名なベープ・ルース其人が鐵腕を揮

つてゐるのである。

世界の最大都市ニューヨークの最大のボーイズ・リーグの少年選手権を争ふために場の門から突進するボーイズの群れを、想像しただけでも勇ましい。尙ほ其上に、ヤンキー・クラブのベープ・ルースとチオー・マツカーシー、チャイアント・クラブのチオン・マツクグローなどが此等の少年のリーグの指導者の中に加はつてゐるのである。而して、此等の多くのリーグの親となつてゐるのが防犯課のポリス・アスレティック・リーグなのである。今やこのポリス・アスレティック・リーグの老練なプレーヤー達は少年を率ひて練習を重ねてゐるのである。かうなると、もうポリスは少年にとつては「逃げろ、調査だ」(“Cheese it, de cop”)ではなくなるのである。

ポリス・ステーション(警察署)はもはやいかめしい法の城寨ではなくなるのである。調査は監督者となつて、少年リーグ中の大きな連中を受持つて訓練指導するのである。この防犯係の本部は廣い地域を管轄してゐる市の十箇の警察署内にそれ／＼設けられたのである。この少年リーグのメンバーは十四才から十八才まで、現在では十五才から十六才までが一番多いのである。「現在では、リーグはベースボールばかりをやつてゐ

るが、これは、この競技が時好に合つてゐて、あらゆる階級の少年に廣く好まれてゐるからである。それは協同一致の生活を助長し、屢々少年の精神をくつがへしてしまふギヤングの有つてゐるものと共通の興味を有つてゐるのである。且つは、技に熟するには頭が必要で、自發進取の力がなければならぬので、高級な智能を養ふことが出来るのである。かくして、身體には運動、智能には訓練が與へらるゝのである。將來は外の競技をやる筈である。

今度、防犯課といふビュウローを設けた主な理由の一つは、少年犯罪の数が益々増加するといふ事實である。近年に至つて、丁年にも達しない少年の重大な犯罪を行ふものが甚多く、然らざるも、節制と道徳の訓練の一般的の缺乏に歸せらるべき犯行を敢てして憚らないのである。我がボリス・デパートメントが、新に防犯課を設けて、スポーツの精神で少年を訓練指導せんとするのは、一に彼等の前途を憂ふるがためである」とマルーネー氏は「ヘラルド・トリビュン」の記者に語つてゐる。

Literary Digest, May 21, 1932

ニューヨークの新立法 ——ボームス法

今年のニューヨーク州の議會には、重罪四犯の犯人は右の重罪に對するマキシマム(最長刑期)よりも少なからず終身より長からざる不定期刑の宣告を受くべきで、しかも、かゝる四犯の犯罪に對するミニマム(最短期)は如何なる場合に於ても、其のマキシマムの量に關せず、十五年を下るべからざるもので、この十五年を経過した後初めて當該受刑者の假釋放の議せらるべきであるとの規定のある法案が提出された。もう一つの新提出案は、ステート・プリズン(州立刑務所)へ收容さるゝ凡ての受刑者の刑期を一年のミニマムを有つた不定期刑と爲さうとするものである。更に第三の重大な法案は、現在のボームス終身刑法(Baumes Life Sentence Law)では、判事は重罪四犯の犯人には終身刑を科さなければならぬのであるが、之を改めて、判事はかゝる犯人には終身刑を科しても差支ないと規定するものである。

Journal of Criminal Law and Criminology, May-June, 1932

新指紋法

最近寫眞術の力を借らず、直接に指紋(finger-print)を複製することの出来る革命的な方法がフランスのリヨン市の警察所屬の研究所の次長のリユング博士に依つて公にせられたのである。比較對照の目的で指紋を寫眞に取る面倒な現行の方法を知つてゐるものは、寫眞技師もカメラもレンズも要らないこの新しい方法の難有味をつくづくと味ふことであらう。この革命的な改良について、エー・エン・ミルザ

オフ氏は、ニョームークの「エブリーデー・サイエンス・エンド・メカニクス」(通俗科學と機械學)誌上で次のやうに述べてゐる。「現在世界を通じて用ひられてゐる方法は指紋學其自身のやうに古いものであ

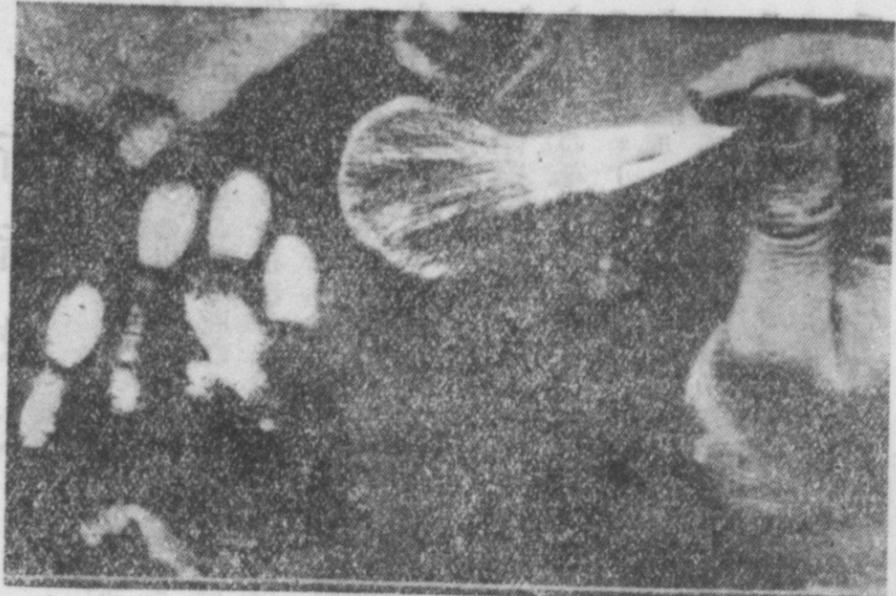


トシリブーガンイフ たれは現にムルイフ

る。しかし、リユング博士は、其方法の極めて簡單なために、自分のシステムは世界各國のボリス・デパートメントによつて採用せられるゝに至るだらうと信じてゐるのである。

現在の指紋法は極めて複雑な仕事で、世界的に有名なクリミノロヂストの一人なるエドモン・ロカール博士は、其犯罪捜査論に於て、指紋を複製する十二箇の方法を列挙してゐるのである。しかし大體として其方法といふのは、特別に調製されたゼラティン液を塗つた紙を用ひて、之を犯人の残した指紋又は手紋の上に丁寧に置くのである。而して後、この寫眞がボリス・

デパートメントの技師の手で作られ、丁寧に現像されて研究調査のために指紋の専門家に交付されるのである。リユング博士の発明は全くかういふ作業を革めてしま



つたのであ
る。博士の
方法によれ
ば今日まで
用ひられて
来た如何な
る他の方法
よりも、一
層迅速で、
一層完全に
プリントを
得ることが
できるので
ある。古い
方法による
と、先づ初
めにプリン
トが紙に移
されそれか
インリブーガンイフの上の机るゐてつ拂を埃でシツラブ毛の駝駱

らプリントを有つた紙が寫真に取られ、更らにまた別な寫真かネガタイプから取られるために、フィンガー・プリントに於ける微細な美しい點の多くは失はれるのである。一々の作業の間に何かしらの細かい點が失はれて行くのである。自分の方法によると、如何なる微細なものも失はれないで存してゐるのである。と、博士は主張してゐる。

博士の発明は、コロデイオン液、アマラセターデ(醋酸アミル)アセトン液及びエーテルより成る混和液に在るのである。この液が墨に蓄えられてゐて、何時でも使用され得るようになつてゐるのである。其使用方法は大概次のようなやり方である。

先づ第一に、デテクタイプ(捜査係)は「アニマル・ブラツク(骨炭)を以て指紋のついてゐる物體をきれいに掃除して、此物體の上に前記の液を注ぎかけるのである。すると、この液は、二三秒の間に、硝子のように透明な薄いフィルムになるのである。このフィルムは極めて手輕に物體から剝がすことができるのであつて、其のフィルムの上には、あらゆる微細な點が印記されたフィンガープリントの複寫が発見されるのである。このフィルムは紙片のように携帯が自由なので、寫真

と作られる必要は毫もないのである。且つ、フィルムは透明であるので、両面からフィンガー・プリントの形を研究することができるのである。

リユング博士の方法はフランスの凡てのポリス・デパルティメントで採用される筈である。この方法は第一に經濟で、精確で、信頼することのできる方法である。一箇のポットルが三人の寫真技師の代りになるのである。」

Literary Digest, May 7, 1932

サルヴァドルの プリズン

中央アメリカの最小にしてしかも最も人口稠密なサルヴァドル共和国 República del Salvador (サン・サルヴァドルとも云)は、恐らく世界中で、プリズンに在る收容者に殆んど普通の性生活を許してゐる唯一の國であらう。この國では、最近、行刑上の改革があつて受刑者に一週一回一時間を限つて其妻の訪問を許可することになつたのである。妻はプリズンの女看守の身體検査を受

けた後、室の一方の入口から入ると、他方からは夫が入つてくるのである。この目的のために、多くのラブイベートルーム(私室)が用意されてゐるのである。この改革に責任のある政府の閣員の一人なるラモン・ロベツ・ヂメネツ氏は、嘗つてこの國のセントラル・ベニテンシアリー(中央刑務所)の教師をやつてゐたことのある人だがこの改革について下のやうに曰つてゐるのである。

「自由を失つた此等の不幸な人々が、彼等のホームに生涯の同伴者、チャーチと國家の前に愛を誓つた妻を残して來たことを思ふと、其精神上の苦悶は一層甚しいのである。受刑者に太陽の光線を拒むのも、時として空氣を拒むのも、自由を拒むのも全く合法的であるが、しかし人間としての權利を拒むのは、法律も之を敢てしないのである。」

ヂメネツ氏の曰ふ所によると、この改革は何の困難もなく行はれて、健全な効果を上げ得た由で、プリズン内の風儀を改良したことは顯著なもので、且つは受刑者の家族の離散を防ぐに極めて重要な要件だとされてゐる。

Survey, May 15, 1932

ドニーステル河上の 「赤い」虐殺

ソヴェト・ロシアに於ける困苦と迫害とに堪えないでドニーステル河を越へてルーマニアへ逃がれる避難者の虐殺事件は、今やロシア並びにルーマニアの混合委員の手で調査されてゐるのである。

ソヴェト政府では、ブイナ及びヴカレスト（ルーマニアの首府）から出る新聞紙の記事で公にされた此の怖ろしい虐殺の事實を表面に否定してゐるのであつて、このフロンティア・ガード（護境兵）の所業に對するどうくたる批難の叫びは、これまたソヴェト・ユニオンに對する資本主義國の新聞紙のいつもながらの攻撃の他の形式にすぎないものであると主張してゐるのである。

しかしながら、ルーマニアに於ける責任ある多くの新聞通信員等は、過去三ヶ月間に、男女及び小兒を合せて一千人以上がソヴェトの護境兵のために殺されてゐると報じてゐるのである。これはウクライナで土地の共有に反對してゐた農民の中で、最後まで留まつてゐた階級のもので、彼等は自分達を追放に處せんとするソヴェト政

府の亂暴な驅り立てから逃かれて来たものである。彼等は一齊に、「我々は自由を欲するのである。我々は自由に生くることを許されないので、どうかして逃げ出したのだ」と曰つてゐるのである。

ドニーステル河上で、一日平均三人の虐殺が行はれてゐるとは、十分の現地調査をなすためベツサラビアのテイゲイナへ特使を派遣したロンドン「デーリー・エクスプレス」紙のヴイナ通信員コレスポネンツの報する所で、過去三ヶ月間虐殺された總數一、〇〇九人の中、四十一人が子供二百十二人が女、七百五十六人が男であつた、と通信員は斷言してゐるのである。通信員は「デーリー・エクスプレス」紙上で述べてゐるが、このドニーステル河は過去十四年間南東ヨーロッパとソヴェト・ロシアの境界であつて、「二百ヤードにも足りないこの悲劇の河は、文明と野蠻とをきりはなす儼たる障壁のように、二つの世界を分けへだてゝゐるのである」。通信員は更らに筆を進めて、

「この境界の一方は、ウクライナの田舎で、ボルシエビキの領土の一部である。他の一方がベツサラビアで、一九一八年までは露領であつたが、爾來つとルーマニア領となつてゐるのである。」

この讓渡された土地が、ロシアのアルサス・ローレーン（歴史に名高い獨佛の境界）ともいふべきで、ソヴェト共和國とルーマニアとの間に蟠かまる悪感情の源となつてゐるのである。十四年の間、この邊境は軍政が布かれてゐて、ブカレストに駐在するザーの最後の大使は其以後取り換へられはしなかつたのである。兩國の間には承認もなければ、交渉もないのである。表面きはロシアとルーマニアとの間は平和であるが、しかし、カタマム

いふ機關銃の音と、彈丸のビュウ々々なつてゐるのは毎日のことで、夜になれば、サーチライトは眞晝のよう

に河の面を照しだすのである。

この平時の戦争から生ずる負傷者の病院は、逃げて来た農民の檢疫所並びにキャンプと共に、ずらりとルーマニア側の河岸に連なつてゐるのである。

これは外でもない、この境界線がソヴェトの支配を忌みきらふロシア人のために逃走の道筋にあたつてゐるからで、夏時には、亡命者はドニーステルを泳ぎ、冬には氷上を彈丸の下をくぐつて逃れるのである。

「デーリー・エクスプレス」紙の通信員は更らに語りつゞける。

「亡命者は自分の秘密を隣人に打ち開けることはよろ

爲し得ないので、彼等は單獨か又は家族の一團ばかりでやつて来るのであつて、大きなパーティーで来ることは稀れなのである。不安の幾日幾夜を彼等はロシア側の河岸の森の中に潜んで、解けかゝつてゐる氷の上に走り出す機會を伺つて、年の内で今頃（冬）は、彼等は油斷のないガードのサーチライトが霧のために暗くなる暗い雨の夜か大吹雪かを祈つてゐるのである。

特に其爲めに赤衛軍レディンの中から選み出されたガードは、情け容赦のない鋼鐵のような人間で、ブラッドハウンド（一種の獵犬）と共に、この潜伏してゐる家族のものを搜し出すために訓練されてゐるのである。

特に敏威にするため始終飢えさせてをくブラッドハウンドの叫びが、あやめも分かぬ暗い夜のしどまを破ると向ふ岸のルーマニアの前哨に立つてゐる兵士は、逃げて来る農民の安否を氣づかつて、思はず銃を握りしめるのである。

すると、直ぐに闇をつん裂く強いサーチライトの閃光の中に照らし出されて、まつ黒い人の姿が氷の上に走り出すのである。つゞいて、氣味の悪い叫びを掲げる犬に追はれながら、逃げてくる女と子供。カタ、カタ、カタと機關銃の音。看る間に、ばた／＼と倒れる幾個かの黒い

影——或るものは、其まゝ動かなくなつて氷の上に横はり、動けるものは、傷いた手足で辛らうじて安全なルーミアの岸の方へと這つてくるのである。傷いた母の腕から落ちた赤兒は、其まゝ氷の上で凍え死ぬのである。機關銃の音が全く止むで、元の静けさにかへると、何處からともなく瘦せた狼が出て来て、氷の上に人間の肉をあさるのである。

テイゲイナの病院を訪ふものは、人の骨を寒からしむるような残忍な悲劇の物語られるのを幾度か聞くことであらう。」

何故、生命を睡してまでも逃げてくるのかと、「デーリ・エクスプレス」の通信員に訊ねられた時に、病院に臥てゐる此の悲劇の犠牲者は口を齊へて次のように答へたのである。「我々は自由を欲するのである。我々は生くることを許されない故に、どうかして逃がれようと思ふのである。」

ウクライナはロシアの他の部分とは異つてゐて、我々の多くは「クラク」(“Kulak”)と云つて、土地を有つてゐる富有な農民だつたのである。こいつがボルシェビキの奴等が取り上げたくて仕方がなかつたものなのである。

我々は今は一文なしで、食ふものもない。我々ばかりではない。幾萬、幾十萬のものが同じ運命に苦しんでゐるのである。」

此等の陳述に對しては、公の極めて大げさの打消しがソヴェト政府の機關紙たる「イズヴェステイア」(Izvestia)に現はれたが、しかし、この新聞紙もソヴェトの護境兵の手で逃亡者の銃殺の多少行はれたことは拒んでゐないのである。

Literary Digest, May 7, 1932



栄養の合理化 [上]

醫學博士 佐伯矩氏 談

本文は佐伯博士の講演筆記である。もし誤りあらばすべて筆記者の責任である。

刑務所内の栄養問題については、私も年來から關心を有ち、私の栄養學の研究が、多少ともその方面に役立てば仕合であると思つてゐたところ、先日當局から御話があつて、この問題に關し刑務所が行つてゐる實際方面のことにつき、忌憚なき批評をしるといふことで、昭和四年度に於ける刑務所關係の献立表を澤山拜借し、大體のところを承知した次第であるが、しかしながら確定的の批判として公開するのは、もう少し研究を重ねてからのことにして、こゝでは極く總論

的に、輒近に於ける栄養學の觀念から説きおこして、栄養問題に關する私共の研究並に意見を述べ、その間、必要に應じて、刑務所内の栄養問題にもちよいく觸れて見やうと思ふ。

近頃世間でも、栄養といふことがやつと問題になつて来て、新聞雜誌等にも、しばしばこの種の題目がかなり目立つて取扱はれてゐるやうに見受ける。その點は誠に結構のだが、同時に、非常に間違つたことが、さも新智識でもある如くに吹聴されてゐる場合も随分多い。それは恰も、草花を培育してゐる花園に雜草がおい茂つてゐるやうなもので、眞の學問の發達に對して、一番の禍をなすものである。

栄養問題は從來は科學の對象であるよ

りも常識の問題であつた。即ち科學の對象として専門的に實驗的に研究されたものではなくして、多くの場合常識的に習慣的に解決されてゐたのである。所が今日では、さやうなことはもう許されない。この問題も、他の學問と同じく専門的に、科學的に研究しなければならぬ時代となつてゐる。そこで日本には國立の栄養研究所までが設けられたわけだが、是は自慢ではないが世界最初のもので、その後、ほら／＼の國々でも栄養研究所なるものをつくつてはゐるが何れも日本の國立研究所をモデルとしたものである。しかも今日の研究は、ひとり部分的の研究に止らずして、総合的研究を必要とするに至つたことに於てその特色があるのである。

從來は、食糧を本位として、栄養價のことを考へたのであるが、それはもう舊式で、今日では、栄養價を土產として、食糧のことを考へる、即ち栄養あるが故

に、こゝに食糧といふことが問題となつて来るのである。言ひかへれば、重きを置かなければならぬのは、食糧ではなくして、栄養そのものなのである。食糧について心配する時代はすでに去つて、栄養について心配しなければならぬ時代が来たのである。

少し具體的な事實についていふと例へば、食物には豊富に恵まれてゐる筈の上流社會のものに却つて栄養不良のものが多しといふ事實があるし、又アメリカ、ブラジル、ニュージーランドといふやうな食物の豊富な國の住民に、栄養上の缺點を有つてゐるものがなかくに多いのである。又日本でも豐作の年に限つて脚氣患者が増えるのは事實であるが、それ等の事實から見ても、食物と栄養とは必ずしも相伴ふものではないとがわかる。しかも人體に必要なのは食物ではなくして栄養なのである。故に今日では食物あつて栄養あるにあらずして、栄養あつて始めて食物ありといふことになつたのである。即ち食物を取るのにも、先づ栄養

といふ觀點から、人體の健康及發育と栄養との關係如何、といふやふやうなことを十分に研究して、そこから出發してかゝらねばならぬといふことになつたのである。

昔はたゞ漠然と、食物を與へなければ、生物は疲勞し、やがて餓死する、食物を與ふればこれを快復し、救済することが出来る、と簡單に考へてゐたのであるが、生物と栄養との關係は、さう手軽にばかりは取扱はれぬ、もつと複雑なデリケートなものがある。例へばこゝに同じ母體から出た二匹のモルモット(實物を示して)がある。三毛の方が兄で一足先きに生れ、白の方が弟で一足後れ、二匹共同じ條件の下に育つて行つたのであるが、中頃に至つて差別待遇を與へた。即ち蛋白質、抱水炭素、脂肪、無機物等の栄養は、兩者に對して同様に與へたが、唯ビタミン關係に於て一寸手心を加へた。それはどうしたのかといふと、大根おろしのしぼり汁を、一日分量として三立方センチメートルばかり(小さい茶匙

に一杯あるかないか)の少量を、白の方のみ與へ、三毛には與へなかつたのである。元來大根おろしにはビタミンCを多量に含んでゐるのだが、それが與へられぬとなれば、こゝにビタミンCの缺乏を來す。即ち白の方は、ビタミンABC共に與へられてゐるが、三毛の方は、ビタミンABは與へられてゐるが、ビタミンCが與へられず、そこで當然に、ビタミンCの缺乏症を招いたのである。で、八ヶ月間その差別待遇を行つた後、兩者を同時に剝製にしたその結果はどうかといふと、御覽の通り、もとゝゝ大きかつた三毛の方が、發育非常に悪く、反對に、もとゝゝ小さかつた白の方が、發育が良いいふ現象を呈したのである。即ち他の

栄養がいかに良くとも、たつた一つのビタミンCが不足すれば、かくも發育が妨げられるのである。つまり身體の或る機能と或る栄養との間には、一定の約束を有つてゐるものであつて、他のものを以てしては到底これに代ふることの出来ないものである。

人間の場合でも同じことである。例へば赤ん坊を牛乳で育てる場合を假定する。その場合普通の家庭では、細菌でもゐては、といふので牛乳を煮立てたり、又は消毒してあるものを更にも一度消毒したりして用ゐるが、そんなことをすると牛乳の成分に變化を來す。元來牛乳の中にはビタミンABCがみな揃つてゐるが、煮沸すると、ビタミンCがこぼれてしまふ。従つてその牛乳を飲むと、ビタミンCの缺乏から、赤ん坊は、老人のやうに顔色蒼白となり、皺ばんで来る。で、その牛乳の中へ、大根おろしのしぼり汁を、茶匙に一杯程落して(赤ん坊の一日分量は二〇立方センチメートルで十分)飲ませ、そして一週間か十日も経てば、赤ん坊は見ると中に色つやが良くなつて、林檎のやうになる。それはビタミンCが充足して來た結果に外ならぬ。

右は成長、發育を司る機能と栄養との關係についてあるが、生物には、その

他にもいろいろの機能があつて、それゝゝ栄養との間に、特殊の關係、一定の約束を有つてゐるのであるが、例へば繁殖の機能である。こゝに雌雄二匹の白鼠がある(と實物を示して)二匹とも完全に發育し健康に活動してゐる。だが、これに對して、繁殖に關する成分を與へないでみると、何時まで一緒にいても、決して子を生むといふことがない。ところが、それに子を生む成分を僅に數ミリグラム(耳かき一杯ほど)でも食物の中に入れて與ふれば、かやうに(と實物を示して)子供がうじゃ／＼出来る。そしてその成分を除けば又生まなくなり、夫婦の白鼠は相顧みて苦笑するのみだ。かやうに、生物に子を生ませるのも生ませぬのも、栄養の手加減によつてどうでもなることであるが、その外にも、食物の與へ合一つで、子は生まななくとも、丈夫に育つやうして行くことも出来るし、又妊娠しても子を生まむまでに至らず、子宮の中で溶けてしまふやうにすることも出来るし、又子を生ませるには生

させるが、その子が乳を飲む術を知らずして、間もなく死んでしまふやうにすることも可能である。更に進んでは、子を生んで何日間は生きてゐても、結局は青たずに死んでしまふやうな食物を作るとも出来れば、又一代だけは子を生まむも、その子孫は決して子を生まないやうにする食物も調整出来る。さうかと思ふと、三代までは子を生まむも、それ以後は石女にするといふやうな食物もあるし、或は子は生んでも、母親が乳を飲ませることを忘れるやうな食物も調理出来るのである。繁殖といふ機能は、健康並に發育といつた機能とは切りはなされた獨立的存在のものであるが、食物のその機能に及ぼす影響はかくの如くに微妙複雑なるものがある。言ひかへれば、食物に依つて如何様にも繁殖を調節することが出来るのである。とすれば延いては、日本人は何故に子を澤山生むのであるか、しかもその生れた子が、何故にうまく育たないのであるか、といふやうな問題も、食物の方面から解決することも又出来やうと

いふものである。

栄養と實際生活との関係は、普通世間の人々が考へてゐる程簡單なものではない。例へば、これは何處の國でも同じであるが、冬季になると、子供がよく氣管支加答兒や肺炎にかゝつて死ぬ、從來の考に依ると、冬は寒いので、風邪にかゝりやすく、それがこぢくれてさういふ病氣になるのであるといふことになつてゐる。つまりその原因を冬の寒さに歸因せしめてゐたのである。ところが最近の研究によると、病氣の原因はそんな單純なものではない。冬と夏とでは母親の食物が違ふので、従つて赤ん坊に與へる乳の成分も自ら冬と夏とでもちがつて来る。冬の食物は、とかくビタミンAが缺乏しやすいので、母乳にも自らその現象があらはれる。それが乳兒に影響して、氣管支加答兒、肺炎に對する抵抗力を弱めるといふ結果になるのである。このことは、人間の母乳よりも、牛乳で子供を育

てる場合に一番よく判る。即ち夏の牛は牧場の綠草を食んでゐるが、冬の牛は、多く枯草で養はれる。その結果、牛乳の中にビタミンAが不足し、それが又、乳兒の體質に影響して、以上言つたやうな病氣にかゝりやすくなるのである。それ故、外國では、牛を飼ふのに、冬でも夏の綠草と同様の效果ある食物を與へ得るやうにと、目下いろ／＼研究を重ねてゐるやうな次第である。

といつて、唯栄養を取りさへすれば身體が丈夫になると考へたのでは、大へんな間違ひである。栄養改善といへば、世間では、何かおいしいお馳走を食ふことのやうに考へてゐるが、さう考へられたんでは私共としても迷惑である。栄養が身體の中で作用するのは、薬品が作用するのと同じく、不足しても困るがさりとて多すぎても困るのである。この鼠は(と實物を示して)發育が非常に悪い。又動脈硬化を起しやすい。加ふるに禿頭になつてゐる。これはビタミンAを取りすぎた結果である。で、ビタミンAの給與を

減らすと、又そろ／＼毛が生えて来るのである。ビタミンCの場合とても同じである。前述の如く、ビタミンCは生物の發育に必要なもの、これを攝りすぎるときは、蛔虫にかゝる素因が多くなる。從來は、人體に寄生蟲が湧くのは、幼蟲が口から腹の中へ中へ入つて、その數だけ寄生蟲が出来るのである、といふ風に考へてゐたが、近頃の研究によると、必ずしもさうではない。例へば蛔虫の卵や幼蟲が十個腹の中入つても、一個も發育せずになってしまうもあるし、又一個入つたゞけでそれがずん／＼發育する人もある。それはその人の身體の素質によることであるが、その素質といふのが、結局食物の關係である。ビタミンCが多すぎると蛔蟲に對する身體の抵抗力が弱くなるのである。

ビタミンAやCは、大切な栄養分ではあるが、不足してもいけず又多すぎても害あることは右の通りである。だが、そ

れ等の栄養分は、一方他の栄養分との釣合ひを考慮して攝取することが肝要である。栄養分は、何れもそれ／＼に、獨特の或效能を分擔してはゐるがそれと同時に、他の成分との關係をたもちつ、身體の中で作用してゐるものだからである。例へば天ぷらを食ふ時、普通には傍に大根おろしがつけてある。これが間違ひなのである。元來脂肪の多いものを食ふ場合には、釣合上ビタミンAを成るべく多く攝取しなければならぬ。それをせむと身體に種々の障害を生ずるのである。然るに大根おろしには、ビタミンCこそ澤山含んでゐるが、ビタミンAはない。そしてビタミンCは脂肪とは没交渉である。ではどうすればいいかといふに大根おろしに添へて、大根の葉をおけばいい。大根の葉にはビタミンA C共に豊富に含まれてゐるのである。天ぷらを食つて酒を飲めば、非常に胃痛にかゝりやすい。その際、ビタミンAを攝れば、大にそれを緩和するのである。つまり大根の葉一枚が、よく胃痛を豫防するとい

ふことになるのである。

等しく栄養といつても、以上の如く種々複雑な關係があるのであるから、そこで栄養學の知識が必要となつて来る。場合に應じ、必要に應じて、それ／＼の栄養の分量や組合せを決めることは、栄養學の知識なくしては出来ぬことである。栄養の問題は、栄養それ自體の價値を考へる外に、それが身體の中で作用する場合、如何なる組合せを以てせば、一番効果が多く、同時に一番弊害を少くすることが出来るか、といふことを考へねばならぬ。そこで栄養の改善には先づ食物の献立といふことが第一の要件になつて来るのであるが、その献立を實際に活かして、組合せられた各種の成分を、我々の目的に副ふやうに仕上げるためには、更にその調理法を理解することが必要となるのである。即ち、煮沸したり何かして、調理を行つて行く間には、或成分は壊れてしまひ、又或成分は他の成分に變

化するが、さうなることが身體のために利益となる場合もあれば、又有害となる場合もあるのである。さやうなわけだから、その各種の成分を、栄養の眞の目的に副ふやうに必要な應じて、或は活かしたり或は殺すことを、調理の上に自由自在に實演し得るだけの知識と技術とを有つておなければならぬ。献立だけが合理的に出来てゐても調理法がこれに伴はなければ栄養の効果は少いのである。

り等々の栄養分は、一方他の栄養分との釣合ひを考慮して攝取することが肝要である。栄養分は、何れもそれ／＼に、獨特の或效能を分擔してはゐるがそれと同時に、他の成分との關係をたもちつ、身體の中で作用してゐるものだからである。例へば天ぷらを食ふ時、普通には傍に大根おろしがつけてある。これが間違ひなのである。元來脂肪の多いものを食ふ場合には、釣合上ビタミンAを成るべく多く攝取しなければならぬ。それをせむと身體に種々の障害を生ずるのである。然るに大根おろしには、ビタミンCこそ澤山含んでゐるが、ビタミンAはない。そしてビタミンCは脂肪とは没交渉である。ではどうすればいいかといふに大根おろしに添へて、大根の葉をおけばいい。大根の葉にはビタミンA C共に豊富に含まれてゐるのである。天ぷらを食つて酒を飲めば、非常に胃痛にかゝりやすい。その際、ビタミンAを攝れば、大にそれを緩和するのである。つまり大根の葉一枚が、よく胃痛を豫防するとい

壊れてしまひ、又或成分は他の成分に變

化するが、さうなることが身體のために利益となる場合もあれば、又有害となる場合もあるのである。さやうなわけだから、その各種の成分を、栄養の眞の目的に副ふやうに必要な應じて、或は活かしたり或は殺すことを、調理の上に自由自在に實演し得るだけの知識と技術とを有つておなければならぬ。献立だけが合理的に出来てゐても調理法がこれに伴はなければ栄養の効果は少いのである。

る。刑務所内の栄養問題も、本當をいふとかういつた栄養上の技術者——栄養技術官の指導に従つて、献立及び調理の合理化を計るまでに立行かなければウツだと思ふのである。

學問上、栄養といふことの觀念は大體右に述べた通りであるが、しかし栄養の問題には一方経費の問題が伴つてゐる。そこで所務所には限らぬが、實際問題としては、如何なることを考ふべきかといふに、それは結局経済的營養法如何といふ問題に歸着すること、思ふ。即ち如何にせば、經費を比較的少くして、營養の効果を比較的大ならしむべきかといふ問題である。経済的營養法といふことについては從來二つの方面から考へられて來てゐる、第一は理財的經濟であり、第二は生理的經濟である。

(一) 理財的經濟。それは要するに、食品の一つ一つの有つ營養價を考へて、そ

の營養價の成るべく豊富なるものを、市價の成るべく安いもの、中から選び取つて、その目的を達せんとすることである。例へば上等の牛肉で、四五十錢位の肉片と同等の營養價を有つものが、練ならば、一錢七厘乃至二錢以下で買ふことが出来る。しかも牛肉を用ゆる場合よりも、練を用ゆる場合の方が、却つて有利な點がある。といふのは、牛肉には、ビタミンAが澤山になく、寧ろ殆ど無いが、練にはこれが豊富に含まれてゐるからである。かやうに營養價に於て優り、而も市價に於て経済的なものを求めるといふことを著眼點として、食品の選擇を考究することを理財的經濟と稱するのである。このことが都合よく行はれると、同一もしくは以下の經費を以て、營養上により、以上の効果をあげることが出来る、しかのみならず一週間に一度とか、十日に一度とかは、營養上からでなく、趣味の意味に於ての御馳走を別に提供する位の費用は、それによつて結構浮んで來るのである。現に埼玉縣地方に於ては、

製絲關係の工場が澤山あり、それ等の工場に於ける女工一日の食費はどの位かといふと、甚しいのになると、米代を入れて三食八錢いくらなどいふのもあるが、大多数は九錢以上十錢以下といふところである。何れにしても安いものである。しかし、それ等の工場には必ず營養技術官がゐる指導してゐるから、營養に事欠くことがないばかりでなく、一ヶ月に一度位は牛鍋をつゝく位の餘裕もあり、可なり愉快にやつてゐるのである。合理的な營養技術が働くでなければ、とてもさしたことは望めないのである。

(二) 生理的經濟。一口にいへば餘計なものは食はぬ、といふことである、昔からいふ、腹八分主義といふことである。何處の國の間でも、放任されたる生活に於ては、必要以上に食物を腹に入れてゐる、これは殆んど例外なき事實である。中には印度の如く、必要以下の食物を取つてゐる國もあるし、又はゆる細民階級の中には、腹を充すことさへ困

難なものもあるにはあるが、普通には何人も食ひすぎてゐるのである。これは健康のために甚だよろしくないことである。それゆゑに何處の國でも、食物を控へ目にするといふことが古來一つの養生訓になつてゐる。そして經驗が教へたこの養生訓に科學的根據を興へて、腹八分主義は、學問上にも正しいことである。といふことを證明したのは、有名なチツテンデン先生である。先生は、動物や又各方面の人間について、實驗的研究を試み、その結果を大冊の著述として發表し「これを營養の生理學的經濟」と名けてゐる。それは要するに、腹八分主義は人體の健康を保持する所以であり、食ひすぎは、健康を損傷するものである、といふことを科學的根據に於て説明したものである。一例をいふと、米國では、肉を食ひすぎて、痛風にかゝるものが多数あるし、又過食のものは酸の中毒に對して抵抗力が弱い、といふやうな貴重な研究を幾多發表してゐるのである。

今日の経済的營養法なるものは以上の理財的經濟と生理的經濟との二つが一緒になつて出來てゐるのである。一口でいふと人體の要求と、食品の眞の價値とを如何にして調和せしむるかといふことが、経済的營養法の眼目なのである。

この経済的營養法については、私共としては、常に層一層研究の歩を進めてゐるのであるが、その研究の一つとして、生理的經濟の問題と關連して、人體に於ける營養の要求量如何といふ題目がある。即ち日本人には一般に、どれだけの營養要求量が必要なのであるか、例へば、日本人の、カロリーの要求量はいか程かといふやうに、その營養要求量の標準を發見することが必要なのである。これは例へば、刑務所等に於ても、日々の献立を作る上に分量上の指標を與へることにもなり、経済的營養法を考へる上には是非承知しておかねばならぬことである。

この問題に關する日本の從來の研究は、外國特に獨逸に於ける研究を基礎とし、これを日本人の體重等に換算したりして決定してゐたもので、言はゞ借著をしてゐたのである。日本人自身の手で、日本人を本位とした調査が出來たのは、ツイ最近のことである。それに依ると、大體中等度の體格を有し、中等度の勞働をする日本人一人の要求熱量は、一日に二千三百乃至二千四百カロリーで十分である、といふことになつた。更にこれを年齢別に於てはめて見ると、男子ならば、大人一人の一日量をかりに一〇とすれば、二歳までが二、三歳乃至四歳が四、五歳乃至七歳が五、八歳乃至十歳が七、十一歳乃至十四歳が八、十五歳乃至二十歳が一〇、二十一歳乃至五十歳が一〇、五十一歳乃至六十歳が一〇、六十一歳以上が九といふ割合である。女子の場合にはこれと多少の相違がある。これは多數の日本人について調査した實驗的の數字であつて、今日内閣統計局その他所帯の調査などする場合には、大ていの數

字を標準として計算を立て、みるのである。

しかしながら仔細に考へて見ると、右の標準の立て方は、たとへ日本人を本位としたものであるとはいへ、尙ほ従来の安逸の栄養學、即ち平生放任されたる生活をしてゐるものを基本としての標準なのである。昔安逸が、栄養要求量を發表した當時はそれでも可かつたが、今日の時勢にはもう合はない。今日では栄養學の進歩と共に、栄養要求量の決め方——その技術上の點に於ても亦、非常に進歩して來てゐて、一層根本的、基礎的なものを發見するまでに立至つてゐる。今日では、次のやうな方法を考へてゐる。

こゝに一人の人間を連れて來て、晝間一定のパンを與へ、夕食を與へずしてその夜を過し、翌日も亦朝食を與へず、そして前日食事した時間から約十五時間位を經過した頃に至り、その人間を床上に横臥せしめ、絶對安全の状態におく。人間を絶對安靜の状態におくといふとは、食べたものを消化し、吸収するといふ運

動以外に、身體の働いてゐる部分といへば、たゞ心臓と呼吸のみ、つまり、安靜状態に於ける生者として最少限度の義務をつくしてゐるにすぎない。つまり成分の消費量の最も少い場合を意味するのである。言はゞドン底生活である。かくの如き状態に在る人間を、靜に箱の中に入れておいて、その人の身體から發散する成分を分析して見ると、ドン底生活に於ける人間は、果して幾何の成分を、身體の中から支出しつゝ、あるものか、といふことが判明するわけである。そしてその時の支出量こそは、安靜状態に於ける生者としては、最少限度のものであつて從つて人體を維持して行く上に必要不可欠のものである。この實驗の下にある人間は、恰も裁判官の前に立つ犯人の如く、否、それ以上に、ウツをつくことを許されぬ。何故なら、もしその人間の食つたもの、即ち收入量よりも支出量の方が多かつたら、その人間はウツをいつてゐるのだといふことがつきり判かるらである。そこでその場合の支出量を學問

どうもその境目がはつきりしない、然しそれをはつきりさせとかないと、栄養要求量の問題もほんとうには解決出來ない。言つて見れば肥えるのが可いか、瘠せるのが可いか、といふことも判らないことになる。そこで私は、斷食の研究を始めた。世間からは彼此非難もあつたが、ドン底のその又ドン底の生活まで行つて見なければ判らないからである。しかしさうまでしても、結果はやはり、正味の人間と添へ物の財産との境目は依然として判然しない。何處といふ切れ目なしにずる／＼に推移つて行くものである、といふことが判つた。そして財産が無に歸する以前に、人間は死んでしまふのである。即ち前に言つた基礎栄養量の時期から更に斷食を續けると、衰弱が漸次に加はるが、或時期に至ると又しばらく持ちこたえる。更に斷食を續けると、一層衰弱の度を増し、そして又しばらく持ちこたえる。かやうに、衰弱の度を加へては、更に一時期持ちこたえて行くが、最後には死んで了ふ。そしてその

の方では、基礎栄養量と稱へてゐる。つまりそれだけの栄養量はいかなる場合にも、人體に缺くことの出來ぬ基礎的なもので、從つて、その人間が、何か働かうとすれば、その働きに必要だけの栄養量は、更にその上加算して給與されねばならぬことになるのである。

ところで、問題はそれで解決したかといふとさうでない。基礎栄養量といふが果してそれが、文字通り基礎的なものとして、起算の標準となるかどうか。一口にドン底生活といつても、人間の體質、職業、境遇等に依つて、それ／＼基礎栄養量も違つてゐるではないか。例へば、學校の先生に比すれば、電車の車掌運轉手は、基礎栄養量が高いし、又電車の車掌、運轉手よりは、警官の方が、一層高いといふことが、實驗上證明されてゐる。又、安樂に暮してゐる人と筋肉を勞働さして生活しゐる人とは、當然基礎栄養量に相違が出來る。かやうに種々の關係、事情からの影響を免れぬ基礎栄養量なるものが、果して從來言はる、

如く、アテになるものかどうか、といふことに疑を有つて、私は更に考へを進めて見たのであるが、一方人間は、水さへ飲んでゐれば、三十日でも四十日でも斷食して、飢餓に堪えつゝ、優に生命を保つて行くことが出來るといふ事實がある。それは何故だらうか、言ふまでもなく人間の身體の中に貯藏されてゐる成分を食物の代りに少しづつ、消費してゐるからである。それゆゑに、斷食は、成分の貯藏の少き瘠せた人よりも、貯藏の多き肥えた人の方が、長持ちがするのである。言つて見れば、肥えた人は、瘠せた人よりも財産を澤山有つてゐるわけである。勿論瘠せた人とても、有つてゐるが、唯少いのである。この生理的意味に於ては、人間には無産者といけものはない。かくの如く人間プラス財産——この二者を合せたものが、人體であつて、つまり人間が各自に一つづつ、の庫を背負つて歩いてゐる形を人體と見ればいいのである。

そこで問題は、では何處までが人間で何處までが庫であるかといふことであ

死ぬる直前に於て、一時持ちこたえてゐた期間に於ける栄養量、それこそは、文字通り生命の火を消さぬための最後の栄養量であつて、獨逸あたりの學者の言つてゐる、前述の基礎栄養量とは楯の違ふところの、即ち基礎栄養量の、その又基礎となるものである。即ちこれを缺く人間は死あるのみである。私はこの最極限に於ける栄養量を前述の基礎栄養量に對して、ラヂカル、メタボリックと名けてゐる。栄養分量の計算は、基礎栄養量を標準としたのでは間違ひが出來る、須くこのラヂカル・メタボリックに依つて決定すべしといふのが私の持論なのである。これが人體の栄養要求量を決定する根本精神でなければならぬ。

この栄養要求量の標準を決定することは單に理論ではなくして、實際問題に應用さる、場合に必要である。例へば刑務所の場合でいへば、收容者各自の體重を、單に自由を奪はれた當時の状態を維持する程度に止めてをいて然るべきものであるか、或は、出來得べきだけ體重を

増してやることに苦心すべきであるか或は、刑務所に收容された當時よりも、體重が多少減少しても可いものであるか、通俗的にいへば、收容者の體重を減らさぬやうにするか、少しは肥えさせるべきか、又は少々は瘠せさせてもかまはぬか、といふやうな問題に對して科學的解答を與へるのは結局營養要求量の決定如何に依つてある。しかしこれは、實際問題としては、實はなかく六ヶしいことである。例へば歐洲大戰の際、獨逸では例の食糧封鎖を受けて、一日僅に三百八十カロリ程度に僅少の營養量しか與へられなくなつた時に、何が起きたかといふに、一方に於ては、老人、小兒等に、肺結核、呼吸器病等が多くあつたが、一方、腎臟病、糖尿病といふやうな贅澤病は非常に減つた。又戦後紐育の調査に依ると、紐育のイーストリヴァアの方面に、ユダヤ人の一部落があつて、言はゞ一種の貧民窟であるが、戦争の結果、そこのユダヤ人が急に金持ちとな

り、従つて、獨逸の場合とは反對にその貧民窟に於て金持ちの病氣である糖尿病、腎臟病などが非常に増えたが、貧乏人の病氣である乳兒の死亡や、結核病などはめつきり減つたといふ事實がある。それ等の事實から判断すると、餘り瘠せ

させても困るが、餘り肥えさせるものも考物である。刑務所あたりでは、收容當時の状態を維持させておくといふ位の程度が、先づ標準であらうかと思はる、が、何れにしても、これは重大な問題である。

この織物が最も強い

その強度表によると

- キモノの生地を御存じですか——一生一度しか使はぬ婚禮衣裝に強い生地を用ひながら、毎日着る着るものに人絹混りの弱い生地を用ひるなど、不合理も甚だしいものでせう——衣服用の主なる生地と強さを比較して御覽に入れます(括弧内は強力度)
- 【綿布類】 金布(三〇〇) キャラコ(三五) 縮(三三) 雲齋(九〇) 小倉(六〇) 天然(四五)
 - 【絹布類】 羽二重(七〇) 錦紗(一五) 縮緬(三〇) 銘仙(三〇) モミ(二〇) 八反(五五) ドンス(三〇) 紋羽二重(三五) 大島(五〇) 高貴(四五) 博多(二〇〇) 富士絹(二五) 甲斐絹(二五)
 - 【人絹類】 錦紗(一一) 八反(四〇) モミ(一七) 大島(三五) 銘仙(五〇) 紋羽二重(二八)
 - 【麻布類】 上布(六五) カタビラ(八五) リンネル(九〇) 同厚地(一六〇) 芯地(九〇) ヘル(六五)
 - 【セル類】 和服地(五五) 洋服地(四五) サーチ(七〇)
 - 【絨布類】 外套厚地(六〇) 絨布薄地(四〇) コート(二〇) 冬服用(二五) 毛布(四〇)

外人の眼に映じたる小菅刑務所

T Y 生

小菅刑務所の復舊工事が完成した此の方、可なり多數の外國人の參觀があつた。その内の重なる者を拾つてみると、ミネソタ大學教授のハロルド・エス・クウイグレイ氏、白耳義の前外務大臣で當時の社會黨總理であつたヴァンデルヴェルト氏の夫人、中華民國駐劄米國公使チャールス・アール・クレイン氏、ベルリン性科學研究所長マダヌス・ヒルシュ・フェルド氏、紐育ツラベル雜誌記者ヘンリー・アルバート・フイリツプス氏、シユバル印度土侯國王ラナ・バツカード・チャント殿下、米國映

畫俳優チャーリー・チャツプリン氏等である。それ等の參觀者がもたらした感想は、何れも、設備が整つてゐるとか、非常にモダンであると云つたやうな、おさなりの挨拶に過ぎなかつた。たゞクウイグレイ氏が態々感想文を寄せたのと、フイリツプス氏がその著書の中に、參觀記を掲げてゐるくらゐのものである。一は學者であり、他は雜誌記者である。是等の二人がどう觀察して居るかを紹介するため、茲に左の二篇を譯出してみた。だが語學に對する素養がないので、意味を取り違へたり、とん

でもない誤譯をしでかしてゐないとも限らないことを豫め斷つて置く。

クウイグレイ氏の感想

本文は Harold S. Quigley 氏が私に寄せた短い感想文である。氏はミネソタ大學で東洋政治科の講座を受持ち、傍ら米國の諸雜誌に、しばしば日本及支那に關する研究論文を發表して居る學者である。氏は當時、特に日本の政治に關する論文執筆のため來朝し、五六ヶ月間滞在して、各方面に亘る研究調査を遂げてゐるとの事であつた。

小菅刑務所を通して示された貴下の好意に對し、いま一度鑑賞することを許して貰ひたい。私はかの建物の入口が、無愛想であるとか、人を

おどしつけると云つたやうなけはいがなく、却つてモダンなアパートのそれに似てゐると云ふ感じに依て、深く印象づけられた。

受刑者達の食糧は、充分であるやうに思へたし、それから暖い衣服、耳や鼻に對する防寒装置も私の眼をひいた。殊に入浴の便利であることは注目に價する。衛生上の設備はすぐれてゐる。

私は看守と受刑者との間に、悪感情のわだかまつて居るやうな徴候を微塵だに認め得なかつた。たゞ一二参考までに附言して置くが、(一)労働時間の長いこと、(二)戸外に於ける慰安の方法が講ぜられてゐなかつたこと、を遺憾に思つた。切に今後の御成功を祈る。

クウイグレイ氏が、小菅刑務所を訪れたのは昭和五年の二月

で、戸外に於ける團體運動が今日のやうに實施されてゐなかつた當時であるし、又作業時間も長い時分であつた爲、附言の如き遺憾の意思表示がなされたのであらう。

近代的刑務所に於ける美學

本文は紐育ツラベル雑誌記者 Henry Albert Phillips 氏が、その近著 Meet the Japanese 中に、特に一章を割愛して Aesthetics in a Modernistic Jail. The Kosuge Prison. Criminality なる題下に、小菅刑務所の參觀記をもしたのである。本章の冒頭に於て「日本は西洋の新しい産業中心主義を取入れる事に依て、多くの利益を

得たが、その一方に多くの問題が増加しつゝある事に気がついた。犯罪の増加がその一つである。そして刑務所の改良が必要となつた。日本は極端に國民的で、その制度は殆どその外貌を變じて了つたにも拘らず、本質的には千古不易の精神的基礎の上に立つてゐる。そんな制度を持つ國民である。日本の法律裁判の上には殆ど腐敗がない。他のすべての諸施設に於てもさうであるが、それは嚴肅な軍隊的正確さと、非人情さを持つてゐる。従て人々は罪を犯せばたちどころに罰の到るを知つてゐる。その因果應報の關係は法令にはつきりと規定されてゐる。而して其の行使に就てはごまかしに依て殆ど變更される事がな

い。日本の刑務所は社會の秩序そのものよりも遙に進んでゐるが、まだ一臆病な所があり、解釋の出来ない點がある云々と述べ、更に我國の刑罰を沿革的に論じ、所謂ハラキリ等に及んでゐる。然しそれ等は刑務所に關係ない事であるから、之を省略することにした。

フイリツプス氏が小菅刑務所を訪れたのは昭和五年の六月で、氏は當時歐州各國を巡遊し、それ等の國々の刑務所をも參觀して來たと云つてゐた。Other People's Lives. Meet the Germans. Meet the Spaniards 等の著書はその際の所産である。

私が斯く色々な事實に想到してゐる折柄、東京近郊につき最近完成した國立小菅刑務所の參觀を許され

た。同所は世界隨一のモダン——且つ近代的建築様式を備へた——刑務所である。日本それ自體が古國で、従て古風な傾向を帯びてゐながら、日本人が如何にウルトラ・モダニズムを驅使してゐるかを見る上に並々ならぬ興味を感じた。

我々が刑務所の極く間近に來たにも拘らず、案内人が多くの人に道を訊ねたあと、やつとそれが何處であるかを知つてゐる者に出會つたと云ふ有様であつた。彼は隅田川畔(1)の草原の彼方にそり立つ白い塔を指さした。我々は堤防に添つてドライブした。間もなくすぐれて景色のいゝ刑務所の近傍に來た。そこは街路の標本であつた。デザインと云ひ、美しさと云ひ、ロング・アイランド(2)あたりの或富豪の邸宅地の入口に似

てゐた。

(1) 隅田川畔は荒川放水路でなければならぬ。著者の感違ひである。

(2) Long Island は紐育市の一部である。

我々はプロレミーの墳墓(3)を憶ひ起させるやうな——頑丈な、陰氣な、さうして靜寂な——近代的の建物に自動車寄せた。一方には手入れの行き届いた庭園があり、他方には頑丈な壁を陰鬱に映してゐる睡蓮の池があつた。我々は三稜形の車寄に降りて稻妻形(ビツクワツク)の線のある廊下に這入つて行つた。其處では間接光線が壁に添つて置かれた奇妙な壺や盆栽を照してゐた。

(3) プロレミーは天文學者として又數學者として名のある埃及人で、地球の圓形なることを説明したと云はれてゐる。幾何學に Prolegomena の定理

と云ふがある。

我々はジーキル・ハイドのやうな人格を備へた大きな部屋に(4)案内された。それはモダニズムでぎくしやつくになつて、よろめいてゐた。一方にこじんまりした氣持のよい人を招く様な——一種の應接間であつた。部屋の他の半分は對照的な性質を持つてゐた。小さな男が簡素な平たい机の前に坐つてゐた。彼の前には大きな本があつた。

(4) ジーキル・ハイドのやうな人格を備へた部屋なる辭句の持つ意味に就いては解しかねる。兎に角所長室を指すのである。和洋折衷と云ふ意か、或は時に善事がなされ、時に悪事が行はれると云ふ意か、恐らく其の一を出でないであらう。スコットランドの文豪スチーブンソンの創作に Dr. Jekyll and Mr. Hyde と云ふのがある。善事を行ふ際にはジ

キルの氏名を使用し、悪事を働く際にはハイドの氏名を用ゆる所謂二重人格を備へた人物を取扱つた小説である。

三稜形の黒いドアの一つが音もなく開いた。洋服を着た二人の官吏と、その二人に挟まれて一人の囚人が、此の國の衣服——褐色の着物——を着て、素足に木の下駄を穿いて這入つて來た。

『殺人犯人です』と我々の案内人が囁いた。

『彼は無期懲役囚です』官吏は坐つてゐる刑務所長即典獄にカチカチな軍隊式の敬禮をした。囚人は非常に深く腰からお辭儀をした。低い聲で二三の問答がかわされた。二三の後、此の三人組は音もなく再び部屋から出て行つた。平たい机の上のドウムステイ・ブツク(5)

は靜に鎖された。囚人が剥ぎとられた氏名と、原籍とを永久に包んだまゝ。此の世にある限り彼は此のモダン監獄の中の番號を打たれた(6)肉體の中に投込まれた。番號のついた肉體だけになつた(6)。

(5) Domes' day Book by William the Conqueror の命令に依て作られたイングランドの陸地測量簿である。然しそんな簿冊が所長の机上に置かれてある筈はない。恐らくそれは受刑者の身分帳であつたであらう。それを大袈裟にイングランドの征服者であるウィリアムスの命令に依て作成された陸地測量簿など、やつつけたのは、雜誌記者等がよくやる皮肉に過ぎない。

(6) 此の一節によると、著者は所長が入所者に對しある訓示を與へたかの如く感じたい。然し入所者を所長室に呼び入れた事實はない。若し著者の在室中に、受刑者が所長室に

這入つて來たとすれば、それは假釋放の證票附與の爲であつたに違ひない。さすれば其の際受刑者は、襪の番號を剥ぎとられ、氏名と原籍とを完全に返還され、其の日限り光明の社會へ投出されたのである。著者の六感神經の如何に鈍きことよ。

典獄は笑ひながら近づいて來た。さもなければ彼は嚴肅な顔をした男であつた。彼は考へ深さうな様子で

話した『御希望ならば、當所に居る千二百人の受刑者に就てお聞かせしませう。當所は十年以上の長期刑者のみを收容してゐます。在監者中百十四名は——今行つたあれなんかさうですが——無期懲役囚です。』と此の國の衣服を着た可愛い女の子が、部屋に這入つて來て我々に日本茶をすゝめた。

我々は談笑をつゞけた。『私は、

此の素晴らしいモダンな刑務所に、調和する處遇法を採用しようと思つてゐる。然しそれは仲々困難な事です。何にしる我國の一般感情と輿論とは、今なほ犯罪は重く處罰されねばならぬと云ふにあるので、刑罰を如何なる程度にでも寛大にするが如き處遇に對し、憤慨する者がゐるのですから。』

私は偶然ちらと窗外にある高い木造の古風な門の扉を見た。それには門がかげられ、重い錠が下してあつた。典獄は私の視線に氣がついた『御覽の通りまだく舊式で、しかも「新しく」もあり、此の二つが同時に存在してゐるのです。この事は日本のすべてに就て云へるでせう。(7)

(7) 私は著者の云ふが如き説明を加へた記憶がない。所長室の窗外に、コングリートの高い扉がある。その中

程に、重い錠の下してある黒い鐵の門扉が壊れ込んでゐる。前時代の唯一の遺物として、記念のため特に残されたものである。私の説明は、それ以上に出でなかつたと信ずる。

典獄、通譯、看守等と共に我々は次々にある普通の扉を抜けて行つた。それは丁度自由と墓穴との間にある環をなしてゐるやうに思はれた。我々はつひに極端に未來派的な設備を持つ集會所に立ち止つた。其處には舞臺風の高壇と、そして三角形の三翼に平たい腰掛の列があつた。それ故に人は、一點から見るとも見られることも出來た。

私の注意はステイムに惹かれた。『此處には大分舊風打破があるでせう。正式には刑務所内に暖房装置はありません。無論ベンチもありません

ん。囚人がこゝに集るのは特別な時です。彼等は時々三人の佛教僧侶の一人が教誨を施す際に集ります。そればかりではない、私は一人のアメリカの宣教師に、一定の囚人に限り個人的の訪問と、基督教の教義による教誨を許してゐます」

「囚人に對する娛樂はないのですか、例へば音楽とか映畫とか、」と私は訊ねた。典獄は頭を振つた、「刑務所内では音楽は許されてゐません。その外慰安、娛樂、競技等どんな形式のものでも許されてゐません。私は嘗て政府に對し、労働時間の極めて僅かな短縮と、ある限られた範圍の慰安方法を願つたことがあります。が然し成程囚人たちは人間であることに相違ないが、だからと云つて勤勉に暮してゐる社會の人々が、享有し得る以上の贅澤と特權と

を與へると云ふやうな事は、考慮を拂はねばなりません。」⁽⁸⁾

⁽⁸⁾ 著者の來訪當時には、ラヂオや團體運動が許されてゐなかつた。然し蓄音器による音楽の聴聞や映畫の觀覽は既に許されてゐたので、その事實に對し私は明白に説明して置いたのであるが、著者は典獄の言なりとし、然もそれを引用して、我刑務所内に教化的慰安法が講ぜられてゐる事實を、否定し去つたことは遺憾である。

我々は今社會的なそして行政的な地域の限界に來た。突然最初の最新形な鐵の門のあるドアに出會つた。二つの三階建の監房の交叉點で、我々はすべての方向をのぞいて御覽なさいと告げられた上の方方は天窓から覆ひかぶさつた天井が見へた。下の方は鐵格子のついた裂け目から、下の廊下が全部見へた。前方

には五百呎の廊下に添つて、監房の全部が一眼に見へた。

「我々は善行をすゝめて、それに相當する代償を與へてゐる。」と典獄は續けた。「全く自由行動を許されてゐない囚人があるし、又安易な仕事に従事してゐる者もゐます。然して構内に鍵のかゝつてゐない部屋で暮してゐる所の善良囚の小集團もあります。袖に三つの等級を示した制服のあることにお氣付でせう」

我々は囚人達が箆筒を造り、印刷製本に従事し、自動車の車體や靴を造つて居る工場の一つ一つを見てまわつた。

「所で我々は大きな問題にぶつかつてゐる。つまり囚人が社會に復歸する迄の間、彼等に何をさせて置くべきかと云ふのです。昨年度に於ける當所の収入は、二十萬五千弗でし

た。働いた囚人には、各々そのなした仕事に應じて、賞與金が與へらるゝことになつてゐます。釋放の際千圓も給與された者があります。

私が見た千人餘の囚人中「固いくるみ」の人相を持つた者は殆どなかつた。又彼等は、酒浸りになつてゐるとも、落膽してゐるとも、悪心があるとも見へなかつた。彼等の内のある者の如きは、非常に仕事に熱中してゐて、看守がするどくその注意を喚び起す時まで、我々の來たことを全く知らなかつた。

- 幾棟かにある部屋は四種に分れてゐた。
- 夜間獨居房（工場作業に服する者の寢室） 五七六
 - 晝夜獨居房（懲戒の爲め） 六
 - 優良房（善良囚の部屋） 二六
 - 雜居房（各八人宛收容） 益室一五三

收容定員總計

1,100

各房は五呎に十一呎、壁に向つて折疊まれるベッド、机に變り得る石の洗面器、その前に、覆へば椅子になる陶器製の便器、所持品の爲の通風装置のある戸棚等が備付けてある。雜居房の方は、そこに八人の囚人を收容するのであるが、四つの木の寢臺が十二呎に十五呎ある部屋の兩側に、一例に床の上に並べてある。また三つの窓と、中央に四つの洗面臺と、側面に二つの戸棚があつた。

建物の各翼に各大きなタイル張りの浴室がある。そこには二つの大きな浴槽があり、一度に十人の者が入浴を許されてゐる。

十六人の善良囚の爲の優良房は、むしろ刑務所の附屬物のやうに見える、それは善行者クラブのやうであ

つた。彼等は正面ドアに鍵をかけられることなしに、一緒に生活してゐた。一つの顯著な特徴は、彼等が造りさうして維持してゐる小さな綺麗な庭園である。しかし又別にも二つの庭があつた。一つは病室の外にあつた。私はそこで彼等が工場への往復の途中、みんなが緑の中で呼吸し、新しい花を一々數へながら通つて行くのを見た。そして小さな近代的病舎の中の患者は、花が太陽に向つてひかれるやうに、皆顔を庭の方へ向けて横になつてゐた。

囚人達が體操をすることを許されてゐる屋上には、二別の植樹があつた。體操する代りに彼等は樹のある庭を散歩した。彼等は彼等と東京と、そして全日本との間に横はる峻しいジツクザツクの列をなした石の棟々を透し見ることが出來た。(完)

椎名君の海外だより (其ノ一)

一九三二年五月十九日

ベルン、アーレー河畔ノ客舎ニテ

椎名 生

幼なきピアニスト健在なりや、
在りし昔同じ想の兄を偲びて、

x

行き暮れて馳り抜きても白樺の林
バイカルにあれど波なく氷閉ざした
る限りなき鏡の面、五月一日の夕陽
斜に車窓を射る、コリドールに佇め
る遊子の顔緒かに彼の煙らすシガー
煙真直なり。モノトナスなれどサブ
ライム、心忙はしき人々の修養に適

はしき眺めならずやと友は云ふ。鴨
緑江に朝北國境の哀愁を歌ふは已に
過ぎたり、ハービンの春の夜石路に
響く馬蹄の音かすかなる時同胞の彼
女等は唄ふ

「秋の滿洲は空澄み渡りコリヤン
實る萬里の平野、只見る月の影一つ
何時まで戦が續くやら」
一味悲愁の感なき能はず。何人を
して國境に先驅せしむべき乎。

x

バイカルに沿ふて走る時なりき、

扉のノックと共に車掌入り來りて紙
片を渡す紫クレヨンクラゲの五行り、
Please keep clean
in your car
If you do not do this
I shall be obliged
to fine.

旅は道伴れ世は情。滿洲里驛を過
きしは、最早同行者以外日本語を話
す術もなく色々の交渉にハタと行き
詰りぬ。手眞似足眞似も物にこそよ
れ
「滿洲里で兩替した時其證明書をく
れると聞いたがくれなかつた、君等
は貰つたか」と云ふ様な段取りは到
底言葉か文字でなければ相手に通じ
ない。幸ひ巴里まで行くと云ふ支那
婦人とブラジル生れのお醫者さんが
英語を解し、且兩者共露語を知り事
毎に彼等を煩はして通譯して貰つた
ドクター名はスーバーと云ふ、丸々

と肥つた愛嬌のある人、立派なデイ
プロマティストだと譽めたら少々テ
レ I am only a doctor と來た。
さて。例の紙片である。讀了其意
は理つたが、一體誰が車掌の意を受
けて代筆したのだらう。短かしとは
云へ同車の誼もある事、前に一言話
してくれてもよさそふなものだと國
を出て始めて癢なるものに觸れた。
然し事實は事實だ、正しく眼前の
事實は狼藉を極めぬまでも紙片散乱
し、梱包材料乱雑。加へて餘り立派
でもないがカーベツトが一面の水で
グジャグジャ。

七日も是處に宿るのかと思ふと乗
り捨て気分でも居れぬ、暫しの吾家
だ。スートケースの如きは整理する
迄もなく早速三階の物置(上床寢臺
の側廊下の上に特にその場所を設
けてある)に押しやり、何より大事
な食料品の仕譯に取りかゝつた。網
棚を埋め寢臺の一隅を割愛し整頓成
つて午食を始めたところ、誰やらの
足が藥罐に觸れてヒツクリ返り、斯
くて床上の大洪水を見たのである。
亦其處を車掌が見に來たものと見え
る。見事な配列だ、鐘詰は鐘詰、壘
類は壘類と。稱してカツフェーシベ
リヤと眺め
「ラツカーを飲んでオツカーを思ひ
出し」
など、洒落て居る間に I shall be
obliged to fine の一本を喰つたの
である。
帝國の司法官と刑務官が、西比利

亞鐵道規則違反の廉で、罰金に處せ
られたとあつては、顔がない、さり
とて一矢酬ひぬのも素より本意でな
い。事小なるに似たりと雖、外交々
涉の趣全然無之とせず、案を定むる
事約半時、コンパートの一致を得て
是を車掌に手交した。案文を止めざ
りしを遺憾とするも、用語極めて慎
重正しく八十五點の英作文ではあつ
た。洪水は列車のシヨックに原因を
遣り、最後に日本國民は清潔を尙ぶ
ものであると結んだ。約二時間も経
過せしと覺えし頃、車掌君ドクトル
を帶同して來り、フォーバードクトル
萬事OK 諒解完全に成ると語り、車
掌君亦舞臺口上切り上げ際の仕草を
取つて歸つた。We were obliged
to smile スタートに勝つた。後は
悠々たり、餘分の見越付きたる食料
品は、或は大出しに、乃至は小出し
に、女ボーイに與へ斯くして求めさ

るに湯の配給宜しきものあるに至つた。

薬罐頭も馬鹿にはならぬ。されど干はく間永かりしカーペットよ。汽罐車の横腹あたりに持ち行きて、乾かしたるなるべし、其の間床の隙間より襲ひ來る風寒く遊子廊下に佇めるも是時なり、バイカルの夕陽、吾と對して苦笑せるが如く見ゆ。

X

オムスク以西原野青し。飼手定めぬ牛とてあらざるべけれど、人里とて見へぬ涯もなき平原に若草喰む放牧の牛、繪にもならん、詩ともなりぬべし、只牛とのみ云はず、働く人歩む人、悉く只自然の一存在のみ。國家觀念とや、如斯は吾不關、西に東に豊に實る土地を求めて、流轉せんのみ。

働かざる者は食ふべからず。然りされど食ふ限りに於てのみ吾は働らく、

私有財産制度の是非。果して曠茫の野シベリアに於て語り且つ如實にし得べきや否や。走り、馳る程に金色の伽藍も見え長江春をたゞへてゆるやかに流る、金色のドーム今偶像を包まずとするも教堂を通さずして宗教なきか、教會を離れて求道の悲願湧かざるや、赤き廣場に眠るミイラ只一の *nur sache* にあらざるべし。爲すべき事とてなき車中の身、白樺の森にも飽きて、眼漸く車窓を離れ來る。冥想か、あらず。

メーデーを過ぎて二、三日の頃なれば大小の驛を問はず當日のデコレーション新らたかに残さる。恰も日本の門松の如く、停車場の出札口の上に松の小枝をかざし其の間にレーニン、スターリン、或は鐵道大臣ア

ンドレーフの肖像を掲げ高き處、角振つた處、悉く赤旗をなびかす。治平天下、平家のそれに比し果して幾何の永きを加ふるものぞ。驛なき處に停車するは敢て珍らしからざれどもフーバードクトルをして松の木蔭に一時間の午睡を許したるが如きは其の雄とすべし。スキーならば絶好のスロープと覺ゆる緩斜面の處に二時間以上停車せしことありき。價の安きに委せてハービンより買ひ求め來りたる、ウエストミンスター二本を煙とするも車更に動かす、何事の起りてかと例の廊下に出で、見る。

午後二時頃の陽射し強く車内稍暑さを感じる程なりき。視野半轉する程に吾が愛すべきフーパー君稍下手なる松の木蔭より、小手かさしてカム／＼と招ぐ。吾是處に一時間餘を眠りたりとて、ラツキーストライクを嫌らしながら小氣味よき風に嘯ぶ

く。偽りにあらざるべし、彼の眼瞼に睡後の倦怠を窺はれたればなり。

斯くしてシベリア鐵道は愈々瀬戸巾となりぬ。余寡聞にして未だ瀬戸巾の謂れを知らざりき。同行のO君より始めて之を聞く。O君は東京の或大デパートより洋服裁縫研究の爲め三ヶ年間巴里に留まるべく命ぜられたりといふ。註に曰く、瀬戸巾とは瀬戸物にて作りたる巾着にして、其の口に伸縮なきは勿論開いた口が塞がらざるを意味し、更に意譯を加ふれば、呆然之を永久にす、と承知すべきなり。五月十三日に後れ參じてはとの念願は益々瀬戸巾に介意せしめ、併行路線に横はれる木材の如きも瀬戸巾觀を派生せしめて餘りありき。

約十二時間遅れて午前一時過汽車はモスコーに着きぬ。
大使館の○書記官深夜態々出迎へ

らる。厚志感謝に堪へず。瀬戸巾に延着は敢て珍とするに足らず、春の夜の延着位は尙ほ安し、白雪皚々而も粉雪アーク燈を包む時に於てはと語らる、客舎無きにあらざるも、この夜更けにては道程の時も惜し車内に宿るに如かずと告げらる。先例に則り更めて寢衣をケースより引き出たせり。

動かさざる車内に而も有意的に一夜を明かせし事勿論曩にこれなく、爾後再びあらざるべし。過まれる認識に基き無意的に不動の車内に安眠を貪りたる人の事例は、旅の注意として、鹽野局長より賜はりたる條項の一なりき。

莫遮、モスコーに一日の觀察を與へたるは、汝瀬戸巾の爲めなりき。深く之を謝す。(了)

指紋よりも足跡

アメリカの科學者インターランド博士の「足跡は指紋よりも遙かに個人を表現するものだ」と發表し探偵科學界にセンセイションを與へた、同博士は引續き研究を進めてゐるが、今日まで數萬人の足跡について調査した結果は一人として類似型のないことが明かとなつた、目下盛んにその應用の擴大に努めてゐるさうだが、素足の多い日本の犯罪に應用すれば一層效果が擧がるだらう。

第四次特別練習生並第一 次行刑醫務講習生修業式

第四次特別練習生並に第一次行刑醫務講習生修業式は、六月十五日午後三時より、刑務協會樓上に於て開催、鹽野練習所長、秋山保護課長、正木、岡、東の各司法書記官、芥川衛生官、岡部、吉田兩刑務所長、森口典獄補、伊藤、大原刑務協會主事等列席、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、鹽野練習所長より、夫々特別、行刑醫務兩練習生に對して、修業證書を授與し、更に次の訓示を與へた。

第四次特別練習生並に第一次行刑醫務講習生の修了式を茲に舉行致しますることは、私の大に喜びとする所でありませう。

先づ特別練習生諸子に對して申し上げ

ますが諸子はこの二ヶ月間に於て、何れも非常によく勉強せられて、講義に於ては、それ／＼専門の諸先生方から、行刑の現在並に將來に關する根本精神を聽講されて、大に裨益する所があつたであります。又實務に於ては、公判廷及び拘留監に於ける思想犯人取扱事務に直接に關與されて、將來に於ける思想犯人の取扱上に、幾多の智識、經驗を得られたこと、存するのであります。それでこそ、諸子にわざ／＼集つてもらつて、この特別講習を開講した趣旨も立ちまするわけであり、又諸子が今後、各自の任地に歸られて、職務として、思想犯人の取扱ひに従事する、際に、尠からず参考となることであらうと思ひ、練習所長として、満足

この上ない次第であります。

思想犯人は、現在の所、全国各地の刑務所に散禁の方針を取つてをり、それは場所の關係、連絡の關係等、種々の點を考慮して、それ／＼適當の場所に拘禁してあるものであります。しかし、すでに刑が確定して、現に受刑中のものには、幸にして、思想の程度、餘り濃厚なものは少いのであります。思想犯人として、最も注目を要すべきは現在公判中の首腦部達であります。彼等にして、明年あたり刑が確定して、各地に散禁さるゝに至りましたならば、それ／＼對する處遇問題は、實に行刑上重大なる問題となるだらうと思はるゝのであります。諸子が、各地から選拔されてこの特別講習に召集されて參つたといふのも、結局その準備に外ならぬのであります。將來、彼等に對し、刑の執行を適正ならしめんがために、特に諸子に對し、その豫備智識を授けやうといふのが目的だったのであります。けれども、二ヶ月といふ短

日月のことではあり、殊に公判の開廷は隔日位のものであります。その間に得た智識、經驗といつても、必ずしも十分とはいへないであります。が、幸にして、諸子の熱誠なる努力に依つて、少くもその大體の見當はつけ得られたことであらうと信じ、今後諸子に期待するところ少くないのであります。前述の好く、諸子は全國刑務官中でも、最も優秀なる人々として特に選拔せられて來た人々であり、又歸任後も、行刑の第一線に立つて活動され、將來は斯界の中心人物ともなる、人々でありますからそれ等の點を十分考慮され、從來にもまして、層一層職務に御勉勵あらんことを特に希望いたす次第であります。

次に行刑醫務講習生の諸子に對して一言申述べます。この講習は、開所式當日にも申したる如く、今回が最初の試みでありまして、従つてその結果の良否は一にかゝつて、諸子今後の實績如何に在るのであります。諸子は先づ

その自己の荷ふ責任をよく自覺されたのであります。諸子が今後、刑務所の保健技手として立たれるについては一個の技術家として十分なる智識、技術を有たねばならぬことは勿論であります。しかしそれだけでは、未だ刑務所の職員として、十分に職責を全うし得るとは言へないのであります。刑務所の職員である以上は、單に専門技術家の立場から醫療に従事するといふのみではいけないのであります。刑務所の目的、即ち刑務所は、何故に、收容者に對して斯の如き刑の執行をするのであるか、若しくは何故に斯の如き施設を行つてゐるのであるかといふやうなことを十分頭の中に入れて、然る後、これに従事することが必要なのであります。

その目的から、今回諸子のために特に、醫務の實修、並に行刑に關する講習を開講した次第であります。幸にして諸子の熱心なる御勉強によつて、この講習も將來相當の効果を擧ぐるこ

とであらうと、尠に期待をかけてゐるわけでありませう。

改めて申すまでもなく、刑務所といふ所は、受刑者をよく教化し、陶冶して、かれ等を改過導善せしめ、以て社會人として再び世の中へ送り出すことを職務としてゐるのであります。ですから言はゞ、一種の精神的事業であつて、従つてこれは、刑務所の職員全体がその心持ちになつて一致協力して働かねばならぬのであります。例へば受刑者と日々直接に接觸してゐる職員の言語動作等が、かれ等受刑者に及ぼす影響の大なることは、實に豫想外なものがあります。それゆゑ、教化の方の仕事は、別に教師があるからそれはい、自分は保健技手だから關係がない、など、言つてゐては大きな間違ひであります。保健であれ、戒護であれ、又、文書であれ、作業であれ、苟も刑務所の職員である以上は、何れも或意味に於ては一種の教師たるの責任を分擔してゐるといつてもよいのであり

ます。職員全体が何れもその心持で、日頃から受刑者に對してゐるのでなければ、眞に行刑の目的を達成することは不可能であります。

一例を言へば、受刑者が、折角正道の心を起しかけてゐるところへ、作業なり、又保健なりの方面で、偶々、かれ等の取扱ひ上に多小共遺憾な點でもあると、それが直にかれ等に反抗心を起せ、再び以前の途へ逆戻りさせて了ふといふやうな事實が屢々あるものであります。これは作業なり保健なりの方では或は、自己の技術に餘りにも熱中した結果でもありませうし、従つて必ずしもそれが悪いとばかりは言へないかもしれませぬが、唯こゝに遺憾なことは、そのために、教務その他教化的職務遂行の効果を甚だ薄からしむるやうな結果を往々にして招きやすいことでもあります。

刑務所内の患者は、普通世間の患者とは違つて、平生から自由を束縛されてゐる關係上、神経過敏となつてゐる

の心がけを缺くときは、折角の講習も無意味となつてしまふわけで、お互に遺憾千萬なことになるのであります。

諸子は、二三年中には、何れも保健技師となり、高等官待遇を受くるのですが、保健技師となれば、一廉の責任を以て各所の醫務主任となる機會が多いわけでありませうから、何卒そのお含みを以て、十分御修養、御勉強の程を特に希望致す次第であります。

諸子も役人となる以上、大局から見ての人の配置上、時に轉任を命ぜられることもありませうが、しかしその場合とても、諸子の家庭その他の事情等は十分斟酌して決定するつもりですから、事情があらば遠慮なく申出でらるるがよいのであります。

又諸子としては、役人生活は今度が最初の経験であり、殊には前述の如く、相當厄介な患者を相手とする仕事でありますから、何かと不平不満を感じる場合も出て参りませうし、それを一圖に刑務所の缺陷と考へて、方向轉換を

上に、かれ等の多くは、刑務所に入る以前にすでに、社會から相當迫害、刺激を受けてゐるので、精神的に歪曲されてゐるものが多く、或は本來的精神變質者も亦尠くないのであります。従つて、その扱取ひはなかく困難で、諸子が將來執務するに際しても、随分不愉快を感じる場合も多からうと思つて、その點を心配するのであります。これが、これは一に、諸子の忍耐、我慢に期待する外はないのであります。患者の中には、随分亂暴に、保健技手に喰つてかゝるものもあり、又は假病をつかふもの、甚だしきは精神病者の眞似をするものも多いのであります。まだ年若き諸子としては、それ等の取扱ひにくき患者を相手として、而も教化的使命までも分擔せられるのでは、随分大きな負擔とは思ひますけれど、そこが我慢のしどころで、例へば、假病をつかふ患者などに對しては、誰れしも腹も立ち、言葉づかひ等も多少荒くなるのがむしろ當り前で、普通の世間な

らばそれで何等差支ないのであります。刑務所の職員として、受刑者に對する態度としては、何うも穩當とはいへないのであります。それが理の當然であるとしても、自己の言語、舉動がその受刑者に對して如何なる影響を及ぼすかといふことを考へれば、自ら反省を要すること、なるのであります。

さういふ受刑者の心理状態をよく呑み込んで、その取扱ひ上に遺憾なくするまでには、相當の修練を要することであつて、これは諸子各自の心がけ次第に依ることではありますが、私の考に従へば、先輩の経験についてよく訊きたゞし、これを自分に利用することを心がくるが一番良き方法と思ふのであります。それについても、私は、諸子が、夫々任地に赴かる、以前に、東京四大刑務所の各醫務主任その他の人々につき、臨床上並にそれ等受刑者の心理状態等に關する幾多の経験を十分聴取して行かれることをお勧めする次第であります。諸子にしてもし、將來こ

企てやうとする人もあるかもしれませぬが、成るべくさういふやうなことの無いやうに御願ひいたします。ひとり刑務所に限らず、どの社會に於ても、好きな人もあれば、又嫌ひな人もあるといふわけで、一々これを氣にして、一時の不平不満から進退を輕々しくするやうでは、諸子自身としても或は將來を誤ることがないとも言へませぬし、刑務所としても、又迷惑なわけでありませぬ。それゆゑ不平不満があれば、これを當局まで申出でられよ、當局としては、種々の關係、事情を考慮して、聽納るべきものならばこれを聽き納るゝに吝ならぬものであります。といつて何事も自分の思ふことが通るものと思つては、大へんな間違ひであります。上司が、全體の關係、事情から割り出して決定することには、服従しなければなりません。又一家の事情等にて已むなく他へ轉職するやうな場合には、豫めその旨上司へ申出で、補充の問題が解決した上で、轉職するやうにして

いたゞきたいのであります。これが、刑務職員として、大きな組織中の一部の仕事を分擔してゐる各自の責任であると考へるのであります。以上、諸子の修業を祝福し、一言申添へた次第であります。

次で、秋田刑務所看守渡邊長八氏は、特別練習生を代表し、三上敬氏は、行刑醫務講習生を代表して、夫々左の答辭を述べ、終つて、伊藤主事閉會の辭を述べ、閉式した。

本日玆ニ第四次刑務官特別練習生ノタメ修業式ヲ舉行セラルルニ當リ閣下並ニ諸先生ノ實臨ヲ辱リシ生等ノ前途ニ對シ慈父慈母ノソレニモ増サル御懇篤ナル御訓諭ト祝福激勵ノ至言ヲ賜リマシタコトハ生等ノ無上ノ光榮トスル所デアリマス

回顧スレハ幸ニ生等ハ曩ニ選バレテ當練習所ニ入所ヲ命セラレ爾來二ヶ月間練習所長閣下並ニ諸先生ノ御懇篤ナル薫陶ニ預リ又實務練習ニ關シテハ佐藤

市谷刑務所長閣下並ニ同所幹部各位ノ御懇篤ナル御指導ヲ仰キ將來執務上ノ指針ヲ與ヘラレマシタコトハ生等ノ欣幸感銘是ニ過ギザル所デアリマス
 懇ツテ現時ノ社會狀態ヲ眺メマスルニ思想國難ニ伴ヒ思想犯罪ハ激増スル時ニ於テ其ノ處遇ノ規準ヲ指示セラレマシタコトハ生等ノ欣幸之ヨリ大ナルハナイノデアリマス
 此意義アル練習ニ依リ習得致シマシタ經驗ヲ持チテ各々其ノ任ニ就キマシタ上ハ奮闘努力以テ閣下並ニ諸先生ノ恩顧ニ報ヒ一ハ以テ斯界ノタメ裨益スル所アラント期スル覺悟デアリマス
 修業生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ述べ以テ答辭ト致シマス

昭和七年六月十五日
 刑務官特別練習生總代
 秋田刑務所看守
 波邊長八

二ヶ月ニ亙ル講習ノ期ガ充チマシテ六月十五日茲ニ盛大ナル終了ノ式ガ舉行

セラレマスコトハ私達ノ光榮トスル所デアリマス式ニ當リ局長閣下ニハ殊ニ懇篤ナル訓辭ヲ賜リ感謝ノ至リニ堪エマセヌ
 顧ミマスレバ四月私達ノ大部分ノモノハ大學又ハ專門學校ヲ卒ヘ直チニ保健技手ヲ志願シタノデアリマスガ當時私達ハ刑法ヤ行刑等ニ關シテハ全ク知ル所ガナカツタノデアリマス爾來二ヶ月ノ間斯學ニ該博深遠ナル御造詣ヲ有セララル講師諸先生ノ御熱心ナ御講義ニ依リマシテ今ヤ表在的デアリマスガソノ何タルヤヲ會得シ行刑醫務ヲ遂行スル上ニ有效ナル浮標ヲ得タノデアリマス殊ニ私達ノ重大ナル任務ノ一タル行刑衛生ニ於テハ夙ニ斯道ニ令名アル先生ノ懇切ナル御指導ヲ得マシテ實ニ暗夜ニ燈火ヲ得タルノ感ガ深イノデアリマス又命ニヨリ二ヶ月ノ間私達ハ帝大眞鍋内科傳研等デ主トシテ内科臨床ノ實際ヲ孜々トシテ研鑽シ各教授ノ格別ノ御指導ニテ過去數ケ年ニ得タル知識ヲ整理シ尙ホ此等ヲ十分活用スル途

ト旺盛ナル研究心トヲ得テ參リマシタサテ今ヤ各任地ニツカントスルノデアリマスガ諸先生ノ御教訓ヲ違トシ既得ノ智識ヲ經トシ先輩ノ指導ニ從ヒ研究怠リナクバ大過ナク職責ヲ果シ得ルモノト存ジマス是レ實ニ御列席ノ諸先生ノ賜ト深ク感謝致シテ居リマス承レバ此ノ如キ講習ハ嚆矢ノコトトカ行刑當局ノ私達ニ期待セララル又大ナルモノガアランカト存ジマス私達ハ正シキニ從ヒ研鑽ヲ重ね以テ理想ノ行刑醫務ノ發現ニ精進スル覺悟デアリマス

昭和七年六月十五日
 行刑醫務講習生總代
 三上 敬
 尚ほ、第四次特別練習生及第一次行刑醫務講習生ノ姓名左ノ如し。
 第四次特別練習生
 長崎 本川與四郎
 同 藤川保一
 福岡 貫 勇
 同 中村秀一

- 熊本 松永勝喜
- 同 橋本 工
- 宮崎 前野宗一
- 同 工藤義彦
- 沖繩 平良寛辰
- 宮城 佐藤末治
- 同 佐藤宗助
- 秋田 邊渡長八
- 青森 田邊傳一
- 久留米少年 碓孫市
- 盛岡少年 平田弟一郎

第一次行刑醫務講習生

- 河 口 忠 二
- 伊 藤 孫 二
- 三 上 敬 一
- 大 島 辰 一
- 青 柳 成 夫
- 竹 内 壽 郎
- 影 山 壽 一
- 庭 本 一 夫
- 土 肥 直 方

- 竹 林 道 生
- 佐々木 壯三郎
- 上 野 精 三
- 工 藤 節 郎

毛織物の害虫駆除の爲に

被服廠ではこうします

五六月ごろのマーガレットや春濱菊の鉢植には毎年きつと褐色の小さい虫が澤山つきます。
 この虫はチビマルカツラ虫といつて洋服だとか毛布だとか本ネルだとかあらゆる毛織物類について大害を及ぼす恐ろしいやつです。此虫は一年一回五月から六月中にかけて發生し、家の外へ飛び出て前述の花のまはりにむらがつて蜜を吸ひつゝ交尾を待つのです。これが交尾を終るとまた家の中へ入つて一匹がよく六十個の卵を生みつけて繁殖します。これを防ぐにはどうしても今の中に花についてゐるところを見つけ次第、振落としてつぶしてしまふより外ありません。陸軍被服本廠では倉庫の周圍にわざ／＼この春濱菊を澤山植えて虫のつくの待ち、人夫を雇つて捕らへてはつぶすやうにしてゐます。一日に五六人で一萬匹とるさうです毛織物保護のため是非今の中に退治してしまひたいものです。

第五區第八回武道會

新緑風薫る臯月廿九日日本晴の好天氣に恵まれて、第五區第八回武道會は久留米市小森野町九州醫學專門學校道場に於て開催せられた。

出場各選手は名譽を双肩に荷ひ緊張せる面持にて午前七時三十分早くも入場し終り、引續き區内各所長を始め來賓としては黒田陸軍少將、加來久留米區裁判所上席檢事、皆良田久留米警察署長、北崎前典獄、其他多數列席、一般觀覽席も満員の盛況にて午前八時の開始時刻頃には彌が上にも道場内の零圍氣は武道化せられた。

一同着席するや先づ西岡久留米支部長は主催者として簡單なる開會の辭を述べ、次いて前回優勝の劍道福

岡刑務所、柔道長崎刑務所より優勝旗の返還式を舉行し、愈々柔劍道の試合を同時に開始したり、

かくて午後十二時三十分迄に劍道は乙組迄を終了し、柔道は福岡刑務所が榮冠を獲得して完了し晝食の爲休憩となる、劍道は午後一時三十分再開戦となり、午後三時三十分遂に榮冠は遠來の山口刑務所が獲得するに至つたが、其間各選手が死力を盡しての奮戦振は實に多とするものがあつた。

第二區第七回武道會

第二區聯合刑務所第七回武道會は昭和七年六月五日豊多摩刑務所演武場に於て開催す。

續いて優勝旗賞狀及賞品の授與、井上審判員の講評、西岡久留米支部長の挨拶あり、幾多の期待と興味とを以て迎へられし本武道會も目出度く終りを告げた。當日の戦績左の如し

柔道の部

- (1) 福岡
- (2) 長崎
- (3) 熊本

劍道の部

- (1) 山口
- (2) 福岡
- (3) 長崎

夜來の霖雨未だ全く霽れやらざるも士氣既に天を衝く選手、應援團は早くも午前六時半頃より會場に押し

寄せ、聽て合圖の振鈴と共に各員所定の席に着く、來賓席は刑務協會長代理伊藤主事を始めとし有馬、藤澤、寺崎、寺本、長谷川の各前支部長、香川輔成會理事、松岡事務官、成尾技師並に赤城宇都宮、河邊横濱、飯島水戸、須藤甲府、關川前橋、岡部巢鴨の各支部長等、一般席また熱心なる應援團その他の諸士を以て埋められ全く立錐の餘地なし、選手入場終るや佐藤會長開會を宣し前回柔道劍道共に優勝の前橋支部より優勝旗の返還行はれ直に柔道仕合に入る、一回戦より二回戦、二回戦より準決勝戦に進むと共に選手、場内共に白熱し來り正午漸く之を終了、午後よりは劍道仕合に入り、これ亦龍攘虎搏、全く息詰る如き接戦の後、本年は遂に市谷の優勝する所となれり、かくて優勝旗賞狀並に賞

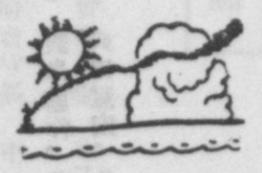
品の授與あり、是を以てさしもの大仕合も全く幕を閉づ、因みに當日の戦績左の如し。

柔道の部

- 一、各支部優勝仕合
 - (1) 前橋
 - (2) 千葉
 - (3) 小菅
- 二、高點個人仕合
 - (1) 小野(横濱)
 - (2) 池澤(水戸)
 - (3) 古家(小菅)

劍道の部

- 一、各支部優勝仕合
 - (1) 市谷
 - (2) 横濱



恒例茶話會

恒例茶話會は、六月十八日(土)午後一時より刑務協會樓上に於て開會、活動寫眞の餘興あり、終つて、市谷刑務所教誨師乙坂佳性氏の歐米視察の講演があつた。同氏は一昨年未歐米へ出張、本年二月歸朝された人で一年餘月に亘る實地見聞ゆゑ、その視察談は非常に有益なものであつた。尙當日の出席者は次の如し。

(行刑局) 掛繩松治郎、妙田蘭弘吉、三宅定男、土橋惣太郎、鹽見市郎
 (小菅) 連佛小市、栗田紀道、島山盛五郎、大竹誠次、飯島茂藏、大藤傳治
 (巢鴨) 原卓一、榎本高義、高田小兵衛、彌永熊雄、永田亥之助、工東寅信、野崎重雄、遠藤休榮、島田源藏、川田照夫、山田丑太郎、小室華雲、武本宣正、無盡驛、相馬實一、榎本松雄、大

川原新太郎
 (豊多摩) 加藤孝精、山田寛、藤澤覺義、菊屋介正、山本實、山下久雄、二場實俊
 (市谷) 藤井憲照、嶋田幸治、横山和義、大橋大秀、富永宗純、細川治、西本教俊
 (横濱) 河邊湛然、青木宜吉、宇野海秋山保、小川恕、山上厚武、本田厚太郎、小林忠夫、木村道衛、澤島實、山本延太郎、岩井安平
 (八王子) 藤下伊一郎、玉井策郎、井上惣三郎、赤葉市松、西山兼治、金澤公炳
 (宇都宮) 城元米吉、福田綾吉、茂木義次、大森榮八郎、大藤善吉
 (栃木) 藤井藤藏、二木ハル、齋藤前子、田村シズ、岡田ミツ子
 (小田原) 竹ヶ鼻尙友、龜地繁人

(甲府) 須藤善一郎、岡田悌一、山形嘉一、横森柳吉
 (前橋) 吉田敦靈、高橋健、山田誠諦
 (浦和) 上田茂登治、水上友吉、難波哲雄
 (千葉) 鈴木英三郎、齋藤文藏、北島顯夫
 (水戸) 飯島藤作、藤原敦圓
 (其他) 武田慧宏、長谷川喜一、長山彰

叙任辭令

北區支所轉勤 看守長 楠 敏一(大阪)
 大阪轉勤 同 武田 正平(北區支所)
 (五月二十三日) 保健技師 野田 武一(長崎)
 (五月三十一日) 任看守長(巢鴨) 教務囑託 檜原由之(豊多摩)
 任看守長(小菅) 教務囑託 武子喜久治(巢鴨)
 (六月六日) 北海少年兼務 保健技師 向井淺三郎(札幌)
 橋通支所兼務 同 渡邊 正武(神戸)
 中京區支所兼務 同 杉下 學人(京都)
 高松轉勤 同 宇都宮 四郎(巢鴨)
 願免 看守長 古樫 宗撰(沖繩)
 福岡轉勤 同 金子 典(松山)
 免本職松山轉勤 支所長 有田 和一(西條支所)
 西條支所長 同 藤本 政一(廣島)
 廣島轉勤 同 西村 兵四郎(小倉支)
 小倉支所轉勤 同 田中 明雄(福岡)
 尾道支所長 同 山中 鐵一(岡山)

叙位叙勲

免本職岡山轉勤 支所長 看守長 藤 澤 清(尾道支)
 任看守長(沖繩) 看守 平良 寛辰(沖繩)
 (六月二十日) 光州刑務所所在勤ヲ命ス 朝鮮總督府看守長 林 甚次郎(西大門)
 金泉少年刑務所所在勤ヲ命ス 同 三井 滿次(光州)
 (四月十五日) 監獄ノ教誨ニ關スル調査ヲ囑託ス 朝鮮總督府教誨師 百濟 慶勝(京城)
 (五月三日) 叙勲六等授瑞寶章 朝鮮總督府典獄 山下 良右衛門(釜山)
 (四月十五日) 叙正八位 朝鮮總督府看守長 中島 宗平(公州)
 (五月二日) 叙從七位 朝鮮總督府典獄補 渡 邊 豊(西大門)
 (五月十四日) 叙勲六等授瑞寶章 朝鮮總督府看守長 松井 石太郎(瑞興)
 朝鮮總督府典獄補 栗本 眞一郎(清津)
 朝鮮總督府看守長 加藤 市藏(同)
 叙勲七等授瑞寶章

常用外國語の手引 (五)

ペーヴメント (英 pavement) 舗道。
 ベーカーリー (英 Bakery) パン屋。
 ページエント (英 Pageant) 野外劇。
 ペン・ネーム (英 pen-name) 匿名。

ホ

ボイコット (英 boycott) 同盟排斥。
 ポーズ (英 Pose) 姿勢。姿態。
 ポータブル (英 portable) 持ち運びの出
 来る蓄音機。
 ボンボン (英 bon-bon) 砂糖菓子

マ

マイクロフォン (英 microphone) ラヂ
 オの送話機。

マスケット (佛 masquette) 護符。守本
 尊。

マドモアゼル (佛 mademoiselle) 英語の
 ミスに相当する。未婚婦人に對する敬
 稱。
 マドロス (蘭 matros) 水夫。

メ

メガフォン (英 megaphone) 擴聲ラッ
 パ。
 メイク・アップ (英 make-up) 扮装。化
 粧。
 メッセージ (英 message) 通牒。聲明書。
 メニュー (英 menu) 献立表。
 メモ・メモランダム (英 memorandum)
 の略。備忘録。

モ

モザイク (英 mosaic) 寄木細工。
 モラトリアム (英 moratorium) 支拂延
 期令。

ヤ

ヤンキー (米 Yankee) アメリカ人を指
 すあだ名。

ユ

ユートピア (英 utopia) 理想郷。
 ユーモア (英 humour) 上品なしゃれ。
 諧謔。

ラ

ラウンド (英 round) (1) 圓形。(2) 拳闘
 試合の回数。
 ラッキー (英 lucky) 幸運な。
 ランチ (英 lunch) 晝食。

リキニール (佛 liqueur) 混成酒。
 リズム (英 rhythm) 音律。
 リーフレット (英 leaflet) ちらし廣告。
 一枚刷の印刷物。
 リニツク・サツク (獨 rucksack) 登山
 者の背囊。
 リンクス (英 links) ゴルフヤスケート
 の競技場。

ル

ルーズ (英 loose) 緩漫な。だらしなき。
 ルンペン (獨 Lumpen) ぼろの意。轉じ
 て一定の職業なき浮浪人のこと。

レ

レヴュー (佛 revue) 場面轉換の早々、
 幕間のなき舞踊劇。
 レガッタ (英 regatta) ポート競走。
 レジスター (英 register) 金銭計算器。

レフェリー (英 referee) 審判官。

ロ

ロボット (英 robot) 人造人間。

ワ

ワンパス・ガール (英 wampus girl) 新
 進花形女優。

補遺

インフレーション (英 inflation) 通貨の
 膨脹を云ふ。つまり通貨の不均衡な膨
 脹の意味で、その結果物價の騰貴を來
 たす。

デフレーション (英 deflation) インフ
 レーションの反対で通貨收縮である。

コンクール (佛 concours) 競争、競争試

験。

プール (英 pool) (1) 勿論貯水池、水泳
 場ですが (2) 經濟上では共同利益を目
 的として製品を賣買するため数人が聯
 合したもの。

ワイ・エム・シー・ハー (英 Y.M.C.A.) 基督教青年會又は會館の略稱。ワ
 イ・ダブリュー・シー・エーは女子基
 督教青年會。





海外異聞録

◇囚人兵學校

メリケン映畫の愛好者に親しい「河上の別荘」シンシン監獄では。最近「シンシン兵學校生徒」なるものを作つたが、例によつて黒縞灰色の制服にサム・ブラウン・ベルトを締るといふ扮装、そして米國陸海軍兵學校の例に眞似て、去る五月一日いと盛大に同監獄運動場に於て一般に御目見得し、野球のエキシビジョンゲームを行つた。

◇死刑執行吏志願の女性

最近ハンガリーで死刑執行

◇犯罪人の大部分は大戦當時の子供

英國内務省では最近一九三〇年度の犯罪統計を發表したが、これによれば犯人の五分の二は二十一歳以下で、又全體の三分の二は三十歳以下の青少年であるとい顯著な事實が現れて來た。そこで、斯く青年の犯罪が激増した原因につき、内務省當局では次の如く説明してゐるのである。即ち現在三十歳以下の者は歐洲大戦當時の子供であり、其の當時は親や監督者の監視が行届かなかつたため、少年の犯罪が著しく増加したことがある。従つて此の時覺えた犯罪癪が今になつても根絶せず、斯く多數の青少年犯人を出したのであらうといふのである。換言すれば歐洲大戦が英國に於ける現在の犯人を生ん

年のところを七年乃至八年で出獄し得る望みもない譯ではないのである。

吏が辭職した爲め志願者を募つたところ、不景氣の折柄とて申込者は文字通り殺到の有様、中に振るつてゐるのは多數の女性が應募したことである。そして志願の理由として「男子は常に婦人に對して横暴だから死刑執行吏となつて男子に復讐してやる」といつた様な猛烈なものがあつた。また「私の母親がジブシーに殺されたからジブシーを片づけたい」といつたやうな狂氣じみたのもあつた。それから「私は死刑執行には持つて來いの勇敢な女性です」と手前味噌を並べて來た婦人があつたが、それは青物賣りの婆さんだつたといふのなど、一味のユーモアがある。

◇豪奢も今は夢のカボネ

單に名譽だけではフーヴァー大統領と覇を争ふシカゴの悪漢王アル・カボネも、既に十一ヶ年の懲役に服すべくシカゴのクック郡刑務所からジョージア州アトランタの聯邦刑務所に護送されたが、何がさて娼婆にある間は王侯貴族を凌ぐ豪華な生活をした彼のこととしてその苦勞は仲々容易でない。その名を聞けば三歳の兒童も泣き止むアル・カボネの代りに、囚人並の四〇八八六號が現在有する彼の唯一の名である。そして、彼の身につく財産としてはシカゴから携帯した金が僅か二百三十ドル、併し娼婆にあれば彼の生活を二三時間支ふるに足らぬ二百三十ドルであるが、この刑務所では一年と十一ヶ月間の小遣ひに十分である。何となれば刑務所の規定として、

月十ドル以上の金を使ふことを許されないからだ。時に囚人に對して喫煙を許すこともあるも、葉巻のやうな贅澤なものとは與へられない。また紙巻煙草も許されないの、喫煙の場合には自分で巻くか、パイプを使用する以外に方法がない。シカゴからアトランタへ護送される列車の中ではカボネも久しぶりに贅澤癖を發揮し、警吏をビツクリさせるやうな美食を攝つた。そして列車ボーイに五ドルのチップを與へたなどは彼らしい遣口だといはれてゐる。併しそれも最後の憶ひ出で、今は一人宛日に二十五セントの貧弱な食事で我慢しなければならぬとは變る浮世である。尤も、さすがにカボネだけあつて刑務所内でも大元氣で、囚人同志のベースボール・チームを組織し、拳闘でも奨励しようといふ意氣込みであると。そして模範囚人として特典を與へられることになれば、十一ヶ

◇人殺し人相の科學的新研究

だといふことになり、戦争が各方面に及ぼす影響の如何に大であるかといふことは、之によつても察知し得よう。同一九三〇年度に於て英國の警察で擧げられた犯罪の數は十四萬七千二百一十一件に上り、前年より一萬二千件の増加であり、然して最も犯罪増加の著しいのは失業地獄の極めて深刻な地方である。

イタリアの學者チエザレ・ロムブローゾが刑務所や精神病院に就いて研究した結果、左利きとか齧みとか、唇が厚く毛深い人間には人殺し盜人が多しといふ、所謂生來的犯罪人の學說を發表して以來既に半世紀を經過し、その後研究では以上の點につき犯人相互の間に正常人の間に於けるより以上に色々相違があるといふことが明瞭になり現代の學界では「犯罪人」説

は殆ど顧みられなくなつてゐるが、最近に至りロムブローゾの學說を再提出したのがハーヴァート大學のエルンスト・エー・フートン教授である。教授は刑務所内の囚人一萬六千人、精神病院その他で二千人の人間につき逐一實驗した結果、犯罪人には生物學的特徵がありといふ結論に到達したのである。教授は最近フイラデルフィアで開かれた米國哲學協會の席上研究を發表して曰く

◇名流の子弟が續々警官に

最近ロンドン市に於ける警官には英國上流階級の子弟が澤山に混つてゐるといふやうな傾向がある。現在ロンドン市警官の俸給は一週三十圓見當で他の俸給生活者に比較して必ずしも恵まれたものではないが、その中には海軍大將の令息があり、その他富豪の子弟も少なからず、従つて役所の給料などはサツパリ問題にせず、家用自動車やモーター・ボートを擁して、威張つてゐる連中もある。富裕な牧師某の令息もロンドン郊外で警官の職を奉じてゐるが、生活費の大部分は父の補助を仰いでゐるとはお多分に洩れぬ就職のためか、それとも青年の自覺が此處まで進んだためか、興味ある問題とされてゐる。

選句所感

ひさし君の「行々子」の句。先づ何となき氣品の高さを感じる。寫生が表面的でなくおのづから象徴に入つてゐるからである。水門といふからには其處は沼か湖かであることは分る。そして水門はその一隅に設けられてある。昔は日毎に茂つて丈高くなり、水の中にまでも殖えて行くので、沼や湖を小さくしてみせる。水際にあつた水門はいつか昔の茂みの中になつて來たのがそれも隠れて今はもう見えなくなり、水邊一帯眼にあまるばかりの深き青葙原の戦ぎである。そして、夏をよるこぶ行々子の聲が溢れるようにおこつて來るのである。湖畔乃至沼畔の夏情が靜かに思ひ浮かぶところに、この句の生命がある。

中洲君の「蚊遣り」の句、境地に一味の清新さがある。舟の蚊遣りを見つけたところは手柄とすべきだ。その上に下五位の、「黄昏る、」の措辭で情景を大きく深く活かしてゐる。舟の通ふ位の川であるから、蚊遣りをしてゐるのも一艘ではなく、友の舟があることが思はれる。その川に入つて今は夜のやすらひにつかうとするいく艘かの舟が列んで、申し合せたやうに蚊遣り焚くのである。川の上にはすでに暮色が這ひ初めてゐる。

どの舟からもあがる白い煙が川の暮色にハツキリとして見える。かすかな舟中生活が宛然繪のやうに見えるのも、こんな時である。そして、刻々に川上は暮れて行く、舟もその輪廓をぼかして暮色になごんで行く、蚊遣りの煙りも闇に吸はれつゝある。この句は下五位の「黄昏る、」が、句を平面から立体にしてゐる。即ち動相を藏してゐるところがいゝ。平面的な句は深味に缺けてゐるから、其處を立体的に活かして行くやうに心掛くべきである。

孤月君の「蚊柱」の句は、中七位の「風落ち暮る、」で生きて來たのである。殊に重要なところは「風落ち」にある。常に此

毎月 募集 刑政俳壇 題當季隨意 用紙官私製葉書

編輯部選

水門は 天 地に隠れて行々子 前橋 ひさし
川舟や蚊遣りの煙黄昏る 飯田 中 洲
蚊柱や風落ち暮るる草の徑 新潟 孤 月
鯉職大地をすつてあがりけり 甲府 夕 雨
五月雨の縁に這ひけり蝸牛 金澤 若 水
夜釣舟過ぎて岸打つ水の音 飯田 榮 一
古井戸の乾かぬ石や柿の花 静岡 阿 木
打水や芭蕉に動く月の影 大曲 吞 洋
對岸に舟待つ人の日傘かな 新義州 麗 青
馬借りに來て出されけり麥湯哉 水戸 月 塵

菖蒲葺く軒をくゞりし燕かな 札幌 泥 波 狸
橋上に傘の人あり杜若 豊多摩 巴
沖遠く出し漁り火や夏の海 平壤 雄 心
雨を呼ぶ晝の蛙や花菖蒲 大曲 初 歩
干網に鱗光るや青嵐 北支 ふ る
うたゝねの子に來る蚊をば叩きけり 金泉 青 村 甫
灯取虫狂ひて笠にあたるなり 水戸 香 村
山麓の分敷場やほとゝぎす 宮城 清 風
草刈の籠置いてある野道かな 市谷 上 州
蝙蝠や夕焼唄ふ子に高く 橋通 靈 雪
朝霞のかゝる青田や水鶏なく 小菅 高 岳
街の泥唾へて燕運びけり 長崎 あ 岳
螢呼ぶ子供の聲や芦の沼 飯田 史 山
大揺れに揺れ立つ森や青嵐 新義州 青 村
谷川の涼しき音や夏の星 飯田 梅 嶽
郭公や聲遙かなる山の道 金泉 花 雪
白薔薇に朝陽映へし一とこ 大邱 華 雪
夏虫や障子に迷ふよもすがら 大曲 華 雪
山寺をつゝみてにほふ若葉かな 瑞興 觀 白
朝風や矢車高く廻る音 小倉 給 山
でと虫の角振り立てし井桁かな 小田原 太 郎
照れくの坊子に近し枝蛙 飯田 五 郎
明け易き隣りの家の人語かな 飯田 五 郎

處まで心が深く到つてゐればよき句はおのづから生れる。然し其處へ向らしいものにはやうとする少しばかりの成心でも加へると、従来の俳句らしい俳句、即ちつくりものに墮ちてしまふ。どこまでも自然にである。此の句、原句は下五位が「藪の徑」であるが、此の場合には軽く捌いて、成心の片鱗を清算することである。

蚊柱は藪際に多く立つのは事實だが、それだけ「藪の徑」といふと、句が常識的になり成心の開えるのである。そこでこれを草の徑に語を換えると、その常識的成心の臭味を脱して、情景がハッキリとして来る。吹き落ちる夕風と共に夕暮の色は濃くなつて、草原の上もたゞ蒼然たる静けさに返り、次第に暗さを増しつゝある。そして、立たうとして風に立ち得なかつた蚊柱が、今は勢よく暮色の中に上下する。それは暮るゝを惜しむものゝやうな忙しい活動である。題材にあまりに固執し過ぎることがつまり成心となる。言ひ換ふれば題材の消化不良でもいゝ、題材をよく消化して再現すべきである。

噴水や石にかゝりて光り散る
 炎天や汽車残し去る黒煙
 山小屋の煤けランプや灯取虫
 田植する母を呼ぶ子や畔の上
 秩父嶺のひと時晴れし梅雨間かな
 朝霧の罩めて青田の夜明かな
 大粒の雨過ぎにけり青葉風
 蝙蝠や夕焼あとの空明り
 窓近き青葉机上を染めにけり
 庭石の苔の古びやつゝじ咲く
 幌蚊帳に子の安らげき寝息かな
 眼にあまる青田の雨となりけり
 土焼くる玄關前や日照草
 埋もれて若葉の中の草家かな
 柳あり句碑ありてよき清水かな
 逃ぐる蟹狭立てけり沙千狩
 金魚屋に子供集まる木蔭かな
 蜂去ると散らして飛べり小米花
 緋牡丹の花の夜明けや眠る蝶
 青梅に盗む子の竿動くなり
 風涼し千疊敷の青疊

新義州 蘇
 大 阪 周 匣
 小 菅 寛 山
 宇治山田 象
 八王子 蕪
 札 幌 芳 菁
 大 曲 刀 羅 月
 名古屋 一 象
 岡 山 不 二 心
 福 岡 四 友
 小 菅 雨 竹 堂
 松 山 麥 村 城
 水 戸 雨 小 晴
 市 谷 小 雨 牛
 奈 良 小 雨 牛
 廣 島 胸 丸
 豐 多 摩 其 胸 丸
 福 岡 其 胸 丸
 同 鬼 骨
 三 重 燕 骨
 大 曲 初 籠

家の庭



ジーペ

食物と癌の関係

脂肪過多のものと悪い酒を與へると悪い

痛は昔から難病中の難病とされその原因や治療法については世界的な醫學界の問題となつて外國では殊に熱心に研究されてをります。その原因については刺戟説といふのがあつて、それを實際に證明したのは故山極勝三郎博士と市川博士（北大教授）の兩氏でした。それは兎の耳にコイルタールを塗るとコイルタール

ルの刺戟で兎の耳に痛が生じたのであります。しかし世界には刺戟物はなくとも、なほ且痛が発生することがありました。たとへば婦人ならば未婚者でも、子宮痛が発生するものがあつて、男子ならば何れも平常刺戟物をとらずとも、胃痛の発生する場合があります。それでこれらの場合を體質とか遺傳とかによつて、發

生するものとして片づけてゐた。ところが研究によつて動物に脂肪過多食を與へると痛が発生して来る。しかもこの場合に刺戟なくして痛が発生してくることが分り痛といふものは食物によつて起ることがあるといふことが明かとなつた。この實驗に白鼠、南京鼠、犬、猿等を使用して行つたのであるがどの動物においても脂肪を多量に與へると痛症を發生してきます。特に脂肪過多食を與へると同時に酒を飲ませるとなほ一層迅速に起きてきます。白鼠の場合であればかういふ様な食物を與へると早いものは一週間乃至十日で痛の初期を形成して來ます。またその治療試驗について行つた動物實驗の結果によると、極初期のうちだと榮養食物の改善に依つてその一旦發生しかけたものも治つて來る傾向を明かに示してをります。以上は動物試驗である

藤家具の再生法

盛夏を待つ 御用意に

から直に人間に當はまるとは必ずしもいへないが、これは痛研究の基礎ですからこれを人間に當て考へるならば美食即ち肉、魚その他脂肪を澤山ふくんでゐるものを食べるといふことは痛を發生しやすくなるといふもので、特に天ぷらとかまぐろのとりとか、或は牛肉のロースのすき焼きといふやうなものを食べながら酒を飲むと一層痛を發生させ易いといふことになりま

暑い日を避けた木蔭や縁側などに卓子や藤椅子などの欲しい頃が近づいて來ました。今年新しくお求めになる家庭は別として去年のを使用する方や、汚れて使へずにあるのをお持ちの家庭のために、その再生法を申上げてみませ

う。先づテールは、埃をはらつてからよく石鹼水で洗つて乾かし、アトステンを刷毛でムラなく塗り生乾きの中に布で軽く拭きとつて、三時間位風通しのよい處で乾かしてから、ラックをムラなく塗つて、それを二三日乾かしますと新しいものになりすが、より以上美しい艶を出しますにはやはらかい布（ネルなどがよろしい）に種油をつけて根氣よく磨き、その上で砥粉を付けて砥粉が浮く位に磨き粉をぬぐひ去りますと、全く新しいものと同様になります藤椅子は、これも先に石鹼水でキレイに汚れを落ししてから、好みの色の普通染料を溶き、噴霧器に入れて、洗つた椅子の隅々にまで丁寧に吹きかけて乾かします。乾かしましたなら、ラックをアルコーンで溶いて、またそれを噴霧器で隈なく噴きかけて乾かしますと、完全に色止めが出来まして、美しい艶も出ます。

漬鹽は物漬 その三拍子とは 鹽、壓し、漬り加減

今はいろ／＼の野菜が出てまゐりますから、おいしい漬物がいたゞけます。漬物の漬方は實に多いのですが、野菜などの眞の味を味はふには鹽漬に優るものはあります。そして鹽漬は簡単なやうでありすが、おいしく漬けるには鹽加減、歴し加減、漬り加減等がむづかしいものです。そこで鹽漬の御注意を申し上げます。第一に鹽加減ですが、之は甘好き、鹹好きによつて異なりますが、野菜一貫匁に對し大體最も甘口で食鹽六匁内外、普通甘口で一合内外、並口で一合五匁内外、鹹口で二合内外、鹹口で三合内外、最も鹹口で五合内外を標準といたします。たゞ當座用のものは甘口でよろしいが、長く貯蔵するにはなるべく鹹く漬けることが必要であり、また暖かい地方では早く酸敗いたしますから少々鹹口に漬けること、寒い地方では淡鹽でも酸敗することが少くうま味を保つ期も長いので、材料は新鮮なるものを用ひることはいふまでもなく、いづれもていねいに洗つて泥などを落とし、葉物で虫氣のあるものは鹽水につけて洗ふことです。壓石は材料の如何にもよりますが、大體材料と同じ重さのものを選ぶことであまり壓石が重過ぎますと水が出過ぎて硬くなりますし、輕過ぎれば柔かになり風味を損じます。なほ鹽漬にはダシ昆布を諸所に入れますと大へ

葛菓子の方 こしらへ方

暑き時にはお菓物もさつぱりしたもの好まれますが、葛菓子などもよいものです。葛菓子をこしらへるには、材料は葛大匙一杯、砂糖二杯、水三杯の割合で、別に餡を用意いたします。まづ葛を少量の水で溶いた上砂糖を加へ、次に水を加へます。葛と砂糖をいっしょに入れてしまつと水を加へてもなが／＼溶けません。これを鍋に入れて火に

かけ、あまりかきまはさないやうにして、少し白くかへつた頃に茶碗又はコップに半分程その葛を入れ、その上に餡玉（餡を丸めたもの）を載せますと葛は段々上の方にかぶつてまゐりますから、それを蒸籠に入れて二十分間位蒸して型から抜きます。葛によつて非常にかたくなるのがありますからその時は水を少々多くいたします。なほこれを一／＼椿の葉のやうなものにはさんで出すと色彩りもよく一層涼味を増します。

買ひ物秘訣 覚え歌

—東京市商工課—
○鮮魚（丸身）
肉締り鱗整ひつやつやし
眼玉うるまざ鰓の赤きを
○鮮魚（切身）
血合よく肉の切口よく締り
光澤あつて身割れなきもの

油氣なく紅き光澤 あり香氣よく
たゞいて堅き音のするもの
○干瓢
干瓢は長く揃うて節がなく
薄飴色でしみなきがよし
○甘藷
成るべくは締りがよくて 色白く
目方があつて莖のなきもの
○牛蒡
飴色の皮が薄くて中細を
選べ太きは堅く隙間あり
○玉葱
皮薄く光澤ありて肉締り
根座小さく芽の枯れしもの
○林檎
紅玉は色鮮かに肉締り
形正しく黒點なきもの
○姫詰類
振つて見て音がする上 目が軽く
蓋の膨らむものは買ふなよ

○清涼飲料 良き品は濁液沈殿更に無く

足のなやみ 水蟲の手當

夏になると都會の人の七十%までが水蟲に悩まされる。いつも靴を穿いてゐるサラリイメンや足袋を脱ぐことのない商人などの中には数年甚だしきは十数年の長きにわたつて不快なやみやみといたさに苦しめられる人があり、とかく治り難いものがあるが決して根治できぬものではない。極く初期であれば小水泡を仔細に消毒した針の先でつぶし、内容を出した後へ五%—十%のサリチール酸酒精が沃度で全治する。腫れたり、膿をもつやうになつたものは化膿した部分に針またはメス探などの當て、排膿し四、五日の間硼酸軟膏に三%—五%の割合に精製硫黄を加へた膏薬か硼酸軟膏に五%の割合に亞鉛華を入れた膏薬を外用し、乾燥しはじめたら上述の初期の手當を施せばよい。専門家につくならばレントゲン治療をうけるのも効果のある方法である。絶えず靴や足袋をつけてゐる職業の人がよく水蟲に罹るのを見ても想像されるやうに水蟲の誘因の第一は汗であるからなるべく發汗を少なくするやうにし、できるだけ靴或は足袋をはくことを控へ外出先から歸つた際には忘れず趾間を清潔にし乾燥させるやうに注意すれば水蟲を豫防することができぬ。



◎受刑者の花見に就ての感想

旭川 耕 春 生

當所に於ては曩に陸軍記念日に於ける第七師團及旭川市共同主催の燈火管制演習の際、職員の非常召集を行ひ、收容者を合同して工場及舍房其他全部の燈火管制並に消防演習を行ひ、一朝有事の場合に於ける訓練を爲すとともに、志氣を鼓舞せしが、更に支所長は、未だ此地方では其例を開かざる受刑者觀櫻會を五月十五日の免業日曜の教誨後催された。

私は最初支所長の觀櫻會開催の計畫あるを知り余りに尖端過ぎるのではないかと聊か危懼したものであつた。それは觀

櫻會と言つても小菅刑務所のそれの様に構内に爛漫たる櫻が有るのでは無く、唯一枝の櫻を(所長官舎の櫻の枝を切つてストロブを焚いて咲かして)教誨堂に飾り、僅かばかりの牡丹餅を與へてこれが花見だと謂ふのであるから、社會に於て放恣放漫なる生活を経て居る大部分の彼等から、何んだこれでも花見かと反抗心を助長するのでは無からうかと案じたことであつた。然るに事實は私のかうした危懼心を一蹴して猶余りある美しい情景を現出したことに一驚を喫したのである。即彼等の多くは、單に一枝の櫻花に興味を湧ひたのでも無く又甘い牡丹餅に感謝したのでも無い、唯僅かな時間では在るが解放された喜びと、世間並に花見をさせて呉れる支所長の慈悲心に感激したのであつた。

朗らかに一日櫻の集ひ哉、
あるものが無くて淋しい花見哉、
酒無くも心たけ酌め皆の人、
移る世や囚屋の中の花見哉、以下數十句略、次に受刑者側の感想を見るに大略左記の如くである。
聖代の恵みを受けて花見哉、
囚れの子に花見せる親の慈悲、
鐵窓の中に思はぬ花見哉、
酒無くも人の情に酔ふ花見、
和みたる花見心で世に出でん、
御堂の前只一枝の花なれど
情の花のいとゞ身にしむ、
花の香に打たれて悲し我は今
空しく咲きし大和男の子よ、以下略、尙思想犯人某の感想を擧ぐれば、
詩歌を楽しむ心は即愛の心です、時には受刑者への花見の催となつて表れることでせう、私共は何よりも人情の深い所長さんを得たことを感謝しなければなりません。心に樂しめば即一境の人喜び、心に樂しまざれば即一境の人懼る、大丈夫官刺史に到る又榮なり。中略 私共と

しては心にやましいことや憂ひごとが無ければ、牡丹餅でさへ結構なお花見の宴が開けるものだと言ふことが泌々と体得されました、厚く御禮申上ます。
此種の感想文や又は俳句和歌俚謠などが、いづれも同一意味に於て表現されて居たことより見て、如何に彼等が満足し、感謝したかを知ることが出来たのである。而して私は、この單なる謂換へれば花見なる催しから得難い現實の體驗を得たことを喜こんで居る。

◎教誨に於ける唱歌コーラスの奨励

豊多摩 平 林 生

近時教誨の補助事項として四大節等に於ける國歌合唱の現象は吾人等の最も愉快とする所である、素より其の合唱が單なる遊戯的でなく彼等が唱つてゐる其の内に、知らず／＼崇高な雰圍氣内に誘は込まれ、國家的觀念を養成し得られる

事は勿論であるが、吾人は尙ほ内的運動による保健の意味に於ても、現時の國歌合唱を奨励し、尙ほ進んで、教誨毎に修養歌宗教歌又は通俗歌等の合唱を奨むるものである。
我々が喜ばしい時、殊に感極つた時、胸から込み上げて来る愉快を、ちつと押へる事は不自然である、散歩も許されぬい舞踏も許されぬ、肉體的運動を許されぬといふれば、其處に萬歳——詩吟——或は唱歌等によつて口から情熱の發散を放し、内的運動により、自然に身體の調節を計るものである。近親の計に接したる時、僧侶に讀經を願ふは當然であるが、誰れしもが、素人ながら一片の讀經を上げた心理にもなるであらう、其の心理たるや、勿論死靈の冥福を祈るものであるがそれよりも自分の悲しみに閉された心境を讀經を上げる無我により救ひ得る事は本職たる教誨師諸氏も肯定する所であらう、喜ばしいにつけ、悲しみにつけ我々が口により萬歳——詩吟——唱歌——或は讀經等の發露によ

つて内的運動を起し、肉體的運動後に於ける、身心の快味と何等變りない快感を味ひ得る事は已に體驗によつても明かな處である、又其處に萬歳——詩吟——唱歌——讀經等の意義が含まれてゐるのではなからうか、彼等の一部を除けば多くは若人の集いである、血も燃れば熱も燃へる、然し燃へる血を——熱を、余りに壓抑しつゝあるのが現制度ではなからう、狭苦しい一定な居至、一日座り切りの消極的作業、余りに其の血を熱を發散するに縁遠い感のものばかりではあるまいか、こゝに於て吾人は實質的——經濟的——戒護の見地から内的運動たる情熱の發散方法は口による唱歌コーラスにしくものはない事を斷言し得られる、合法的な唱歌コーラスによる内的運動によつて情熱を發散し得た、發散後の快感を味はせて彼等に其の後の熟考も與へられ、心氣更新して作業の能率も上げしむる事が出来得るのではなからうか、たゞ唱歌其のもの、選定に留意する事は論をまたないが規律的——大衆的でなき

もの、外、敢て嚴選の意味も要しない。

◎收容者の處遇に對する私見

柳町支所 巖 鐵 生

收容者の處遇問題に就ては既に大家及び實務家に依つて論述せられ一九三二年の今日殊更論ずるまでもないが今回私の不幸なる體驗に徴し聊か私見を述べ讀者諸兄の叱正を乞ふ

わが東北地方にも漸く光明な春が訪れようとした雪溶時私は不幸にも或る病氣にかゝり〇〇病院のベットの上に呻吟しなければならぬ破目に陥り約五十日の入院生活を致したのである、而してこの長い入院生活中自己對彼等收容者の境遇のあまりにも同一であるを痛感せざるを得なかつたのである、即ち入院生活中はいふまでもなく彼等收容者と同様僅かに二間に三間位の室の中に自由を拘束せられ

到底體驗者でなければ味ふことの出来ない苦痛があつた、その間只々神佛の加護に依り縋り一日も速く治癒せんことを只管祈る外何物もなかつたのである。

然しながら當時の私には一日二回眞白き制服に、眞白き帽子、片手に體溫計を携へて病床を訪問し呉れる看護婦、一日一回ドクトルの廻診がせめてもの慰めであつた、殊に時々の上司並に同僚の訪問があり當時私に取つてのバラダイスともいふべきであつた、が然し彼等收容者にはそれさへ恵れない現在の境遇にあるのではある。

如何に犯罪者として自ら蒔いた當然の報ひとはいへあの薄暗い監房の中にあつて朝から晩まで改悛の涙にくれつゝ與へられた作業に努力し一日も速く出獄の日の來らんことを希ふて居るものがその大多数なのにそれはあまりにも彼等收容者の前途を暗影にするものではなからうか。

かの英國に於ては行刑局員に依つて選

任せられた常識あり且信用ある市民男女六百人以上を一團とせる刑務所訪問委員を有し而も是等訪問委員は少くとも一週一回夕刻若くは收容者の作業に従事せざる週末に於て自ら刑務所に臨み各人を別房に訪問し宗教若くは政治談に涉らざる範圍に於て自由に彼等と交談する等々非常に好成绩を呈して居るといふ(印南於兎吉氏の隨感隨筆刑政第四十五卷參照)

この好成绩こそ彼等收容者の前途が光明への第一歩にあらずして何んであらうこの意味に於て私は明るい行刑をモットーとして居る今日わが行刑界にも是非斯の如き美舉、即ち明るい心明るい氣分を漸時醸成することが第一義でなからうか、否明るい行刑の要諦ではなからうか。

希くば當時の自己對彼等收容者の境遇のあまりに同一なるを痛感し一日も早く斯の如き制度の實現せられんことを切望して擱筆す。

◎教化の重要性と個別處遇に就て

滋賀務刑所 黒 田 巖

今時の行刑は、昔日の應報、威嚇主義てふ舊殼を脱し受刑者を感化教養し以て善良なる公民に復歸せしめんとする主義、即ち約言せば、教化主義に轉換され來りたるは時代の然らしむる所とは言へ眞に行刑界將來の爲め慶賀にたえざる所なり。

然らば教化は、何が故に重要なるか其の説明に付きては今更暇々を要せざらんも、受刑者今日あるは從來、教養の不備なるか、又は人格的缺陷を有する者多きに鑑み、殊に近來累犯者激增、思想犯人の簇出等の憂ふ可き現象よりして、彼等を人格的に認め、之れに適正なる教化を施し、以て正しき自己を認識せしめ善良なる公民に還元せしめ、累犯に陥らざらし

めんとするは、犯罪の防遏を主眼とする刑事政策として、極めて重要にして且つ妥當なる方法なりと解さるゝに至りたるに據るものと言はざる可らず。

さらば教化の適切は如何なる手段方法に據りて期す可きや。思ふに筆者は、それは受刑者の個別處遇を完全に行ふにありとす。

即ち彼等の各個性を識別して、其れに適應せる處遇を爲し、以て教化の向上を圖らんとするものなり、之れを平易なる語を以て現さんか所謂一人を見て法を説く」の式なり。

無學文盲なる者に對し、孔孟の言を聞かしたればとて、それは馬耳東風に等しく、人格低劣なる者に對し、直ちに君子の行を求むるは木に攀りて魚を求むるに似、性狂暴なる者を鎮めんとするに、大聲叱呼せんか、恰も火に油を注ぐが如く、面貌狡猾に富む者を遇するに寛仁大度を持せんか爲めに法規を輕んじ威令を行はず、遂には救ふに道なき惡人に墮す可く、反之各個人の性格を熟識し巧みに

機會を捉へて適實なる教化の策を探らんか、其の成績たる、實に期待す可きものあらんと信ずるものなり。
之れを要するに、教化と個別處遇とは密接不離にして加之與る所大なりと言はざる可らず。



法學志林

第三十四卷 第六號
昭和七年六月一日發行

- 刑法改正案論評……………牧野英一
- 因果關係——不作爲犯
- 隱居行爲論……………中川善之助
- 藥師寺教授に答へつゝ
- 民事判例研究……………藥師寺志光
- 建物保護法第一條の解釋並に同條と借地法第六條との關係
- 刑事判例研究……………牧野英一
- 放火罪と公共危險の認識
- 非理法權錄……………雨花子
- 新刊批評及思潮概觀
- 全法律に對する指導原理としての信義誠實の原則(牧野英一)
- アメリカの不定期刑制度(木村龜二)
- 新刊短評 □雜誌一瞥二件
- 判例 民事二十三件 刑事二十二件 行政四件 歐文
- 罪刑法定主義と教育刑(木村龜二)(佛文)

東京 法政大學發行

法學協會雜誌

第五十卷・第六號

- 論 說
- 刑法改正草案と共犯の從屬性……………法學士 草野約一郎
- 確認訴訟と時效の中斷……………東京帝國大學教授 我妻榮
- 國際法と國內法との區別……………東京帝國大學教授 美濃部達吉
- 及關係
- 資料及紹介
- 教煥出土の唐公式・假寧兩令……………法學士 仁井田陞
- 獨逸民事訴訟法草案概説……………東京帝國大學助教授 兼子一
- 竹田省博士著「商法總則」……………東京帝國大學教授 田中耕太郎
- 末川博士著「權利侵害論」……………我妻榮
- ユリウス・オフネル「法と社會」……………田中耕太郎
- 判例研究
- 民事訴訟法判例批評(一二二)……………法學博士 加藤正治
- 民事訴訟法判例研究錄(昭和五年度)(一三)
- 吾妻光俊——加藤正治——我妻榮——戒能通孝
- 鈴木竹雄——末弘嚴太郎——江川英文——兼子一
- 難 報
- 法理研究會記事「明治初期の法律雜誌變遷史」

東京帝大内 法學協會發行

法律論叢

第十一卷 第六號
昭和七年七月一日發行

- 論 說
- 債務關係の内容の欠缺と其正當なる實行……………川添清吉
- 民事訴訟に於ける口頭辯論準備制度(四)……………野間繁
- 資料
- Sachsenspiegel (Landrecht) に関する研究(一)……………森吉義旭
- ドイツ労働法の社會的機能の變遷(二)……………後藤清
- 刑事補償法の概念(一)……………坂本英雄
- 判例研究
- 商法判例研究……………水口吉藏
- 判 例
- 民事判例一〇件 刑事判例一一件
- 月間時事

明治大學内 明大學會發行

法學新報

第四十二卷 第七號
昭和七年七月一日發行
定價五錢 郵税一錢五厘

- 論 說
- 破産債權者若くは和議可決後に於ける相殺權の行使……………法學博士 加藤正治
- 商法改正要綱に對し反對すべき點(五)……………法學博士 高窪喜八郎
- 白地手形本質論(四)……………中大教授 升本重夫
- 刑法に於ける「行爲」の概念……………法學士 小泉敏次
- 労働權の法律的實現(二・完)……………法學士 村 教三
- 說 苑
- 奈良時代の徳政……………中大教授 瀧川政次郎
- 資料
- 儒帝學說彙纂第六卷邦譯(五)……………城大教授 船田享二
- 判例研究
- 刑事判例研究……………中大講師 草野約一郎
- 名譽毀損罪と侮辱罪
- 判例批評……………判例研究會
- 産業組合の理事が自己と爲したる契約の効力(升本重夫)
- 借地法第十條の買取請求權の行使と同時履行抗辯權
- 及敷地の占有(片山金章)——認知請求權の拋棄(長沼恒)
- 海外事情
- The Committee on Ministers' Power の報告——五月四日ドイツ緊急命令——アメリカに於ける團體保險

發行所 中央大學内 發賣所 東京・神田 有斐閣 法學新報社 巖松堂

45^e Année n^o 7

Juillet 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A.—De la tendance actuelle du problème pénitentiaire en Europe.

Nakao, B.—De l'exécution des peines privatives de liberté comme éducation sociale.

Kambara, S.—De la construction des prisons.

Mouvement des idées à l'étranger :

R. E. Collins, Social work preparing for parole.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio